

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	研究科の専攻の設置								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン ショウケイガクイン 学校法人 尚綱学院								
フリガナ大学の名称	ショウケイガクインダイガクダイガクイン 尚綱学院大学大学院 (Shokei Gakuin University Graduate School)								
大学本部の位置	宮城県名取市ゆりが丘四丁目10番1号								
大学の目的	キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	人間存在をその文化性・社会性・歴史性において宗教学・神学・哲学・倫理学などの分野から専門的に研究し、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担う人材の育成を目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	総合人間科学研究科 [Graduate School of Comprehensive Human Science] 人間学専攻 [Master's Course in Humanics]	年	人	年次人	人	修士(学術)	平成29年4月 第1年次	宮城県名取市ゆりが丘四丁目10番1号	
	計	2	6	-	12				
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	総合人間科学研究科 人間学専攻	講義	演習	実験・実習	計	30単位			
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設	総合人間科学研究科人間学専攻(修士課程)	4人 (4)	2人 (2)	-人 (-)	-人 (-)	6人 (6)	-人 (-)	-人 (-)
		計	4 (4)	2 (2)	- (-)	- (-)	6 (6)	- (-)	- (-)
	既設	総合人間科学研究科心理学専攻(修士課程)	4 (4)	3 (3)	1 (1)	- (-)	8 (8)	- (-)	- (-)
		総合人間科学研究科健康栄養科学専攻(修士課程)	6 (6)	- (-)	1 (1)	- (-)	7 (7)	- (-)	1 (1)
	計	10 (10)	3 (3)	2 (2)	- (-)	15 (15)	- (-)	1 (1)	
合計	14 (14)	5 (5)	2 (2)	- (-)	21 (21)	- (-)	1 (1)		
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		40人 (42人)		-人 (-人)		40人 (42人)		
	技術職員		3人 (3人)		-人 (-人)		3人 (3人)		
	図書館専門職員		-人 (-人)		-人 (-人)		-人 (-人)		
	その他の職員		-人 (-人)		-人 (-人)		-人 (-人)		
計		43人 (45人)		-人 (-人)		43人 (45人)			

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			大学全体		
	校 舎 敷 地	- m ²	96,422m ²	- m ²	96,422m ²					
	運 動 場 用 地	- m ²	42,453m ²	- m ²	42,453m ²					
	小 計	- m ²	138,875m ²	- m ²	138,875m ²					
	そ の 他	- m ²	154,512m ²	- m ²	154,512m ²					
合 計	- m ²	293,387m ²	- m ²	293,387m ²						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			大学全体		
		300m ² (300m ²)	27,417m ² (27,417m ²)	- m ² (- m ²)	27,717m ² (27,717m ²)					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設			大学全体		
	20室	22室	42室	4室 (補助職員3人)	2室 (補助職員-人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称			室 数			6 室		
		総合人間科学研究科人間学専攻								
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕 種	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体での共有 図書(外国書を含む) 59,497冊 学術雑誌(外国書 を含む)387種 電子ジャーナル (外国書を含む) 23		
	総合人間科学研究科 人間学専攻	59,647〔6,170〕 (59,347〔6,080〕)	394〔87〕 (387〔84〕)	23〔1〕 (22〔0〕)	- (-)	- (-)	- (-)			
	計	59,647〔6,170〕 (59,347〔6,080〕)	394〔87〕 (387〔84〕)	23〔1〕 (22〔0〕)	- (-)	- (-)	- (-)			
図書館		面積		閲覧座席数		収 納 可 能 冊 数		200,000冊		
		2,338m ²		228席						
体育館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要				複合グラウンド		
		2,339m ²		テニスコート4面						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	共同研究費、図書・ 設備購入費は、大学全体	
	教員1人当り研究費等		400千円	400千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円		
	共同研究費等		3,600千円	3,600千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円		
	図書購入費	100千円	100千円	100千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円		
	設備購入費	3,700千円	2,800千円	100千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円		
学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次				
	795千円	545千円	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円				
学生納付金以外の維持方法の概要			手数料収入、寄付金収入、補助金収入 等							
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	尚綱学院大学							宮城県名取市ゆりが丘四丁目10番1号 平成27年度から生活環境 学科より名称変更	
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度		所 在 地
	大学院	年	人	年次 人	人		倍			
	総合人間科学研究科									
	心理学専攻	2	6	-	12	修士(心理学)	0.37	平成19年度		
	健康栄養科学専攻	2	6	-	12	修士(栄養学)	0.25	平成19年度		
	総合人間科学部									
	表現文化学科	4	60	3年次 10	260	学士(表現文化)	1.02	平成19年度		
	人間心理学科	4	80	3年次 10	340	学士(心理学)	1.15	平成15年度		
	子ども学科	4	80	3年次 10	340	学士(教育学)	1.15	平成22年度		
現代社会学科	4	80	3年次 10	340	学士(社会学)	1.17	平成19年度			
環境構想学科	4	60	3年次 10	260	学士(環境構想)	0.76	平成19年度			
健康栄養学科	4	80	-	320	学士(栄養学)	1.14	平成15年度			
附属施設の概要	該当なし									

学校法人 尚絅学院 組織の移行表

平成28年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員
尚絅学院大学 総合人間科学部			
		3年次	
表現文化学科	60	10	260
		3年次	
人間心理学科	80	10	340
		3年次	
子ども学科	80	10	340
		3年次	
現代社会学科	80	10	340
		3年次	
環境構想学科	60	10	260
健康栄養学科	80		320
計	440	50	1860
尚絅学院大学大学院 総合人間科学研究科			
心理学専攻(M)	6		12
健康栄養科学専攻(M)	6		12
計	12		24

平成29年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
尚絅学院大学 総合人間科学部				
		3年次		
表現文化学科	60	10	260	
		3年次		
人間心理学科	80	10	340	
		3年次		
子ども学科	80	10	340	
		3年次		
現代社会学科	80	10	340	
		3年次		
環境構想学科	60	10	260	
健康栄養学科	80		320	
計	440	50	1860	
尚絅学院大学大学院 総合人間科学研究科				
心理学専攻(M)	6		12	
人間学専攻(M)	<u>6</u>		<u>12</u>	専攻の設置(届出)
健康栄養科学専攻(M)	6		12	
計	12		36	

設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

届出時における状況					新設了学部等における状況						
学部等の名称	授与する学位等		異動先	専任教員		学部等の名称	授与する学位等		異動元	専任教員	
	学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授		学位又は称号	学位又は学科の分野		助教以上	うち教授
総合人間科学研究科心理学専攻	修士(心理学)	文学関係	心理学専攻	8	4	総合人間科学研究科人間学専攻	修士(学術)	文学関係	人間学専攻	6	4
			人間学専攻	-	-				心理学専攻	-	-
			計	8	4				計	6	4
			計					計			
			計					計			
			計					計			

(用紙 日本工業規格A4縦型)

基礎となる学部等の改編状況

開設又は改編時期	改編内容等	学位又は学科の分野	手続きの区分
平成19年4月	総合人間科学研究科心理学専攻 設置	文学	設置認可(研究科)
平成21年4月	総合人間科学研究科心理学専攻のカリキュラム変更	文学	学則変更(研究科)
平成28年4月	総合人間科学研究科心理学専攻のカリキュラム変更	文学	学則変更(研究科)
平成29年4月	総合人間科学研究科人間学専攻 設置	文学	設置届出(研究科)

別記様式第2号(その2の1)

教育課程等の概要														
(総合人間科学研究科人間学専攻)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
特論科目	人間共生特論	1前	2						1					
	ヘブライ思潮	1前		2						1				
	キリスト教思潮	1後		2						1				
	近代思潮	1前		2					1					
	現代思潮	1後		2					1					
	聖書学特論	1前		2						1				
	宗教学特論	1前		2						1				
	共生哲学・共生思想特論	1前		2					1					
	人間存在論特論	1前		2					1					
	社会経済思想特論	1前		2					1					
小計(10科目)	-		2	18	0				4	2	0	0	0	
演習科目	人間共生演習Ⅰ	1後	2						1					
	人間共生演習Ⅱ	2前	2						1					
	聖書学演習Ⅰ	1後		2						1				
	聖書学演習Ⅱ	2前		2						1				
	宗教学演習Ⅰ	1後		2						1				
	宗教学演習Ⅱ	2前		2						1				
	共生哲学・共生思想演習Ⅰ	1後		2					1					
	共生哲学・共生思想演習Ⅱ	2前		2					1					
	人間存在論演習Ⅰ	1後		2					1					
	人間存在論演習Ⅱ	2前		2					1					
	社会経済思想演習Ⅰ	1後		2					1					
	社会経済思想演習Ⅱ	2前		2					1					
小計(12科目)	-		4	20	0				4	2	0	0	0	
研究指導科目	特別研究	1~2通	8						4	2				
	小計(1科目)	-	8	0	0				4	2	0	0	0	
合計(23科目)		-	14	38	0				4	2	0	0	0	
学位又は称号		修士(学術)		学位又は学科の分野				文学関係						
卒業要件及び履修方法								授業期間等						
必修科目14単位、選択科目から16単位以上、合計30単位以上修得し、かつ修士論文を提出し、審査に合格すること。								1学年の学期区分				2学期		
								1学期の授業期間				15週		
								1時限の授業時間				90分		

授 業 科 目 の 概 要			
(総合人間科学研究科人間学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
特論科目	人間共生特論	人間の文化性、社会性、歴史性は一般に教育と呼ばれる言葉では包摂できない人間形成の営みの反映であり、この営みは自他の行為連関として現れ出る。このことが十全な意味をもちうるための各々の意味内実を考察する。また、多様な文化の相互依存と相互対峙を特徴とする今日のグローバリゼーションにおいて、そして人間の文化的社会的歴史的制約性のもとで、如何にして人間としての形成と共生、そして自他の行為連関の構築が可能となるのか、そこから要請される人間の在り様を教育哲学の視点から探求する。	
	ヘブライ思潮	古代ユダヤ教文献をそれが生み出された歴史的背景と関連づけながら読解していく。読解に際しては、原典及び各国語訳を併読し、また当該文書にかかわる学術書、学術論文をも読み進めていく。これらの作業を通して、古代文献を読み解くスキル、研究というものが何を論点としているのかについての視点を獲得するとともに、後のキリスト教およびイスラームへと通じていく古代ユダヤ思想の源流と展開についての理解を深め、それらが近現代にいたる世界観に及ぼした影響についての洞察を得る。	
	キリスト教思潮	紀元1世紀から現代に至るまでのキリスト教の歴史の中で、議論の焦点となった主題を取り上げ、その歴史的・社会的・思想的背景を辿りながら、なぜそれが議論されるに至ったのか、どのような人間観に基づき、どのような議論がなされたのかを紐解く。	
	近代思潮	個人と個人との差異をどう架橋し社会を構築するのか。近代以降の人間間の紐帯・連帯への理論構築の系譜をフランス革命以降の欧米の社会思想史の中に見つけ出していく。友愛、連帯、共和主義、福祉といったキーワードの歴史性とその現代性とを考察する。代表的著作の抜粋及びその研究書や論文の抜粋を分担制で読解していく。その際、当時の歴史の特徴や社会状況を調べて発表する。	
	現代思潮	20世紀以降、多様に展開されてきた哲学や思想の潮流を考察する。現代の哲学及び思想は、近代の理性観や啓蒙思想に対峙する形で登場した後、ヨーロッパ大陸では実存主義や現象学、解釈学、構造主義、批判理論、ポストモダニズムなどに分岐し、英米圏では論理実証主義を経て分析哲学へと発展した。そしてさらに、カルチュラル・スタディーズやポストコロナリズムなど時代特有の新たな思潮をも生み出した。このような哲学や思想の持つ意味を、社会状況や文化状況、政治状況の時代診断を踏まえながら重層的に理解する。	
	聖書学特論	聖書学の最新成果に基づく、歴史的批判的方法論と聖書各文書に関する緒論的基礎知識に触れ、受講者が自分自身で、聖書における人間理解を深めながら、聖書原典の翻訳・解釈作業を始めることができるようになることを目指す。聖書本文の翻訳・解釈を左右することになる、聖書各文書の本文批評問題、著者問題、社会的・時代的背景の問題などを文書ごとに取り上げ、緒論的に解説していく。	
	宗教学特論	「宗教」は個人の信仰にかかわる事柄と考えられがちであるが、本来、人間の文化的営みのすべては「宗教的」な事象であると言える。それゆえ、人間の生み出したものすべてが「宗教学」の研究対象となる。本講義では「宗教」の多様な側面を分析する宗教学の様々な方法論を原典及び学術書の読解を通して学ぶとともに、「宗教」概念が本来もっている広がりや再発見を試みる。そのことを通じて、人間の営みの表面に現れる多様性とその内実における共通理解を考察し、文化的背景の異なる人間同士の共生の可能性を探求する。	
	共生哲学・共生思想特論	本講義では「共生の哲学・思想」について一般的な理解を学修する。現代まで、哲学や思想において「共生」はどのように考えられてきたのか、またその理念が活かされる社会のあり方とはどのようなものか。これらについての理解を得る。具体的には「個人」の生から共生についての理解を深めること、「他者」との連関を考察すること、そして共生が実現されるべき「社会」のあり方を描くことなどが内容となる。講義前半は「共生の哲学・思想」の基本概念と通史を概観し、後半でその具体的問題を個々の事例に基づき考察する。	
	人間存在論特論	フランス近現代の社会思想史の立場から、第三共和制期(1870-1940)の政教分離問題を軸に据え、宗教勢力と世俗勢力の対立、その争点となった道徳ヘゲモニーの争奪戦(モラルサイエンス問題とスピリチュアリティ問題、教育制度と人間形成との問題等)を考察し、その中でどのような棲み分け原理即ち共生への道筋が模索されたかを再確認していく。関連文献・資料を読解しながらも、現時点での共生原理の理論モデル構築を試みる。	

	社会経済思想特論	人間は社会的な存在であり、その人間の営みは絶えず経済を伴う。その点で、人間の社会的・経済的思想の形成とその内容を考察することは、人間の共生への探求の際にきわめて重要な要素となる。本講義では、まず国民国家や国民経済の概念が形成され、社会経済的な意識形成がなされた18世紀から現代の社会経済思想を概観する。次に資本主義の高度化や成熟社会といった産業社会以後の社会経済の複雑化の中で顕著になった現代の社会経済思想を把握する。そして今日の代表的な社会経済思想家に焦点を当てながら、社会経済生活に関わる人間の問題を考察する。	
演習科目	人間共生演習Ⅰ	ヨーロッパ文化の根底には古代ギリシアのバイディアとフィロソフィアの営みが流れているが、両者がどのような意味をもった営みであったかを文献講読を通して考察する。バイディアは一般に教育・教養と訳されるが、その意味内実はこれらの概念では理解し尽くせない人間の営みを言い表しており、また人間としての営みの点ではフィロソフィアとも密接な連関を有している。両者の意味内実、そしてどのような連関があったかについて考察する。	
	人間共生演習Ⅱ	人間共生演習Ⅰの考察を踏まえ、バイディアとフィロソフィアによって言い表される人間としての営みが今日の人間の共生の問題において如何に再考されるかを、関係する文献の講読を通して考察する。その際、通史的に従前の人間観を概観し、人間理解における科学主義・技術主義の問題をも考察する。これらの考察を通して、今日の知識基盤社会における人間の在り様を課題にするとともに、知識基盤社会を支え、また構築しうる人間存在を探求する。	
	聖書学演習Ⅰ	聖書本文の解釈作業の中で、同一本文に存在する文法的・神学的解釈の可能性を見出し、時代的・社会的・思想的背景を辿り、原始キリスト教共同体においてどのような人間理解がなされていたのかを探りながら、原典に相応しい解釈ができるようになることを目指す。発表者を中心に共同で聖書原典の本文解釈を行なう。参加者全員は現代語による註解書を1つ担当し、当該箇所を読み、註解者の主張を把握しておく。発表者は、全ての註解書と関連する文献資料にあたって原典テキストを解釈し、解釈が分かれる部分の独自の見解や立場を発表の中で明らかにする。	
	聖書学演習Ⅱ	聖書本文の解釈作業の中で、同一本文に存在する文法的・神学的解釈の可能性を見出し、時代的・社会的・思想的背景を辿り、原始キリスト教共同体においてどのような人間理解がなされていたのかを探りながら、原典に相応しい解釈ができるようになることを目指す。聖書学演習Ⅰに引き続き、共同で聖書原典の本文解釈を行なう。参加者全員は現代語による註解書を1つ担当し、当該箇所を読み、註解者の主張を把握しておく。発表者は、全ての註解書と関連する文献資料にあたって原典テキストを解釈し、解釈が分かれる部分の独自の見解や立場を発表の中で明らかにする。	
	宗教学演習Ⅰ	特定の宗教ないし宗教的事象について、その歴史、思想、実践、形象等を分析する。まず、研究対象についての一次資料（文献、考古学的遺物、インタビュー等）を収集する。次に、多様な方法論についての先行研究を精査し、当該資料の分析の仕方について習得する。そして当該資料分析にふさわしい方法論を実際に適用して、資料の解析能力を身に着ける。これらの過程において定期的に発表とレポート提出を行うことで、研究実践を経験するとともに、プレゼンおよび論文作成能力を身に着ける。	
	宗教学演習Ⅱ	特定の宗教ないし宗教的事象について、その歴史、思想、実践、形象等を分析する。まず、研究対象についての先行研究を精査し、その方法論と結論を要約する。次に、実際にその方法論を適用し、当該方法論及び結論の妥当性を批判的に吟味・検証する。同じ方法論で異なる結論が出た場合にはその理由を考察し、同じ結論に至った場合には異なる方法論の適用可能性を吟味し、実践する。これらの過程において定期的に発表とレポート提出を行うことで、研究実践を経験するとともに、プレゼンおよび論文作成能力を身に着ける。	
	共生哲学・共生思想演習Ⅰ	本演習では、共生社会について、哲学及び思想の分野で語られている各種論考の読解を通して、共生社会を実現するために必要とされる理論的方策を考察する。演習の際、講読の対象とする文献は、外国語（主に英語）文献である。その読解を通して、文化の差異性を理解することをはじめとし、異文化間に見られる多様性や複数性、特異性、固有性など、重要なキーワードを手掛かりとし、共生の質的内容及び共生社会実現へのプロセスを考察していくことが課題となる。	
	共生哲学・共生思想演習Ⅱ	本演習では、共生哲学・共生思想演習Ⅰに続き、共生社会について、哲学及び思想の分野で語られている各種論考の読解を通して、共生社会を実現するために必要とされる理論的方策を考察する。共生哲学・共生思想演習Ⅰと同様に、演習の際、講読の対象とする文献は、外国語（主に英語）文献である。その読解を通して、文化の差異性を理解することをはじめとし、異文化間に見られる多様性や複数性、特異性、固有性など、重要なキーワードを手掛かりとし、共生の質的内容及び共生社会実現へのプロセスを考察していくことを課題とする。	

	人間存在論演習Ⅰ	共生思想の系譜をフランス近代の社会思想から読み解き、それら理論を俯瞰しながら学説整理を行う。同時に当該分野の最前線の研究を把握し、自分の研究の位置を確認し研究方針を立てていく。フランス近代の社会思想関連の文献(教育史、社会学、文化人類学分野の原典も含む)を可能な限り原書で講読していく。同時に当該分野の最先端の理論研究を渉猟していく。分担箇所を割り当て、逐語訳及び論旨を提示する。	
	人間存在論演習Ⅱ	共生思想の系譜を現代フランスの社会思想から読み解き、それら理論を俯瞰しながら学説整理を行う。同時に現時点での研究の最前線を把握し、自分の研究の位置を確認し研究方針を立てていく。現代フランスの社会思想関連の文献(教育史、社会学、文化人類学分野の原典も含む)を可能な限り原書で講読していく。同時に現代フランスの理論研究の最前線を渉猟していく。分担箇所を割り当て、逐語訳及び論旨を提示する。	
	社会経済思想演習Ⅰ	社会経済の思想形成には、その歴史的時代背景が大きく影響する。本演習では、社会経済思想の歴史に関する文献講読を通して社会経済思想と歴史的時代背景との関連性について理解するとともに、社会的経済的視点から人間の問題を考察する。本演習Ⅰは、18世紀から20世紀前半までの社会経済思想を扱う。その際、演習であることから受講生の主体的な研究と報告および質疑応答に授業の力点を置き、授業内容の理解を深める機会を確保する。	
	社会経済思想演習Ⅱ	社会経済の思想形成には、その歴史的時代背景が大きく影響する。本演習では、社会経済思想の歴史に関する文献講読を通して社会経済思想と歴史的時代背景との関連性について理解するとともに、社会的経済的視点から人間の問題を考察する。本演習Ⅱは、20世紀後半から現在までの社会経済思想を扱う。その際、演習であることから受講生の主体的な研究と報告および質疑応答に授業の力点を置き、授業内容の理解を深める機会を確保する。	
研究指導科目	特別研究	<p>(概要)</p> <p>1年次において研究倫理、先行研究の文献・資料収集、研究ノートの作成、修士論文のテーマ、研究計画の具体化のための研究指導を行い、2年次において修士論文作成の研究指導を行う。</p> <p>(1 今井 誠二)</p> <p>歴史的批判的聖書解釈の方法論に習熟し、当該テーマの研究史を把握した上で独自の批判的視点を持ち、修士論文の作成ができるように指導する。</p> <p>(2 上村 静)</p> <p>特定の宗教ないし宗教的事象について、修士論文に仕上げるまでの指導を行う。</p> <p>(3 箭内 任)</p> <p>共生哲学・思想、及び共生文化に関する領域からテーマを選択し、先行研究等の文献や資料の収集、読解を進め、研究のアウトラインを構想し、修士論文を作成する指導を行う。</p> <p>(4 太田 健児)</p> <p>共生思想及び近現代フランス社会思想に関わる修士論文作成のために、当該分野の文献・資料・先行研究の渉猟、読解・分析の仕方、研究方法について指導する。</p> <p>(5 目黒 恒夫)</p> <p>原典解釈を通して、人間共生及び人間としての自他形成に関わるテーマ設定から修士論文作成までの指導を行う。</p> <p>(6 高橋 真)</p> <p>社会経済思想に関するテーマの設定とその研究計画の作成を行い、修士論文作成の過程では報告と質疑応答を通して研究の深化を促す指導を行う。</p>	

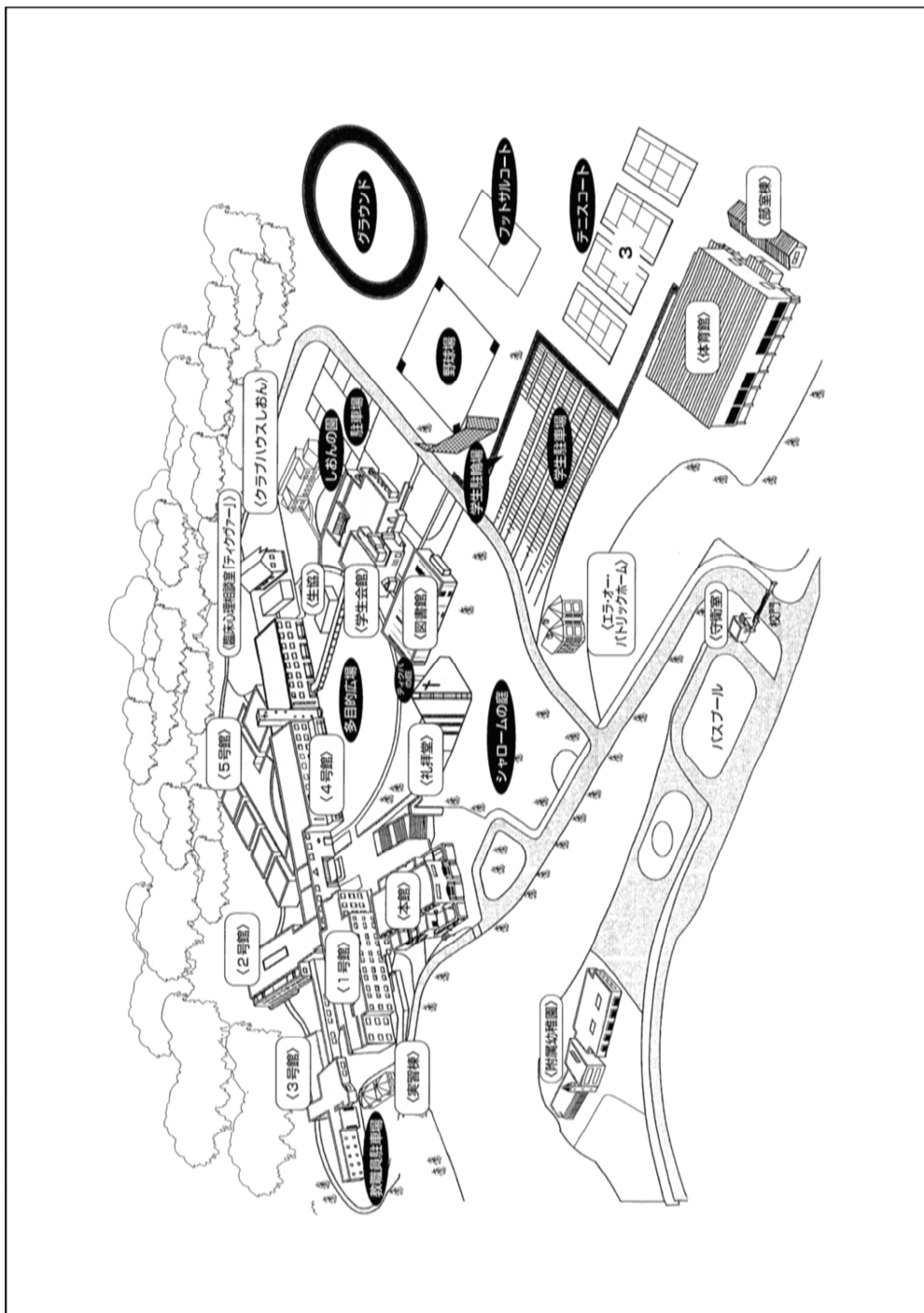
宮城県における尚絅学院大学の位置



尚綱学院大学キャンパス交通図

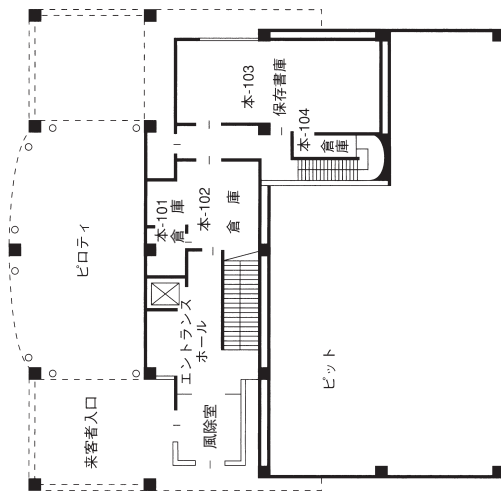


尚絅学院大学校舎配置図

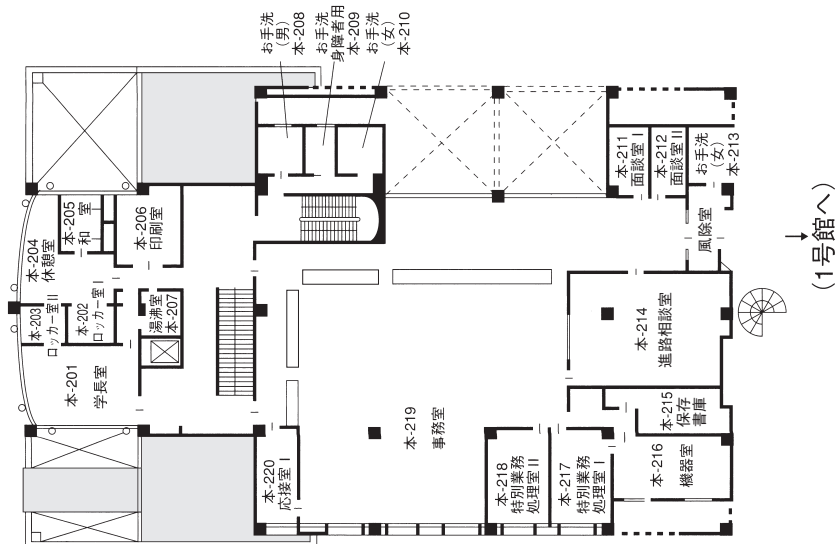


館内見取図 本館 (事務室)

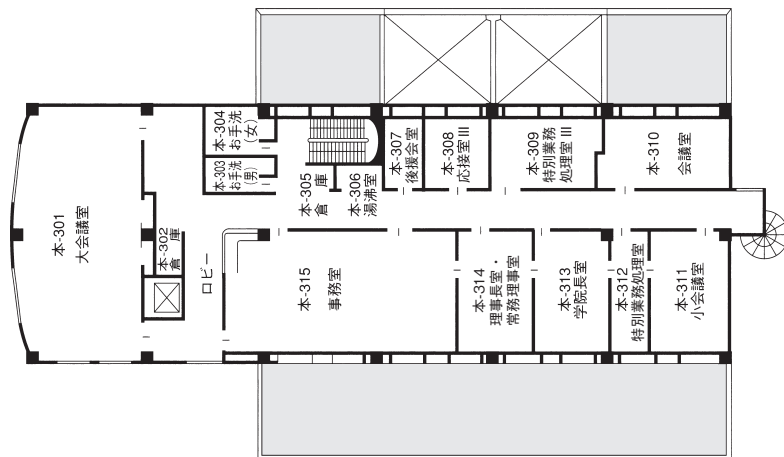
1階 来客者入口
(学生は入れません)



2階 事務室



3階 事務室

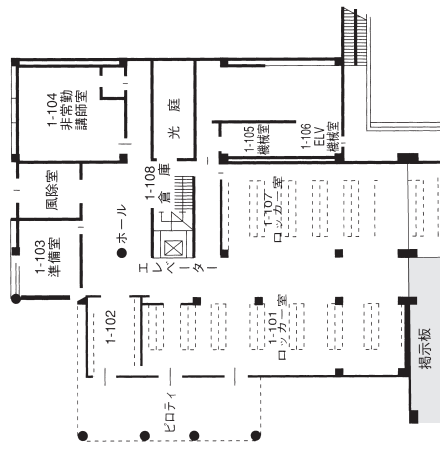


館内見取図

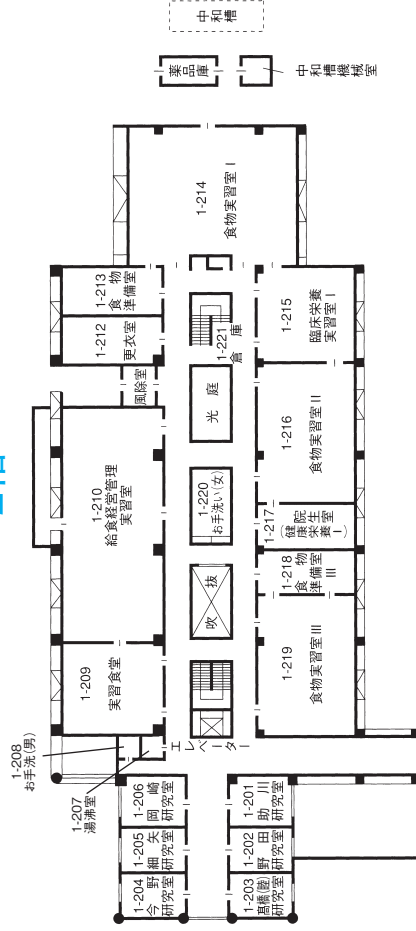
1号館 (健康栄養学科・環境構想学科)

1階 学生ロッカー室

(本館事務室へ)

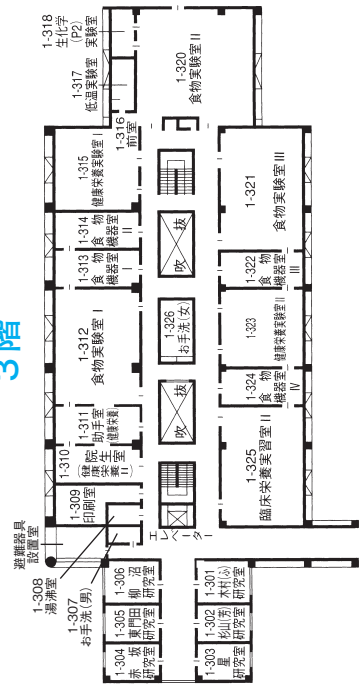


2階



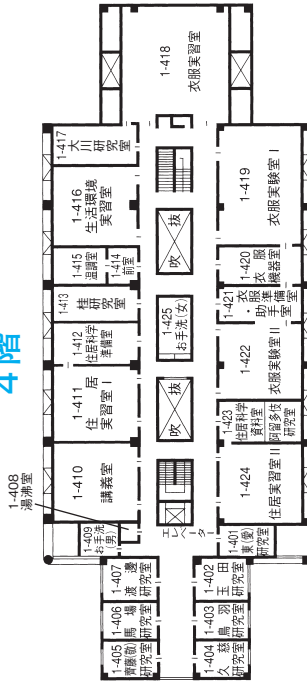
(2・3・4号館へ)

3階

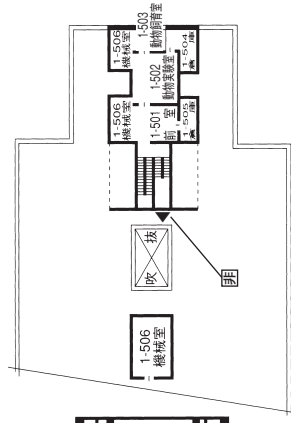


(2・4号館へ)

4階



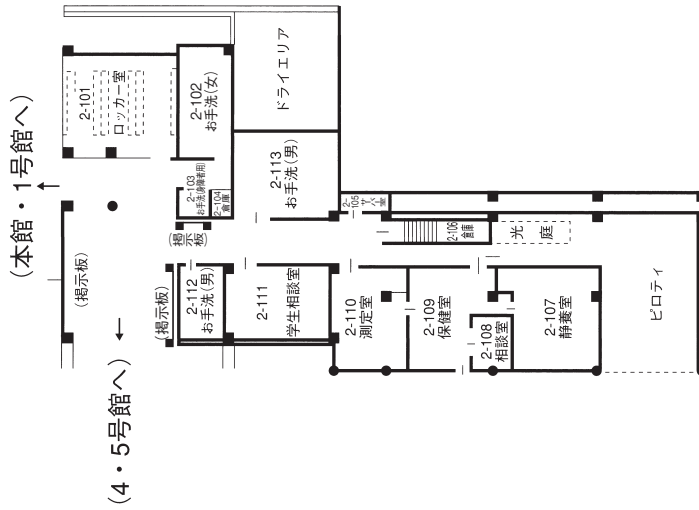
5階



館内見取図

2号館 (表現文化学科・現代社会学科・子ども学科・健康栄養学科)

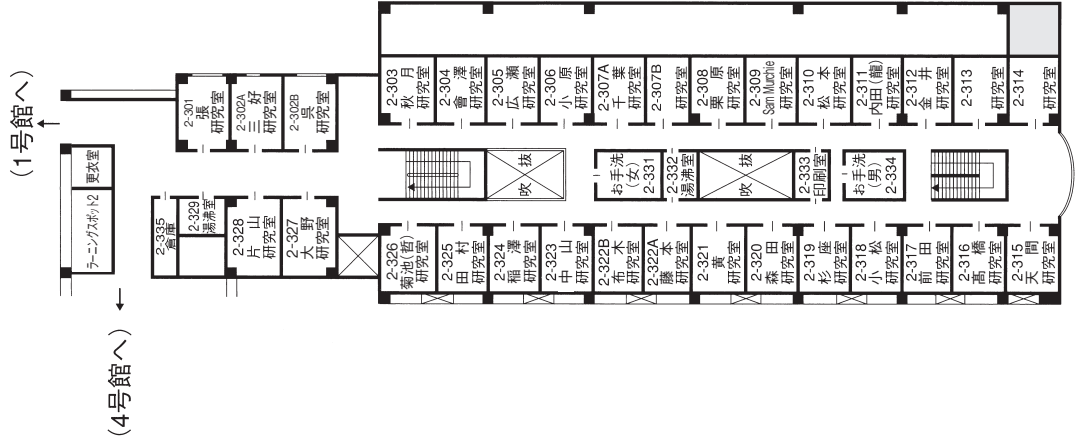
1階 保健センター



2階



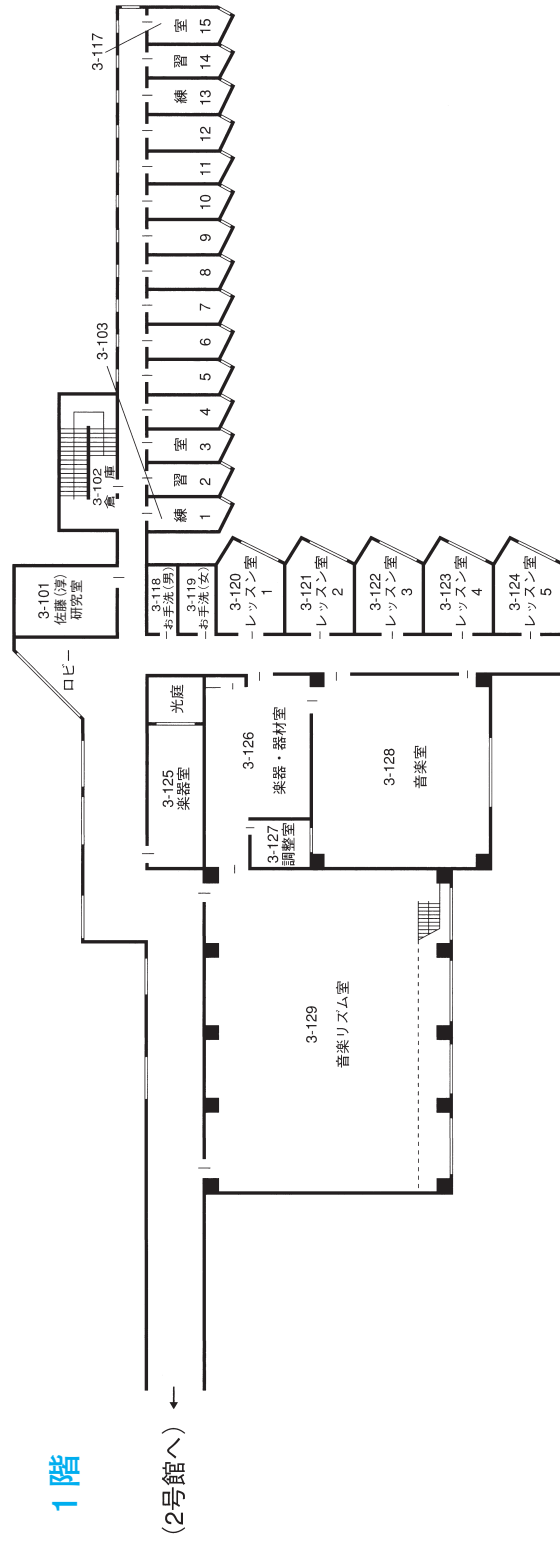
3階



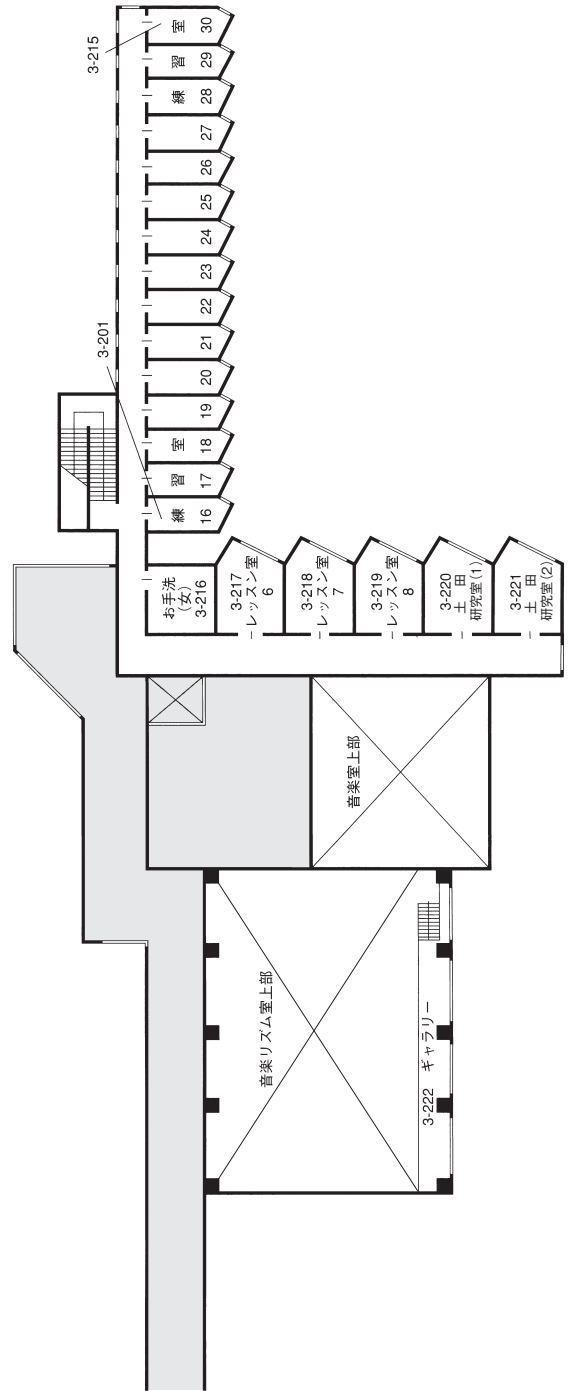
館内見取図

3号館 (子ども学科)

1階



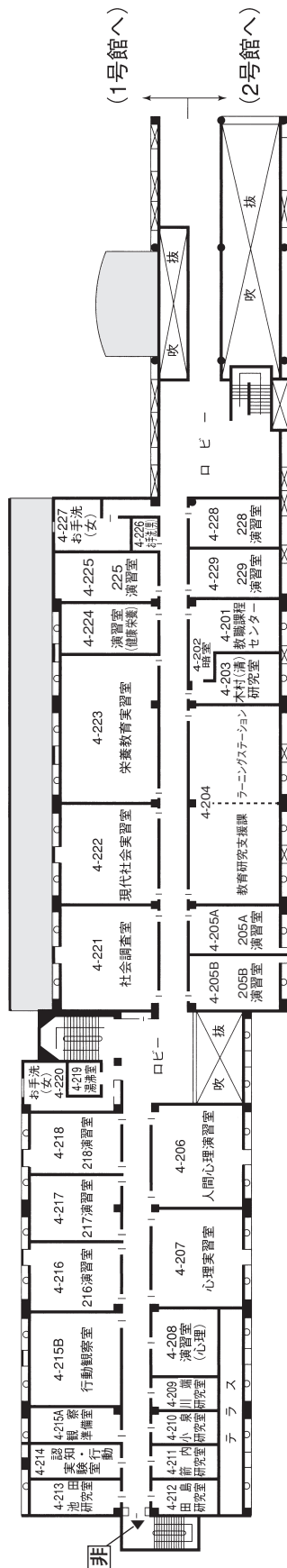
2階



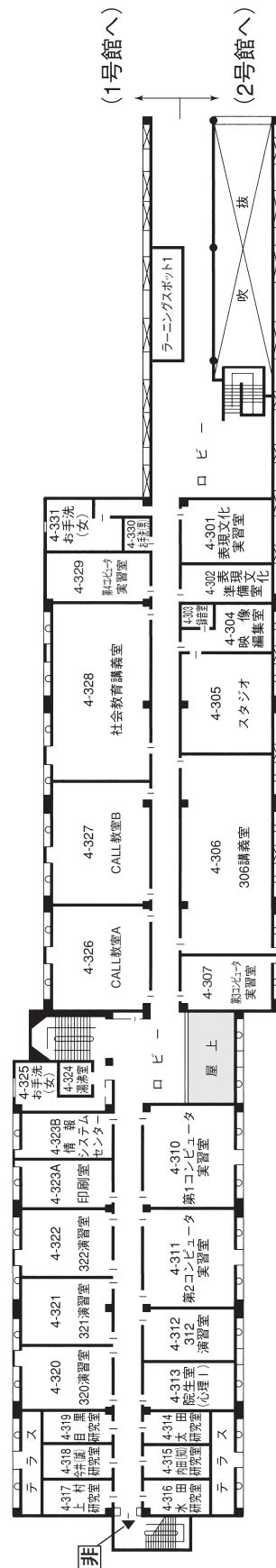
館内見取図

4号館2・3階 (表現文化学科・人間心理学科・現代社会学科・健康栄養学科)

2階

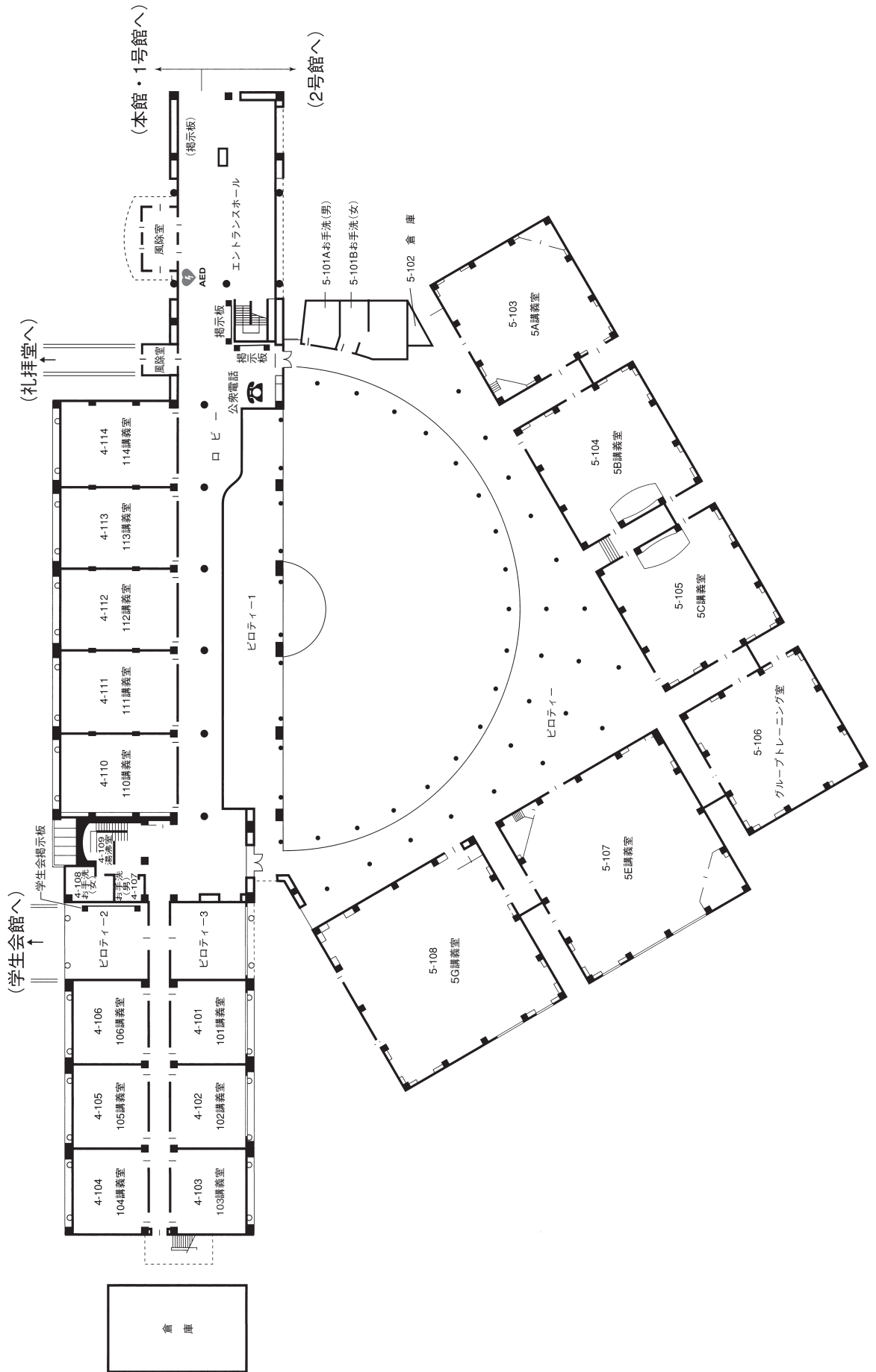


3階



館内見取図

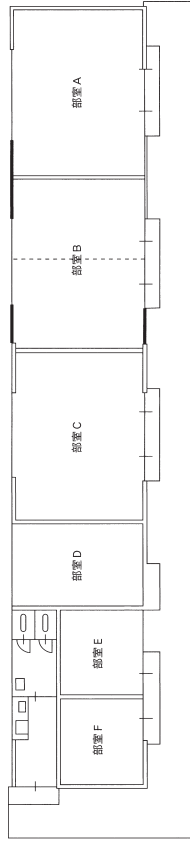
4号館1階 5号館1階 (全科・講義室・演習室)



館内見取図

体育館・図書館(Almo)・実習棟(エコラボ)

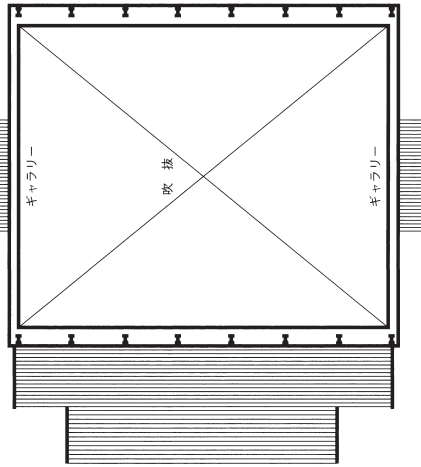
部室棟



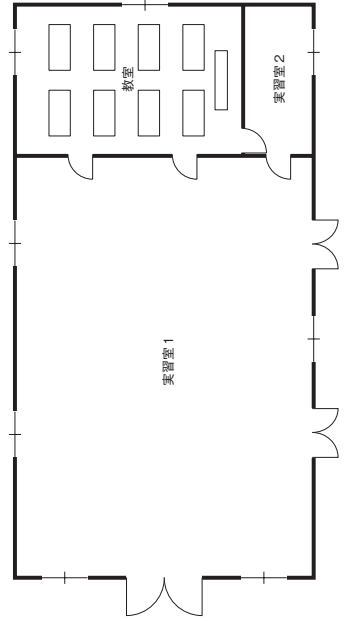
1階



2階

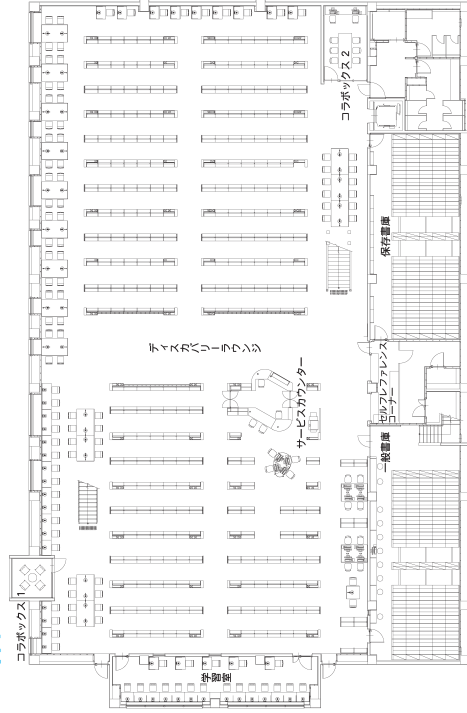


実習棟(エコラボ)

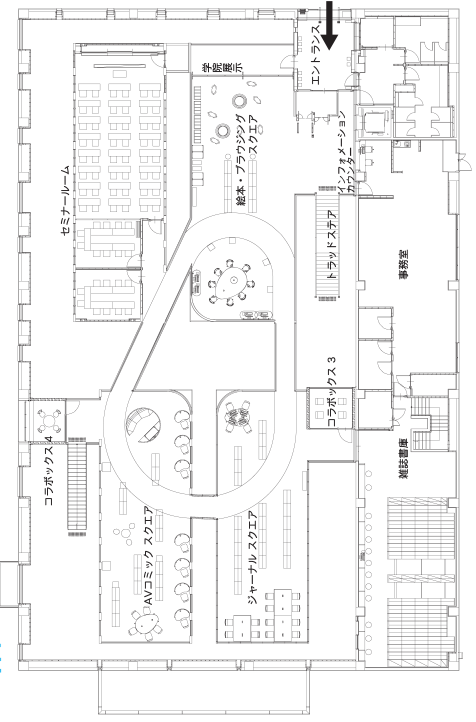


アルモ 図書館(愛称: Almo)

1階



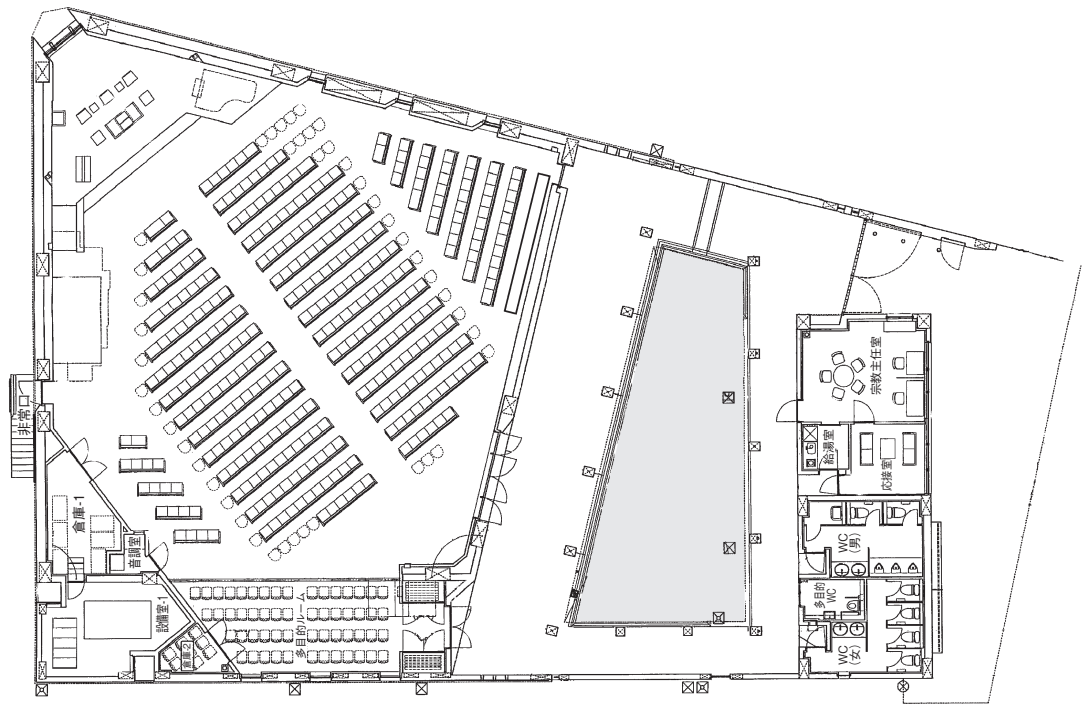
2階



館内見取図

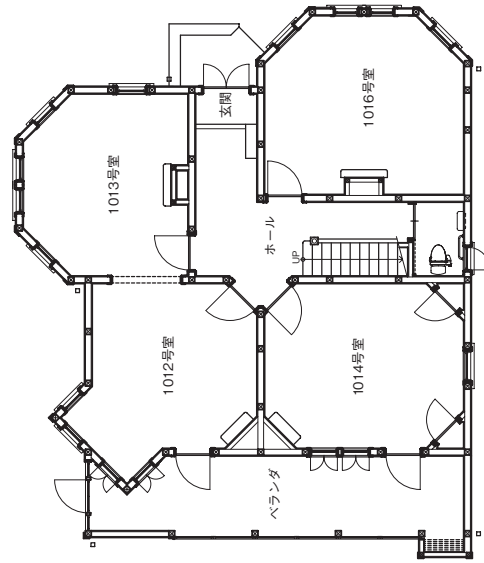
礼拝堂 エラ・オー・パトリックホーム

礼拝堂

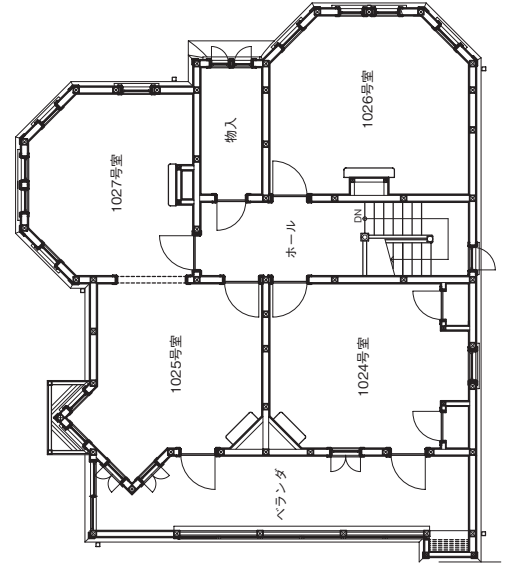


エラ・オー・パトリックホーム

1階



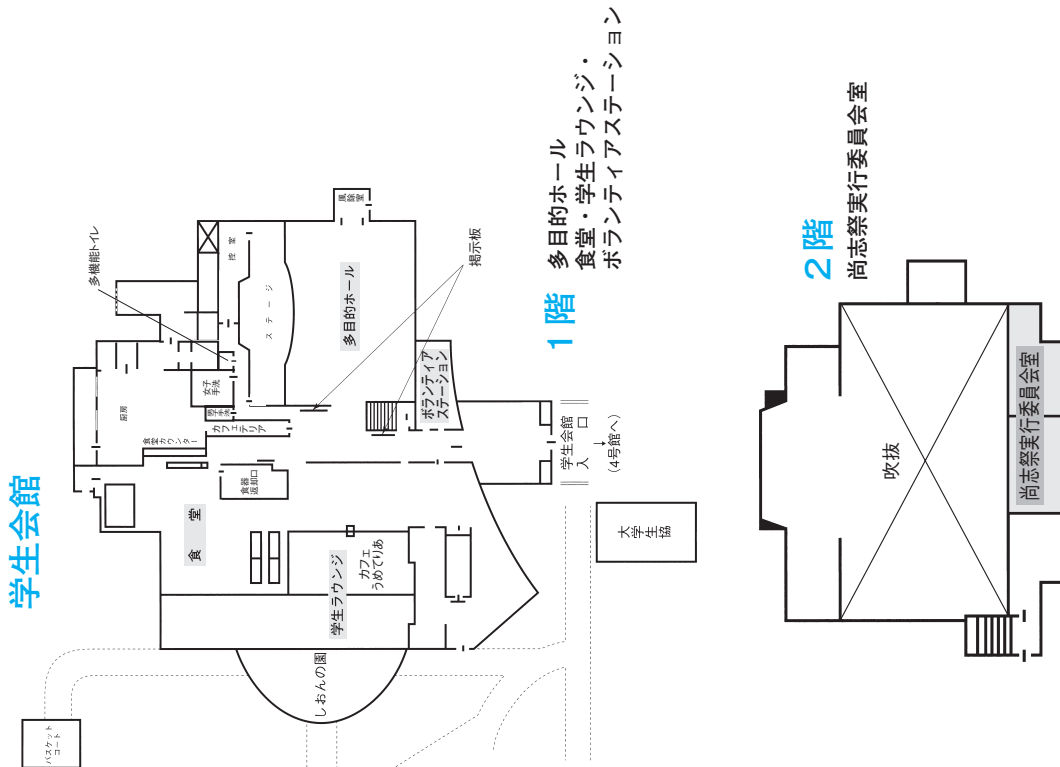
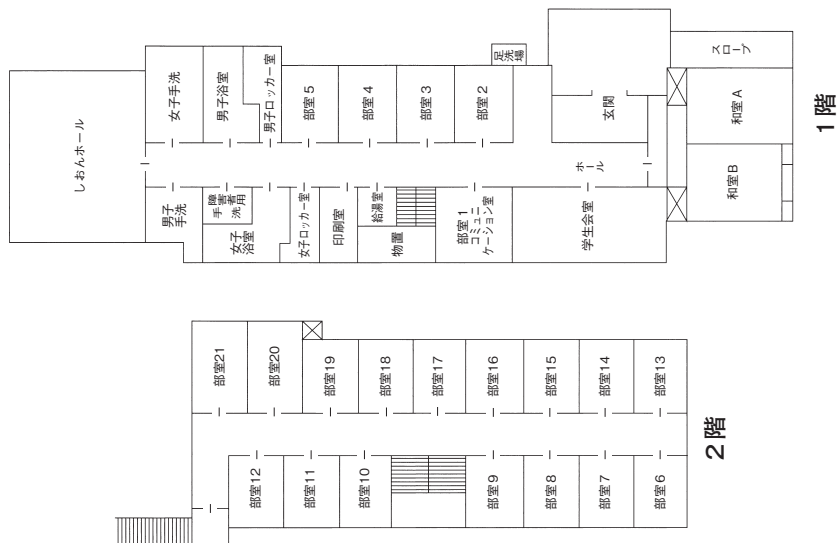
2階



館内見取図

学生会館・クラブハウスしおん

クラブハウス「しおん」



尚絅学院大学 校舎面積

	面積 (m ²)
講義演習室	4,636.96
実験実習室	4,506.05
体育施設	2,298.02
研究室	1,510.86
図書館	2,337.67
管理関係他	9,568.01
管理関係他 (厚生補導)	2,859.62
総計	27,717.19

建 物	室 番	階数	室名	面積	専用/ 共用	用途
本館	本 101	1	ELV機械室	10.19	共用	管理関係他
本館	本 102	1	倉庫	43.71	共用	管理関係他
本館	本 103	1	保存書庫	72.73	共用	管理関係他
本館	本 104	1	倉庫	6.00	共用	管理関係他
本館	本 199	1	廊下等	102.36	共用	管理関係他
本館	本 201	2	大学学長室	36.97	共用	管理関係他
本館	本 202	2	ロッカ-室	8.48	共用	管理関係他
本館	本 203	2	ロッカ-室	6.44	共用	管理関係他
本館	本 204	2	休憩室	26.70	共用	管理関係他
本館	本 205	2	和室	12.96	共用	管理関係他
本館	本 206	2	印刷室	23.28	共用	管理関係他
本館	本 207	2	湯沸かし室	9.46	共用	管理関係他
本館	本 208	2	男子トイレ	7.70	共用	管理関係他
本館	本 209	2	身障者用トイレ	5.04	共用	管理関係他
本館	本 210	2	女子トイレ	14.80	共用	管理関係他
本館	本 211	2	面談室	10.75	共用	管理関係他
本館	本 212	2	面接室	10.39	共用	管理関係他
本館	本 213	2	女子トイレ	10.03	共用	管理関係他
本館	本 214	2	進路相談室	58.35	共用	管理関係他(厚生補導)
本館	本 215	2	保存書庫	32.88	共用	管理関係他
本館	本 216	2	機器室	30.24	共用	管理関係他
本館	本 217	2	特別業務処理室	24.67	共用	管理関係他
本館	本 218	2	特別業務処理室	24.99	共用	管理関係他
本館	本 219	2	事務室	393.48	共用	管理関係他
本館	本 220	2	応接室	18.30	共用	管理関係他
本館	本 299	2	廊下等	156.69	共用	管理関係他
本館	本 301	3	大会議室	128.84	共用	管理関係他
本館	本 302	3	倉庫	5.29	共用	管理関係他
本館	本 303	3	男子トイレ	9.84	共用	管理関係他
本館	本 304	3	女子トイレ	13.03	共用	管理関係他
本館	本 305	3	倉庫	4.80	共用	管理関係他
本館	本 306	3	湯沸し室	7.02	共用	管理関係他
本館	本 307	3	後援会室	14.71	共用	管理関係他
本館	本 308	3	応接室	23.45	共用	管理関係他
本館	本 309	3	特別業務処理室	34.85	共用	管理関係他
本館	本 310	3	会議室	41.47	共用	管理関係他
本館	本 311	3	小会議室	39.18	共用	管理関係他
本館	本 312	3	特別業務処理室	20.06	共用	管理関係他
本館	本 313	3	学院長室	43.34	共用	管理関係他
本館	本 314	3	理事長室・常務理事室	38.52	共用	管理関係他
本館	本 315	3	法人事務室	112.46	共用	管理関係他
本館	本 399	3	廊下等	172.42	共用	管理関係他

建 物	室 番	階数	室名	面積	専用/ 共用	用途
1号館	1 - 101	1	ロッカ-室	123.32	共用	管理関係他
1号館	1 - 102	1	ロッカ-室	26.98	共用	管理関係他
1号館	1 - 103	1	準備室	34.37	共用	管理関係他
1号館	1 - 104	1	非常勤講師室	65.96	共用	管理関係他
1号館	1 - 105	1	機械室	67.80	共用	管理関係他
1号館	1 - 106	1	ELV機械室	12.96	共用	管理関係他
1号館	1 - 107	1	ロッカ-室	105.70	共用	管理関係他
1号館	1 - 108	1	倉庫	17.52	共用	管理関係他
1号館	1 201	2	研究室	19.94	共用	研究室
1号館	1 202	2	研究室	18.72	共用	研究室
1号館	1 203	2	研究室	18.72	共用	研究室
1号館	1 204	2	研究室	18.72	共用	研究室
1号館	1 205	2	研究室	18.72	共用	研究室
1号館	1 206	2	研究室	19.94	共用	研究室
1号館	1 207	2	湯沸室	2.47	共用	管理関係他
1号館	1 208	2	男子トイレ	3.35	共用	管理関係他
1号館	1 209	2	実習食堂	65.96	共用	実験実習室
1号館	1 210	2	給食経営管理実習室	152.78	共用	実験実習室
1号館	1 212	2	更衣室	32.98	共用	管理関係他
1号館	1 213	2	食物準備室	32.90	共用	実験実習室
1号館	1 214	2	食物実習室	157.68	共用	実験実習室
1号館	1 215	2	臨床栄養実習室	63.86	共用	実験実習室
1号館	1 216	2	食物実習室	92.88	共用	実験実習室
1号館	1 217	2	院生室(健康栄養)	30.96	専用	研究室
1号館	1 218	2	食物準備室	30.96	共用	実験実習室
1号館	1 219	2	食物実習室	94.90	共用	実験実習室
1号館	1 220	2	女子トイレ	16.96	共用	管理関係他
1号館	1 221	2	倉庫	17.92	共用	管理関係他
1号館	1 299	2	廊下等	318.39	共用	管理関係他
1号館	1 - 199	1	廊下等	190.15	共用	管理関係他
1号館	1 - 301	3	研究室	20.84	共用	研究室
1号館	1 - 302	3	研究室	19.57	共用	研究室
1号館	1 - 303	3	研究室	20.84	共用	研究室
1号館	1 - 304	3	研究室	20.84	共用	研究室
1号館	1 - 305	3	研究室	19.57	共用	研究室
1号館	1 - 306	3	研究室	20.84	共用	研究室
1号館	1 - 307	3	男子トイレ	6.32	共用	管理関係他
1号館	1 - 308	3	湯沸室	6.36	共用	管理関係他
1号館	1 - 309	3	印刷室	26.62	共用	管理関係他
1号館	1 - 310	3	院生室(健康栄養)	30.96	専用	研究室
1号館	1 - 311	3	助手室(健康栄養)	30.96	共用	管理関係他
1号館	1 - 312	3	食物実験室	92.88	共用	実験実習室
1号館	1 - 313	3	食物機器室	30.96	共用	実験実習室

建 物	室 番	階数	室名	面積	専用/ 共用	用途
1号館	1 - 314	3	食物機器室	32.98	共用	実験実習室
1号館	1 - 315	3	健康栄養実験室	61.92	共用	実験実習室
1号館	1 - 316	3	前室	4.46	共用	実験実習室
1号館	1 - 317	3	低温実験室	14.25	共用	実験実習室
1号館	1 - 318	3	生化学(P2)実験室	14.64	共用	実験実習室
1号館	1 - 320	3	食物実験室	124.37	共用	実験実習室
1号館	1 - 321	3	食物実験室	94.90	共用	実験実習室
1号館	1 - 322	3	食物機器室	30.96	共用	実験実習室
1号館	1 - 323	3	健康栄養実験室	61.92	共用	実験実習室
1号館	1 - 324	3	食物機器室	30.96	共用	実験実習室
1号館	1 - 325	3	臨床栄養実習室	94.90	共用	実験実習室
1号館	1 - 326	3	女子トイレ	16.96	共用	管理関係他
1号館	1 - 399	3	廊下等	329.78	共用	管理関係他
1号館	1 - 401	4	研究室	18.97	共用	研究室
1号館	1 - 402	4	研究室	20.84	共用	研究室
1号館	1 - 403	4	研究室	19.57	共用	研究室
1号館	1 - 404	4	研究室	20.84	共用	研究室
1号館	1 - 405	4	研究室	20.84	共用	研究室
1号館	1 - 406	4	研究室	19.57	共用	研究室
1号館	1 - 407	4	研究室	20.84	共用	研究室
1号館	1 - 408	4	湯沸室	3.60	共用	管理関係他
1号館	1 - 409	4	男子トイレ	12.71	共用	管理関係他
1号館	1 - 410	4	1-410講義室	61.92	共用	講義演習室
1号館	1 - 411	4	住居実習室	65.96	共用	実験実習室
1号館	1 - 412	4	住居科学準備室	31.52	共用	実験実習室
1号館	1 - 413	4	研究室	28.38	共用	研究室
1号館	1 - 414	4	前室	18.00	共用	実験実習室
1号館	1 - 415	4	温調室	12.96	共用	実験実習室
1号館	1 - 416	4	生活環境実習室	61.92	共用	実験実習室
1号館	1 - 417	4	研究室	32.98	共用	研究室
1号館	1 - 418	4	衣服実習室	127.29	共用	実験実習室
1号館	1 - 419	4	衣服実験室	94.90	共用	実験実習室
1号館	1 - 420	4	衣服機器室	30.96	共用	実験実習室
1号館	1 - 421	4	衣服準備室・助手室(生活環境)	28.38	共用	管理関係他
1号館	1 - 422	4	衣服実験室	67.08	共用	実験実習室
1号館	1 - 423A	4	住居科学資料室	15.20	共用	実験実習室
1号館	1 - 423B	4	研究室	15.20	共用	研究室
1号館	1 - 424	4	住居実習室	61.92	共用	実験実習室
1号館	1 - 425	4	女子トイレ	16.96	共用	管理関係他
1号館	1 - 499	4	廊下等	279.27	共用	管理関係他
1号館	1 - 501	5	前室	13.33	共用	実験実習室
1号館	1 - 502	5	作業室	23.22	共用	実験実習室
1号館	1 - 503	5	動物実験室	8.73	共用	実験実習室

建 物	室 番	階数	室名	面積	専用/ 共用	用途
1号館	1 - 504	5	倉庫	12.84	共用	管理関係他
1号館	1 - 505	5	倉庫	6.92	共用	管理関係他
1号館	1 - 506	5	機械室	17.99	共用	管理関係他
1号館	1 - 599	5	廊下等	8.58	共用	管理関係他
2号館	2 - 101	1	ロッカー室	59.04	共用	管理関係他
2号館	2 - 102	1	女子トイレ	28.88	共用	管理関係他
2号館	2 - 103	1	身障者用トイレ	3.80	共用	管理関係他
2号館	2 - 104	1	倉庫	2.66	共用	管理関係他
2号館	2 - 105	1	サーバー室	8.10	共用	管理関係他
2号館	2 - 106	1	倉庫	6.40	共用	管理関係他
2号館	2 - 107	1	静養室	42.90	共用	管理関係他(厚生補導)
2号館	2 - 108	1	相談室	10.38	共用	管理関係他(厚生補導)
2号館	2 - 109	1	保健室	40.33	共用	管理関係他(厚生補導)
2号館	2 - 110	1	測定室	36.08	共用	管理関係他(厚生補導)
2号館	2 - 111	1	学生相談室	37.44	共用	管理関係他(厚生補導)
2号館	2 - 112	1	男子トイレ	8.78	共用	管理関係他
2号館	2 - 113	1	男子トイレ	33.80	共用	管理関係他
2号館	2 - 199	1	廊下等	192.66	共用	管理関係他
2号館	2 - 201	2	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 202	2	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 203	2	研究室	20.15	共用	研究室
2号館	2 - 204	2	保育・教育演習室	32.90	共用	講義演習室
2号館	2 - 205	2	印刷室	30.96	共用	管理関係他
2号館	2 - 206	2	保育実習室	92.88	共用	実験実習室
2号館	2 - 207	2	造形室	123.84	共用	実験実習室
2号館	2 - 208	2	造形準備室	16.45	共用	実験実習室
2号館	2 - 209	2	造形準備室	16.45	共用	実験実習室
2号館	2 - 210	2	造形室	94.60	共用	実験実習室
2号館	2 - 211	2	保育・教育相談室	38.61	共用	実験実習室
2号館	2 - 212	2	観察室	10.40	共用	実験実習室
2号館	2 - 213	2	子ども心理演習室	27.04	共用	実験実習室
2号館	2 - 214	2	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 215	2	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 216	2	言語・社会資料室	37.44	共用	実験実習室
2号館	2 - 217	2	研究室	18.72	共用	管理関係他
2号館	2 - 218	2	保育・教育実習資料室	37.44	共用	実験実習室
2号館	2 - 219	2	実習支援室	38.61	共用	管理関係他
2号館	2 - 220	2	研究室	20.15	共用	研究室
2号館	2 - 221	2	研究室	20.15	共用	研究室
2号館	2 - 222	2	湯沸室	8.78	共用	管理関係他
2号館	2 - 223	2	女子トイレ	17.28	共用	管理関係他
2号館	2 - 224	2	湯沸室	4.78	共用	管理関係他
2号館	2 - 225	2	印刷室	6.40	共用	管理関係他

建 物	室 番	階数	室名	面積	専用/ 共用	用途
2号館	2 - 226	2	女子トイレ	17.60	共用	管理関係他
2号館	2 - 227	2	倉庫	3.84	共用	管理関係他
2号館	2 - 228	2	倉庫	13.21	共用	管理関係他
2号館	2 - 299	2	廊下等	496.32	共用	管理関係他
2号館	2 - 301	3	研究室	19.99	共用	研究室
2号館	2 - 302A	3	研究室	19.40	共用	研究室
2号館	2 - 302B	3	研究室	19.40	共用	研究室
2号館	2 - 303	3	研究室	19.89	共用	研究室
2号館	2 - 304	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 305	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 306	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 307A	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 307B	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 308	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 309	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 310	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 311	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 312	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 313	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 314	3	研究室	19.89	共用	研究室
2号館	2 - 315	3	研究室	19.89	共用	研究室
2号館	2 - 316	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 317	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 318	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 319	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 320	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 321	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 322A	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 322B	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 323	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 324	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 325	3	研究室	18.72	共用	研究室
2号館	2 - 326	3	研究室	19.89	共用	研究室
2号館	2 - 327	3	研究室	19.89	共用	研究室
2号館	2 - 328	3	研究室	19.89	共用	研究室
2号館	2 - 329	3	湯沸室	8.78	共用	管理関係他
2号館	2 - 330A	3	ラーニングスポット2	11.16	共用	管理関係他
2号館	2 - 330B	3	更衣室	10.86	共用	管理関係他
2号館	2 - 331	3	女子トイレ	17.28	共用	管理関係他
2号館	2 - 332	3	湯沸室	4.78	共用	管理関係他
2号館	2 - 333	3	印刷室	6.40	共用	管理関係他
2号館	2 - 334	3	男子トイレ	17.60	共用	管理関係他
2号館	2 - 335	3	倉庫	13.73	共用	管理関係他

建 物	室 番	階数	室名	面積	専用/ 共用	用途
2号館	2 - 399	3	廊下等	395.97	共用	管理関係他
3号館	3 - 101	2	研究室	19.44	共用	管理関係他
3号館	3 - 102	2	倉庫	11.52	共用	管理関係他
3号館	3 - 103	2	練習室1	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 104	2	練習室2	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 105	2	練習室3	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 106	2	練習室4	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 107	2	練習室5	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 108	2	練習室6	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 109	2	練習室7	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 110	2	練習室8	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 111	2	練習室9	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 112	2	練習室10	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 113	2	練習室11	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 114	2	練習室12	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 115	2	練習室13	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 116	2	練習室14	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 117	2	練習室15	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 118	2	男子トイレ	5.76	共用	管理関係他
3号館	3 - 119	2	女子トイレ	7.20	共用	管理関係他
3号館	3 - 120	2	レッスン室1	14.37	共用	実験実習室
3号館	3 - 121	2	レッスン室2	14.37	共用	実験実習室
3号館	3 - 122	2	レッスン室3	14.37	共用	実験実習室
3号館	3 - 123	2	レッスン室4	14.37	共用	実験実習室
3号館	3 - 124	2	レッスン室5	14.37	共用	実験実習室
3号館	3 - 125	2	楽器室	24.00	共用	管理関係他
3号館	3 - 126	2	楽器・器材室	47.16	共用	管理関係他
3号館	3 - 127	2	調整室	8.84	共用	管理関係他
3号館	3 - 128	2	音楽室	90.00	共用	実験実習室
3号館	3 - 129	2	音楽リズム室	200.57	共用	実験実習室
3号館	3 - 199	2	廊下等	218.82	共用	管理関係他
3号館	3 - 201	3	練習室16	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 202	3	練習室17	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 203	3	練習室18	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 204	3	練習室19	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 205	3	練習室20	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 206	3	練習室21	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 207	3	練習室22	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 208	3	練習室23	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 209	3	練習室24	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 210	3	練習室25	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 211	3	練習室26	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 212	3	練習室27	7.26	共用	実験実習室

建 物	室 番	階数	室名	面積	専用/ 共用	用途
3号館	3 - 213	3	練習室28	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 214	3	練習室29	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 215	3	練習室30	7.26	共用	実験実習室
3号館	3 - 216	3	女子トイレ	12.96	共用	管理関係他
3号館	3 - 217	3	レッスン室6	14.37	共用	実験実習室
3号館	3 - 218	3	レッスン室7	14.37	共用	実験実習室
3号館	3 - 219	3	レッスン室8	14.37	共用	実験実習室
3号館	3 - 220	3	研究室	14.37	共用	実験実習室
3号館	3 - 221	3	研究室	14.37	共用	実験実習室
3号館	3 - 222	3	ギャラリー	21.15	共用	管理関係他
3号館	3 - 299	3	廊下等	102.04	共用	管理関係他
4号館	4 - 101	1	講義室101	78.80	共用	講義演習室
4号館	4 - 102	1	講義室102	73.80	共用	講義演習室
4号館	4 - 103	1	講義室103	75.93	共用	講義演習室
4号館	4 - 104	1	講義室104	75.93	共用	講義演習室
4号館	4 - 105	1	講義室105	73.80	共用	講義演習室
4号館	4 - 106	1	講義室106	78.80	共用	図書館
4号館	4 - 107	1	男子トイレ	9.28	共用	管理関係他
4号館	4 - 108	1	女子トイレ	21.35	共用	管理関係他
4号館	4 - 109	1	湯沸室	4.18	共用	管理関係他
4号館	4 - 110	1	講義室110	114.82	共用	講義演習室
4号館	4 - 111	1	講義室111	111.60	共用	講義演習室
4号館	4 - 112	1	講義室112	111.60	共用	講義演習室
4号館	4 - 113	1	講義室113	111.60	共用	講義演習室
4号館	4 - 114	1	講義室114	114.82	共用	講義演習室
4号館	4 - 199	1	廊下等	899.95	共用	管理関係他
4号館	4 - 201	2	教職課程センター	36.90	共用	講義演習室
4号館	4 - 202	2	暗室	7.56	共用	実験実習室
4号館	4 - 203	2	研究室	29.34	共用	研究室
4号館	4 - 204A	2	ラーニングステーション	73.80	共用	講義演習室
4号館	4 - 204B	2	教育研究支援課	73.80	共用	講義演習室
4号館	4 - 205	2	講義室205A	37.97	共用	講義演習室
4号館	4 - 205	2	講義室205B	37.97	共用	講義演習室
4号館	4 - 206	2	人間心理演習室	75.93	共用	講義演習室
4号館	4 - 207	2	心理実習室	73.80	共用	実験実習室
4号館	4 - 208	2	演習室208(心理)	36.00	専用	講義演習室
4号館	4 - 209	2	研究室	18.00	共用	管理関係他
4号館	4 - 210	2	研究室	18.00	共用	研究室
4号館	4 - 211	2	研究室	18.00	共用	研究室
4号館	4 - 212	2	研究室	19.56	共用	研究室
4号館	4 - 213	2	研究室	26.73	共用	研究室
4号館	4 - 214	2	認知・行動実験室	24.60	共用	実験実習室
4号館	4 - 215A	2	観察準備室	31.60	共用	実験実習室

建 物	室 番	階数	室名	面積	専用/ 共用	用途
4号館	4 - 215B	2	行動観察室	66.80	共用	実験実習室
4号館	4 - 216	2	演習室216	49.20	共用	講義演習室
4号館	4 - 217	2	演習室217	49.20	共用	講義演習室
4号館	4 - 218	2	演習室218	47.07	共用	講義演習室
4号館	4 - 219	2	湯沸室	3.96	共用	管理関係他
4号館	4 - 220	2	女子トイレ	30.40	共用	管理関係他
4号館	4 - 221	2	社会調査室	75.93	共用	実験実習室
4号館	4 - 222	2	現代社会実習室	73.80	共用	実験実習室
4号館	4 - 223	2	栄養教育実習室	110.70	共用	実験実習室
4号館	4 - 224	2	演習室224(健康栄養)	36.90	共用	講義演習室
4号館	4 - 225	2	演習室225	38.07	共用	実験実習室
4号館	4 - 226	2	男子トイレ	7.05	共用	管理関係他
4号館	4 - 227	2	女子トイレ	28.37	共用	管理関係他
4号館	4 - 228	2	演習室228	32.40	共用	実験実習室
4号館	4 - 229	2	演習室229	32.40	共用	講義演習室
4号館	4 - 299	2	廊下等	589.76	共用	管理関係他
4号館	4 - 301	3	表現文化実習室	46.41	共用	実験実習室
4号館	4 - 302	3	表現文化準備室	29.52	共用	実験実習室
4号館	4 - 303	3	録音室	5.96	共用	実験実習室
4号館	4 - 304	3	映像編集室	30.94	共用	実験実習室
4号館	4 - 305	3	スタジオ	73.80	共用	実験実習室
4号館	4 - 306	3	講義室306	148.67	共用	実験実習室
4号館	4 - 307	3	第3コンピュータ実習室	37.96	共用	実験実習室
4号館	4 - 310	3	第1コンピュータ実習室	75.93	共用	実験実習室
4号館	4 - 311	3	第2コンピュータ実習室	73.80	共用	実験実習室
4号館	4 - 312	3	(演習室312) 院生室(人間)	36.90	専用	講義演習室
4号館	4 - 313	3	院生室(心理)	36.90	専用	研究室
4号館	4 - 314	3	研究室	18.00	共用	研究室
4号館	4 - 315	3	研究室	18.00	共用	研究室
4号館	4 - 316	3	研究室	19.56	共用	研究室
4号館	4 - 317	3	研究室	19.56	共用	研究室
4号館	4 - 318	3	研究室	18.00	共用	研究室
4号館	4 - 319	3	研究室	18.00	共用	研究室
4号館	4 - 320	3	演習室320	49.20	共用	講義演習室
4号館	4 - 321	3	演習室321	49.20	共用	講義演習室
4号館	4 - 322	3	演習室322	49.20	共用	講義演習室
4号館	4 - 323A	3	印刷室	31.98	共用	管理関係他
4号館	4 - 323B	3	情報システムセンター	39.69	共用	管理関係他
4号館	4 - 324	3	湯沸室	3.96	共用	管理関係他
4号館	4 - 325	3	女子トイレ	30.40	共用	管理関係他
4号館	4 - 326	3	CALL教室A	78.06	共用	講義演習室
4号館	4 - 327	3	CALL教室B	92.66	共用	講義演習室
4号館	4 - 328	3	社会教育講義室	128.74	共用	講義演習室

建 物	室 番	階数	室名	面積	専用/ 共用	用途
4号館	4 - 329	3	第4コンピュータ実習室	38.07	共用	実験実習室
4号館	4 - 330	3	男子トイレ	7.05	共用	管理関係他
4号館	4 - 331	3	女子トイレ	28.37	共用	管理関係他
4号館	4 - 331	3	ラーニングスポット1	27.50	共用	講義演習室
4号館	4 - 399	3	廊下等	572.61	共用	管理関係他
5号館	5 - 101A	1	男子トイレ	19.21	共用	管理関係他
5号館	5 - 101B	1	女子トイレ	45.58	共用	管理関係他
5号館	5 - 102	1	倉庫	2.60	共用	管理関係他
5号館	5 - 103	1	講義室5A	225.00	共用	講義演習室
5号館	5 - 104	1	講義室5B	225.00	共用	講義演習室
5号館	5 - 105	1	講義室5C	225.00	共用	講義演習室
5号館	5 - 106	1	グループトレーニング室	225.00	共用	講義演習室
5号館	5 - 107	1	講義室5E	400.00	共用	講義演習室
5号館	5 - 108A	1	講義室5F	400.00	共用	図書館
5号館	5 - 199	1	廊下等	0.89	共用	管理関係他
体育館	体 110	1	保健体育準備室 (研究室)	20.31	共用	研究室
体育館	体 111	1	保健体育準備室 (研究室)	20.31	共用	研究室
体育館	体 101	1	シャワー室女子	13.50	共用	体育施設
体育館	体 102	1	更衣室女子	37.80	共用	体育施設
体育館	体 103	1	女子トイレ	29.80	共用	体育施設
体育館	体 104	1	倉庫	14.20	共用	体育施設
体育館	体 105	1	トレーニングコーナー	58.20	共用	体育施設
体育館	体 106	1	器具庫1	51.66	共用	体育施設
体育館	体 107	1	アリーナ	1,497.60	共用	体育施設
体育館	体 108	1	器具庫	51.66	共用	体育施設
体育館	体 109	1	放送準備室	20.31	共用	体育施設
体育館	体 112	1	保健体育準備室	30.97	共用	体育施設
体育館	体 113	1	和室	17.55	共用	体育施設
体育館	体 114	1	更衣室男子	26.69	共用	体育施設
体育館	体 115	1	シャワー室男子	9.31	共用	体育施設
体育館	体 116	1	男子トイレ	15.30	共用	体育施設
体育館	体 199	1	廊下等	179.55	共用	体育施設
体育館	体 299	2	ギャラリー	243.92	共用	体育施設
図書館	図書館	1	新図書館1F	1,420.81	共用	管理関係他(厚生補導)
図書館	図書館	2	新図書館2F	916.86	共用	管理関係他(厚生補導)
実習棟	実習棟	1	実習棟	192.06	共用	講義演習室
実習室	実習室	1	臨床心理相談室	128.14	専用	講義演習室
礼拝堂	礼拝堂	1	礼拝堂	597.16	共用	講義演習室
エラ・オー・パトリックホーム			エラ・オー・パトリックホーム	271.78	共用	講義演習室
学生会館	学 BF01	BF	倉庫	50.44	共用	管理関係他
学生会館	学 BF02	BF	倉庫	3.65	共用	管理関係他
学生会館	学 BF03	BF	男子トイレ	7.00	共用	管理関係他
学生会館	学 BF04	BF	シャワー室男子	2.09	共用	管理関係他

建 物	室 番	階数	室名	面積	専用/ 共用	用途
学生会館	学 BF05	BF	女子トイレ	5.46	共用	管理関係他
学生会館	学 BF06	BF	更衣室	9.28	共用	管理関係他
学生会館	学 BF07	BF	休憩室	13.77	共用	管理関係他
学生会館	学 BF08	BF	校務員室	11.09	共用	管理関係他
学生会館	学 BF09	BF	外注員控室	10.33	共用	管理関係他
学生会館	学 BF10	BF	電気室1	51.48	共用	管理関係他
学生会館	学 BF11	BF	電気室2	51.48	共用	管理関係他
学生会館	学 BF12	BF	ホソフ室	17.02	共用	管理関係他
学生会館	学 BF13	BF	水槽室	82.85	共用	管理関係他
学生会館	学 BF14	BF	機械室	195.99	共用	管理関係他
学生会館	学 BF15	BF	ホワイ-室	156.84	共用	管理関係他
学生会館	学 BF16	BF	中央監視室	27.90	共用	管理関係他
学生会館	学 BF99	BF	廊下等	140.27	共用	管理関係他
学生会館	学 101	1	喫茶コーナー	220.91	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 102	1	厨房	17.72	共用	管理関係他
学生会館	学 103	1	喫茶室	52.35	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 104	1	食堂	397.42	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 105	1	洗浄室	27.54	共用	管理関係他
学生会館	学 106	1	カフェテリア	16.38	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 107	1	厨房	117.87	共用	管理関係他
学生会館	学 108	1	冷蔵室	3.79	共用	管理関係他
学生会館	学 109	1	冷凍室	4.36	共用	管理関係他
学生会館	学 110	1	食品庫	6.13	共用	管理関係他
学生会館	学 111	1	事務室	7.42	共用	管理関係他
学生会館	学 112	1	検収室	6.77	共用	管理関係他
学生会館	学 113	1	前室	3.80	共用	管理関係他
学生会館	学 114	1	トイレ	2.66	共用	管理関係他
学生会館	学 115	1	休憩室	10.97	共用	管理関係他
学生会館	学 116	1	男子トイレ	5.28	共用	管理関係他
学生会館	学 117	1	女子トイレ	22.79	共用	管理関係他
学生会館	学 118	1	身障者用トイレ	3.15	共用	管理関係他
学生会館	学 119	1	控室	32.59	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 120	1	ステージ	61.65	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 120	1	袖舞台	25.33	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 120	1	袖舞台	25.33	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 121	1	多目的ホール	316.46	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 122	1	空室	57.55	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 123	1	ラウンジ	190.80	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 124	1	ラウンジ	100.66	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 198	1	風除室	31.27	共用	管理関係他
学生会館	学 199	1	廊下等	117.12	共用	管理関係他
学生会館	学 201	2	前室	25.76	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 202	2	調整映写室	27.00	共用	管理関係他(厚生補導)

建 物	室 番	階数	室名	面積	専用 / 共用	用途
学生会館	学 203	2	スタジオ	19.70	共用	管理関係他(厚生補導)
学生会館	学 204	2	倉庫	6.06	共用	管理関係他
学生会館	学 299	2	廊下等	16.92	共用	管理関係他
学生部室	学生部室	1	部室A	39.60	共用	管理関係他(厚生補導)
学生部室	学生部室	1	部室B	39.60	共用	管理関係他(厚生補導)
学生部室	学生部室	1	部室C	39.60	共用	管理関係他(厚生補導)
学生部室	学生部室	1	部室D	19.80	共用	管理関係他(厚生補導)
学生部室	学生部室	1	部室E	12.87	共用	管理関係他(厚生補導)
学生部室	学生部室	1	部室F	12.87	共用	管理関係他(厚生補導)
学生部室	学生部室	1	トイレ	6.39	共用	管理関係他(厚生補導)
学生部室	学生部室	1	倉庫	6.39	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	和室A	25.47	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	和室B	25.47	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	コミュニケーション室	26.50	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	部室1(学生会室)	13.25	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	部室2	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	部室3	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	部室4	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	部室5	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	ホール	53.83	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	女子ロッカー室	6.62	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	女子浴室	4.97	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	女子洗面所	3.31	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	女子脱衣室	1.66	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	女子トイレ	10.77	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	男子ロッカー室	5.40	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	男子浴室	4.97	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	男子洗面所	3.31	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	男子脱衣室	2.08	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	男子トイレ	8.28	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	身障者トイレ	4.15	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	印刷室	6.62	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	給湯室	3.44	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	倉庫	6.37	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	1	廊下等	68.19	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室6	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室7	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室8	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室9	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室10	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室11	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室12	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室13	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)

建 物	室 番	階数	室名	面積	専用/ 共用	用途
クラブハウス	クラブハウス	2	部室14	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室15	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室16	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室17	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室18	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室19	9.94	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室20	12.42	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	部室21	12.42	共用	管理関係他(厚生補導)
クラブハウス	クラブハウス	2	廊下等	68.50	共用	管理関係他(厚生補導)
売店	売店	1	店舗	199.50	共用	管理関係他(厚生補導)
茶室	茶室	1	茶室	18.25	共用	管理関係他(厚生補導)
機械室	機械室	1	中和槽機械室	4.83	共用	管理関係他
薬品庫	薬品庫	1	薬品庫	9.33	共用	管理関係他
倉庫		1	倉庫	79.11	共用	倉庫
守衛室	守衛室	1	守衛室	14.16	共用	管理関係他
守衛室	守衛室	1	更衣室	7.60	共用	管理関係他
守衛室	守衛室	1	トイレ	5.62	共用	管理関係他
			総 計	27,717.19		

(1) 学則案の全文

尚絅学院大学大学院学則

第1章 目的及び使命

(趣旨)

第1条 この学則は、尚絅学院大学学則第6条第2項の規定に基づき、尚絅学院大学大学院（以下「本大学院」）に関し必要な事項を定める。

(大学院の目的)

第2条 本大学院は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精妙な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。

2 本大学院の設置する研究科における人材の養成に関する目的その他教育研究の目的については別表1のとおりとする。

(自己点検及び自己評価)

第3条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自己点検及び自己評価を行う。

2 前項の点検及び評価の結果について、定期的に外部評価及び認証評価を受け、その結果を公表する。

3 点検・評価の内容、実施方法及びその結果の活用等については、別に定める。

(課程の目的)

第4条 本大学院に、修士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精妙な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度な能力を養うことを目的とする。

第2章 研究科の学生定員及び修業年限と在学期間

(研究科)

第5条 本大学院において設置する研究科及び学生定員は次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
総合人間科学研究科	心理学専攻	修士課程	6名	12名
	人間学専攻	修士課程	6名	12名
	健康栄養科学専攻	修士課程	6名	12名

2 心理学専攻には、臨床心理学コースと心理行動科学コースをおく。

(修業年限)

第6条 本大学院の修士課程の標準修業年限は2年とする。

(在学年数の限度)

第7条 本大学院における在学年数は、4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期、授業期間及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて、次のとおりとする。

(1) 前期4月1日より9月30日まで

(2) 後期10月1日より翌年3月31日まで

(授業期間)

第10条 学年中の授業期間は、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第11条 休業日を下記のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 創立記念日 11月24日
 - (4) 夏期、冬期及び春期休業に関しては、別に定める本大学院の学年暦による。
- 2 必要がある場合は、学長は臨時に休業日を定め、もしくは変更することができる。

第4章 入学、留学、休学、転学及び退学

(入学時期)

第12条 入学の時期は、学年の初めとする。

(入学資格)

第13条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第14条 本大学院に入学を志望する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて願出しなければならない。

- 2 入学検定料は別に定める。
- 3 入学検定料は、納入後、いかなる理由があっても返還しない。

(入学者の選考)

第15条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考する。

(入学手続及び入学許可)

第16条 前条の考査の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定期日以内に所定の書類を提出するとともに所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(休学の許可)

第17条 学生が疾病その他やむを得ない事由により3ヵ月以上修学することができない場合は、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 疾病を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。
- 3 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

第18条 休学期間は1年以内とする。但し、特別の理由がある場合は1年を限度として休学期間を延長することができる。

- 2 休学期間は通算して2年を超えることはできない。
- 3 休学期間は、第6条に定める修業年限、在学期間には算入しない。

(復学)

第19条 休学期間にその理由が消滅した場合は、学長に願い出てその許可を得、学期の初めにより復学す

ることができる。

(退学)

第20条 本大学院をやむを得ない理由によって退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

第21条 品行不良の者、学業怠慢の者、学校の秩序を乱した者、その他学生としての本分に反した者で、研究科委員会において懲戒を要すると認められたときは、けん責、停学又は退学に処せられる。

(除籍)

第22条 次の各号の一に該当する者は教授会の議を得て学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第6条に定める在学期間を超えた者
- (3) 第18条第2項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育方針)

第23条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下、「研究指導」という。)によって行うものとする。

(履修の要件)

第24条 本大学院総合人間科学研究科各専攻別の修士課程の開講科目単位数及び履修方法は別表2のとおりとする。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前項の規定にかかわらず、特別研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(履修方法)

第26条 修士課程を履修するには、それぞれの専攻の授業科目について30単位以上を修得しなければならない。

- 2 履修授業科目の選定にあたっては、あらかじめ指導教員の指示を受けなければならない。
- 3 授業科目の履修にあたっては、毎学年度の始めに、当該学年度に履修する授業科目を届け出なければならない。

(他の大学院における授業科目の履修)

第27条 研究科委員会において、教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学の大学院と協議して双方の承認が得られたとき、学生は、当該他大学の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の規定により履修した授業科目の単位は、8単位を超えない範囲で、本大学院において履修したものとみなすことができる。

(試験)

第28条 履修授業科目に対する単位は、当該授業科目の試験に合格した場合に与えられる。ただし、研究委員会において、他の方法をもって試験に代えることを認める時期に、その委員会の定める方式によって

行う。

(成績評価)

第29条 成績の評価は、A・B・C・Dに分け、A・B・Cを合格とする。

第6章 課程修了及び学位授与

(修士課程の修了要件)

第30条 修士課程に2年以上在学し、履修授業科目について30単位以上を取得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者には、その専攻するところに従い、修士の学位を授与する。

(修士の学位の専攻分野の名称)

第31条 本大学院において授与する修士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士の学位の専攻分野名称
総合人間科学研究科	心理学専攻	心理学
	人間学専攻	学術
	健康栄養科学専攻	栄養学

(学位規定)

第32条 この学則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、本学の学位規程の定めるところによる。

第7章 科目等履修生、特別聴講生、研究生、特別研修生及び委託研修員

(科目等履修生)

第33条 本大学院研究科の授業科目のうち、1科目または数科目の履修を希望する者があるときは、本大学院の教育、研究に支障がない限り、審議の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第34条 研究科委員会においてあらかじめ他大学の大学院と協議して、双方の承認が得られたとき、他大学の大学院学生で本大学院の授業科目を履修しようとする者を特別聴講生として聴講を許可することができる。

2 特別聴講生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第35条 本大学院において、特定の専門領域について研究を希望する者があるときは、本大学院の教育、研究に支障がない限り、審議の上、研究生として許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める

(委託研修生)

第36条 国立、公立又は私立学校等の教職員等の所属機関等の長からその所属教職員等について研究指導の委託の願い出があるときは、審議の上、委託研修員として受入れを許可することができる。

2 委託研修生に関して必要な事項は、別に定める。

第8章 検定料、入学金、授業料その他の費用

(学納金等の納入)

第37条 本大学院の検定料、入学金、授業料等の金額は別表3のとおりとする。

第38条 前条の納付金のうち、授業料は前期、後期の2期に分け、それぞれ半額を前期は4月、後期は10月の指定された期日までに納入しなければならない。

(納入金の不還付)

第39条 既納の学納金は、別の定めによるもののほか、これを返還しない。

(学費未納の取扱い)

第40条 授業料その他の学納金を収めない者は、当該期または年度の履修について成績評価を受けることができない。ただし、授業料延納願いが受理された場合については、この限りでない。

第9章 教員及び研究科委員会

(指導教員)

第41条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学の教授が担任する。ただし、特別の事情がある場合には、准教授又は講師をこれに充てることがある。

(研究科委員会)

第42条 研究科に関する重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関する規程は、別に定める。

第10章 研究指導施設

第43条 本大学院に、研究室、実験室、実習室及び臨床心理相談室を置く。

2 本大学の学部及びその他の施設は、必要に応じ、大学院学生の研究及び指導に充てる。

3 臨床心理相談室の運営については別に定める。

第11章 賞罰

(表彰)

第44条 学生として他の模範となる善行・業績があった者は、研究科委員会の議を経て学長がこれを賞する。

(懲戒)

第45条 本大学院の諸規程に違反し学生の本分に背いた行為をした者は、研究科委員会の議を経て学長が懲戒する。

2 懲戒は、けん責、停学及び退学とする。

第12章 学則の改正

第46条 本学則の改正は、研究科委員会及び教授会の議を経て理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

(2009年4月1日改正)

(2010年4月1日改正)

(2011年4月1日改正)

(2016年4月1日改正)

(2017年4月1日改正)

2 この学則は、2017年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。

(別表1)

総合人間科学研究科	1. 課題の探求と解決を行うための自立性、創造性、探究心を養う能力 2. 人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力 3. 国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力 以上の能力を身につけた人材を養成する。
心理学専攻	心の悩みや非行・いじめなど行動上の問題への専門的な観点からのケアなど、心理学を専門的に研究し、柔軟で鋭い洞察力・分析力を備えている心理専門職者への期待が高まっている。本専攻では、その期待に応えるべく、専門的な学問の背景や隣接分野の知識・技能を併せ持つバランスの取れた人材、単なる推測や主観的判断を廃し、データに基づいた科学的な考察が出来る人材を養成する。
人間学専攻	人間存在をその文化性・社会性・歴史性において宗教学・神学・倫理学などの分野から専門的に研究し、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担いうる人材を育成する。
健康栄養科学専攻	自由な発想で思考し広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決に当たることのできる専門職業人の育成が早急に求められており、本専攻では、その要請に応えるべく、社会人を積極的に受け入れ、本専攻で得た知識・経験を各自の持ち場で活かすことが出来る、高度な専門知識と技術を持つ人材を養成する。

(別表2)

総合人間科学研究科
心理学専攻(修士課程)

臨床心理学コース				
授業科目名	領域	単位数		備考
		必修	選択	
臨床心理学特論		4		
臨床心理面接特論		4		
臨床心理査定演習		4		
臨床心理基礎実習		2		
臨床心理実習		2		
心理学研究法特論A	A		2	A,B,C,D,E それぞれの領域から2単位以上
臨床心理学研究法特論	A		2	
認知心理学特論	B		2	
発達心理学特論	B		2	
社会心理学特論	C		2	
臨床心理関連行政論	C		2	
神経生理学特論	D		2	
障害者(児)心理学特論	D		2	
心理療法特論	E		2	
投影法特論	E		2	
特別研究		4		
特別研究		4		

心理行動科学コース			
授業科目名	単位数		備考
	必修	選択	
心理学研究法特論A		2	10単位以上
心理学研究法特論B		2	
認知心理学特論		2	
学習心理学特論		2	

神経生理学特論		2	2 単位
発達心理学特論		2	
社会心理学特論		2	
グループ・アプローチ特論		2	
臨床心理関連行政論		2	
障害者（児）心理学特論		2	
心理学総合演習	4		
心理学総合演習	4		
特別研究	4		
特別研究	4		

人間学専攻（修士課程）

授業科目名	必修	選択	備考
ヘブライ思潮		2	16 単位以上
キリスト教思潮		2	
近代思潮		2	
現代思潮		2	
聖書学特論		2	
宗教学特論		2	
共生哲学・共生思想特論		2	
人間存在論特論		2	
社会経済思想特論		2	
聖書学演習		2	
聖書学演習		2	
宗教学演習		2	
宗教学演習		2	
共生哲学・共生思想演習		2	
共生哲学・共生思想演習		2	
人間存在論演習		2	
人間存在論演習		2	
社会経済思想演習		2	
社会経済思想演習		2	
人間共生特論	2		14 単位
人間共生演習	2		
人間共生演習	2		
特別研究	8		

健康栄養科学専攻（修士課程）

授業科目名	必修	選択	備考
栄養科学特論		2	12 単位以上
栄養科学特論		2	
栄養科学特論		2	
栄養科学演習		2	
健康栄養デザイン論		2	
健康栄養デザイン論		2	
健康栄養デザイン論		2	
健康栄養デザイン論		2	
健康栄養デザイン演習		2	
健康栄養科学概論	2		18 単位
基礎演習	4		
総合演習	4		
特別研究	8		

(別表3)

専攻名	入学金	授業料	施設設備資金	計
心理学専攻	250,000 円	505,000 円	190,000 円	945,000 円
人間学専攻	250,000 円	505,000 円	40,000 円	795,000 円
健康栄養科学専攻	250,000 円	505,000 円	250,000 円	1,005,000 円

* 本学短期大学部、短期大学部専攻科、総合人間科学部卒業生は入学金を免除する。

(2) 変更事項を記載した書類

変更の事由

大学院総合人間科学研究科に人間学専攻を設置するのに伴い、以下の事項の改正を行った。

改正施行期日

平成29(2017)年4月1日とする。なお、この改正学則は、平成29(2017)年度の入学生から適用し、現に在学する学生には、従前の学則を適用する。

変更点

1. 研究科の学生定員(学則第5条)
人間学専攻を新たに設置し、入学定員6名、収容定員12名とした。
2. 修士の学位の専攻分野の名称(第31条)
新たに設置した人間学専攻の学位の専攻分野の名称に関して、「学術」と定めた。
3. 研究科各専攻の目的(別表1)
新たに設置した人間学専攻の目的に関して定めた。
4. 授業科目、単位(別表2)
新たに設置した人間学専攻の授業科目及び履修方法、単位数について定めた。
5. 学納金(別表3)
新たに設置した人間学専攻の学納金(入学金、授業料、施設設備資金)を定めた。
6. 附則
人間学専攻を設置するのに伴い学則改正を行ったため、附則を加えた。

(3) 変更部分の新旧対照表

下線は改正箇所

新旧対照表				
新		旧		
<p>(研究科)</p> <p>第5条 本大学院において設置する研究科及び学生定員は次の通りとする。</p>		<p>(研究科)</p> <p>第5条 本大学院において設置する研究科及び学生定員は次の通りとする。</p>		
研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
総合人間科学研究科	心理学専攻	修士課程	6名	12名
	人間学専攻	修士課程	6名	12名
	健康栄養科学専攻	修士課程	6名	12名
2.心理学専攻には、臨床心理学コースと心理行動科学コースをおく。		2.心理学専攻には、臨床心理学コースと心理行動科学コースをおく。		
<p>(修士の学位の専攻分野の名称)</p> <p>第31条 本大学院において授与する修士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。</p>		<p>(修士の学位の専攻分野の名称)</p> <p>第31条 本大学院において授与する修士の学位の専攻分野の名称は、次のとおりとする。</p>		
研究科	専攻	修士の学位の専攻分野の名称		
総合人間科学研究科	心理学専攻	心理学		
	人間学専攻	学術		
	健康栄養科学専攻	栄養学		
<p>附則</p> <p>1 この学則は、<u>2007年4月1日から施行する。</u> (2009年4月1日改正) (2010年4月1日改正) (2011年4月1日改正) (2016年4月1日改正) (<u>2017年4月1日改正</u>)</p> <p>2 この学則は、<u>2017年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。</u></p>		<p>附則</p> <p>1 この学則は、<u>2007年4月1日から施行する。</u> (2009年4月1日改正) (2010年4月1日改正) (2011年4月1日改正) (2016年4月1日改正)</p> <p>(<u>新設</u>)</p> <p>2 この学則は、<u>2016年度入学生から適用し、現に在学する学生には、なお、従前の学則とする。</u></p>		
<p>(別表1)</p>		<p>(別表1)</p>		
総合人間科学研究科	<p>1.課題の探求と解決を行うための自立性、創造性、探究心を養う能力</p> <p>2.人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力</p> <p>3.国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力</p> <p>以上の能力を身につけた人材を養成する。</p>			
心理学専攻	<p>心の悩みや非行・いじめなど行動上の問題への専門的な観点からのケアなど、心理学を専門的に研究し、柔軟で鋭い洞察力・分析力を備えている心理専門職者への期待が高まっている。本専攻では、その期待に応えるべく、専門的な学問の背景や隣接分野の知識・技能を併せ持つバランスの取れた人材、単なる推測や主観的判断を廃し、データに基づいた科学的な考察が出来る人材を養成する。</p>			
総合人間科学研究科	<p>1.課題の探求と解決を行うための自立性、創造性、探究心を養う能力</p> <p>2.人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力</p> <p>3.国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力</p> <p>以上の能力を身につけた人材を養成する。</p>			
心理学専攻	<p>心の悩みや非行・いじめなど行動上の問題への専門的な観点からのケアなど、心理学を専門的に研究し、柔軟で鋭い洞察力・分析力を備えている心理専門職者への期待が高まっている。本専攻では、その期待に応えるべく、専門的な学問の背景や隣接分野の知識・技能を併せ持つバランスの取れた人材、単なる推測や主観的判断を廃し、データに基づいた科学的な考察が出来る人材を養成する。</p>			

人間学専攻	人間存在をその文化性・社会性・歴史性において宗教学・神学・倫理学などの分野から専門的に研究し、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担いうる人材を育成する。
健康栄養科学専攻	自由な発想で思考し広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決に当たることのできる専門職業人の育成が早急に求められており、本専攻では、その要請に応えるべく、社会人を積極的に受け入れ、本専攻で得た知識・経験を各自の持ち場で活かすことが出来る、高度な専門知識と技術を持つ人材を養成する。

(別表2)

総合人間科学研究科

心理学専攻(修士課程) (略)

授業科目名	必修	選択	備考
ヘブライ思潮		2	16単位以上
キリスト教思潮		2	
近代思潮		2	
現代思潮		2	
聖書学特論		2	
宗教学特論		2	
共生哲学・共生思想特論		2	
人間存在論特論		2	
社会経済思想特論		2	
聖書学演習		2	
聖書学演習		2	
宗教学演習		2	
宗教学演習		2	
共生哲学・共生思想演習		2	
共生哲学・共生思想演習		2	
人間存在論演習		2	
人間存在論演習		2	
社会経済思想演習		2	
社会経済思想演習		2	
人間共生特論	2		14単位
人間共生演習	2		
人間共生演習	2		
特別研究	8		

健康栄養科学専攻(修士課程) (略)

(別表3)

専攻名	入学金	授業料	施設設備資金	計
心理学専攻	250,000円	505,000円	190,000円	945,000円
人間学専攻	250,000円	505,000円	40,000円	795,000円
健康栄養科学専攻	250,000円	505,000円	250,000円	1,005,000円

* 本学短期大学部、短期大学専攻科、総合人間科学部卒業生は入学金を免除する。

(新設)	
健康栄養科学専攻	自由な発想で思考し広い視野に立って、栄養・食生活の諸問題解決に当たることのできる専門職業人の育成が早急に求められており、本専攻では、その要請に応えるべく、社会人を積極的に受け入れ、本専攻で得た知識・経験を各自の持ち場で活かすことが出来る、高度な専門知識と技術を持つ人材を養成する。

(別表2)

総合人間科学研究科

心理学専攻(修士課程) (略)

(新設)

健康栄養科学専攻(修士課程) (略)

(別表3)

専攻名	入学金	授業料	施設設備資金	計
心理学専攻	250,000円	505,000円	190,000円	945,000円
(略)				
健康栄養科学専攻	250,000円	505,000円	250,000円	1,005,000円

* 本学短期大学部、短期大学専攻科、総合人間科学部卒業生は入学金を免除する。

尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科委員会規程

(目的)

第 1 条 尚絅学院大学大学院学則第 4 2 条 2 項に基づき、設置する総合人間科学研究科委員会(以下「委員会」)の組織及び運営は、本規程の定めるところによる。

(構成)

第 2 条 委員会は、本大学院の授業を担当する専任教員をもって構成する。

2 委員会が必要と認めるときは、上記構成員以外の者を陪席させることができる。

(研究科長)

第 3 条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長の選考は、本大学院構成員研究指導教員の中から委員会の議を経て、学長が行う。

3 研究科長の任期を 2 年とする。再任を妨げないが連続 2 期を限度とする。

(専攻主任)

第 4 条 研究科の各専攻に専攻主任を置く。

2 専攻主任の選考は、研究科各専攻に所属する構成員教授の中から研究科長の推薦に基づき学長が行う。

3 専攻主任の任期を 2 年とする。再任を妨げないが連続 2 期を限度とする。

(招集者・議長)

第 5 条 委員会は研究科長が招集し、その議長となる。

2 研究科長が欠けたとき、または事故があったときは、あらかじめ委員会で定められた者が前項の職務を代行する。

(委員会の成立)

第 6 条 委員会は構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立するものとする。ただし、次の各号の一つに該当する者は除く。

(1) 休職者

(2) 1 ヶ月以上の出張者

(審議事項)

第 7 条 委員会は、次の各号に掲げる教育研究に関する重要事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 大学院学則及び諸規程の制定及び改廃に関する事項。

(2) 教育課程に関する事項。

(3) 学生の除籍及び懲戒による退学に関する事項。

(4) 学生の試験及び課程の修了に関する事項。

(5) 学位論文の審査及び学位授与に関する事項。

(6) 学生の賞罰に関する事項。

- (7) 大学院担当教員の人事に関する事項。
- (8) 大学院における自己点検評価に関する事項。
- (9) その他、本研究科の教育及び研究並びに運営に関する事項。

(議決)

第 8 条 議決は、特に定めある場合を除き、出席した構成員の過半数の同意により成立する。

2 可否同数のときは、議長の決するところによる。

(規程の準用)

第 9 条 本規程に定めるほかは、尚絅学院大学学則並びに諸規程を準用する。

(議事録)

第 10 条 研究科長は委員会の議事録を作成し、次回の委員会において承認を得ることとする。

2 委員会の事務は、総務課が行う。

(その他)

第 11 条 この規程の施行に際し必要な事項は、委員会の議を経て、研究科長が定める。

(改廃)

第 12 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、2007年4月1日から施行する。

2010年4月1日 改正

2015年4月1日 改正

尚絅学院大学大学院 総合人間科学研究科人間学専攻（修士課程）
設置の趣旨等を記載した書類

目 次

設置の趣旨及び必要性	... 1
修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	... 4
研究科、専攻等の名称及び学位の名称	... 4
教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）	... 5
教員組織の編成の考え方及び特色	... 8
教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	... 8
施設・設備等の整備計画	...13
基礎となる学部との関係	...14
入学者選抜の概要	...15
管理運営	...16
自己点検・評価	...16
情報の公表	...16
教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	...17

設置の趣旨及び必要性

(1) 尚絅学院の沿革と建学の精神

尚絅学院は、1892(明治25)年アメリカ合衆国のバプテスト派婦人外国伝道協会から派遣された女性宣教師たちによって「尚絅女学会」として創設され、以来120年余にわたり一貫してキリスト教精神を土台とする人間教育に努めてきた。

2003(平成15)年には尚絅学院大学総合人間科学部(人間心理学科・健康栄養学科)を開設し、2007(平成19)年には大学院総合人間科学研究科(心理学専攻・健康栄養科学専攻)を開設するとともに、総合人間科学部に表現文化学科・現代社会学科・生活環境学科を、2010(平成22)年には子ども学科を増設した。現在、尚絅学院は、尚絅学院大学附属幼稚園、尚絅学院中学校、尚絅学院高等学校、尚絅学院大学、尚絅学院大学大学院を擁する教育機関となっている。

尚絅学院は、創設者の宣教師たちの思いである、「キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間を育てる」を建学の精神として、これまで守り、継承して来た。

(2) 設置を必要とする社会的背景

尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科の既設二専攻(心理学専攻・健康栄養科学専攻)は、今日の知識基盤社会における「高度な専門的知識・能力を持つ高度専門職業人の養成」を目的としている。さらに大学院総合人間科学研究科に、「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」を目的とする新たな専攻として「人間学専攻」を2017年(平成29)年4月に設置する。

建学の精神において明記される他者と共に生きる人間、この人間の共生に関わる諸問題は、新しい知識・情報・技術が文化や社会のあらゆる領域での活動の基盤としてその重要性を増す知識基盤社会において、そしてこれらの人間の活動が個々の文化や社会の中でのみ営まれることが今日ほとんど不可能なグローバル社会において、さらに人間によって生み出された多様な文化や形成された社会が相互依存し同時に相互対峙する今日のグローバリゼーションの状況において、細分化された単一の学問分野ではもはや対処しがたいものになっている。知識基盤社会そしてグローバル社会における人間の共生に関わる諸問題について、人間存在をその文化性・社会性・歴史性という視点から、多くの隣接する学問分野から、総合的に研究していくことが求められる。

人間学専攻は、学部教育との発展的な連続性を保ちつつ、人間の共生に関わる諸問題を人間の文化や社会、歴史という視点から、人間の存在に関わる基本的な学問である宗教学、神学、哲学、倫理学等によって、さらには社会学、教育学、経済学等の隣接学問も視野に入れて、総合的かつ重層的に研究する。人間の共生を座標軸にして、知識基盤社会を支えまた構築していく人間としての在り方、そしてグローバル社会においても絶えず文化的社会的歴史的な制約を負う人間の在り方、さらにこの制約性を乗り越えて人間の共生社会を形成していく人間としての在り方を学際的に問題にすることは、今後さらに重要な意義を有する課題である。

このような人間の共生に関わる学際的研究は、学部からの進学生はもとより、一般社会人の学び直し、さらには生涯学習の機会を提供し、自己実現や社会参画のための幅広く深い学識の涵養を図ることにとも対応するものである。急速な経済社会の変化に応じて新たな知識や技能を不断に身に付けていくことが求められている。そして、その根底には知識や技能に還元し得ない人間の在り様の問題が絶えず潜在化している。人間の倫理性、宗教性、そして文化性、社会性、歴史性、さらには創造性、協働性などを巡る問題は、直接に人間の共生に関わる課題である。知識基盤社会そしてグローバル社会においては、実証科学的な知識や技能だけでは解消しがたい人間存在の課題が顕在化してくる。人間学専攻が目指す学際的研究の営みを通して、人間の共生に関わる諸問題、そして人間の共生において要請される人間としての在り方を幅広く探求し、これらの課題に対する柔軟な思考能力の涵養を図ることが求められる。

本学はキリスト教精神に基づく教育を建学の精神としており、人間学専攻においてはキリスト教およびそれに関連するより深い造詣を身に付けることも目指している。キリスト教は世界で最も多くの信者を抱える世界宗教である。そして現代世界の抱える諸問題に宗教的対立が深く関わっていることも事実であり、キリスト教徒には他の諸宗教についての理解とキリスト教について

のより深い洞察が求められる。特にキリスト教指導者には、また一般のキリスト者であっても、安易な宗教礼賛ではなく、キリスト教について批判的な視点を持つこと、同時に批判的でありながらキリスト教精神の深い造詣を持つこと、そして諸宗教・諸思想とともに共生していくことが求められる。このような視点からキリスト教について深い学識を専門的に涵養する大学院は、本学の所在地である宮城県においても、また東北地方においてもほとんど存しない。このような点からも人間学専攻の設置が要請される。

(3) 教育研究上の理念と目的

尚綱学院の建学の精神は、キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間を育成するという教育理念で示される。この理念の基に、尚綱学院大学大学院の目的を大学院学則第2条で次のように定めている。「本大学院は、キリスト教の精神に基づき人格の陶冶をめざし、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精新な学識と研究能力を養うことによって、広く文化の向上と人類の福祉に貢献できる人材を育成することを目的とする。」

そして、大学院の設置する総合人間科学研究科における人材養成に関する目的及び教育研究の目的を大学院学則第2条別表1で次のように定めている。「1. 課題の探究と解決を行うための自立性、創造性、探究心を養う能力 2. 人類の福祉に対して、社会人として自ら考えて行動できる能力 3. 国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力 以上の能力を身につけた人材を養成する。」

人間学専攻は、尚綱学院大学大学院の目的及び総合人間科学部の人材養成に関する目的並びに教育研究の目的を踏まえ、建学の精神において根幹となる人間の共生について多くの隣接する学問分野から研究することを目的とする。

人間を巡って様々に現れ出る問題は、人間の共生に関わる問題である。人間の共生に関わる諸問題は、グローバルな問題においても、個々の文化的社会的圏域の問題においても、個々の学問分野のみでは対処しがたいものになっている。人間学専攻は、人間の共生に関わる諸問題を宗教学、神学、哲学、倫理学等によって、さらには社会学、教育学、経済学等の隣接学問も視野に入れて、隣接する学問分野が協働し、総合的かつ重層的に研究することを目的とする。人間の共生を座標軸にして、人間の共生に関わる諸問題に向かい合い、共生社会の形成についての幅広く深い学識を涵養し、そして人間の共生に関わる諸課題を追求する研究能力を培うことを教育研究の理念とする。

人間学専攻は、これらの教育研究によって、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担いうる人材の養成を、また新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤としてその重要性を増す知識基盤社会を支えまた構築しうる人材の養成、すなわち「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」を目的とする。

以上の教育研究上の目的を達成するに際して、アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを以下のように定める。

アドミッションポリシー

1. 人間についてより高度な総合的な研究を深めたい者
2. 人間の様々な問題に対応することができる分野横断的な力量を身に付けたい者
3. 共生社会構築に向けた指導的役割を果たせる高度な知的素養を身に付けたい者
4. キリスト教精神について深い造詣を身に付けたい者
5. 教員としての資質能力をさらに高めたい者、教育関係職にあり学び直したい者

カリキュラムポリシー

1. 学位授与に相応する幅広く深い学識及び研究能力を修得できる科目群を体系的に構成する。
2. 学修課題をコースワークとして体系的に履修する必修科目・選択科目、特論科目・演習科目を適切に編成する。
3. 研究成果・学術情報の適切な収集、研究活動の適切な蓄積、研究報告書・研究発表の学術性、研究倫理等を修得する特別研究を設置する。

ディプロマポリシー

- 1.キリスト教精神の深い造詣、高度な幅広い教養、分野横断的な知見、高い倫理性を有している。
- 2.人間の共生に関わる幅広い課題探究、共生の原理を創出しうる力量を有している。
- 3.共生社会の構築に向かう総合的リテラシー（情報の解釈・分析・考察・判断・表現の力量）を有している。

（４）養成する人材像と進路

人間学専攻は「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」を目的とし、人間の共生に関わる幅広い課題探求、課題に対する深い洞察と柔軟な思考能力、分野横断的な幅広く深い学識、そして課題を追求する研究能力を身に付けた人材、そして人間の共生社会の構築に関わる諸課題へ柔軟に対応できる高度な素養を身に付け、人間の共生とその社会の構築に貢献する人材を養成する。具体的には、ディプロマポリシーでも表した以下の資質能力を身に付けた人材を養成する。

- 1.キリスト教精神の深い造詣、高度な幅広い教養、分野横断的な知見、高い倫理性
- 2.人間の共生の課題探究、共生の原理を創出しうる力量
- 3.共生社会の構築に向かう総合的リテラシー（情報の解釈・分析・考察・判断・表現の力量）

修了後の進路として想定するのは次の通りである。国・地方自治体の公務員（総合職、一般職）、初等・中等教育機関の教育関係者、児童指導員（児童養護施設職員）などへの進路が期待される。また、一般企業の総合職、共助社会の構築を担う社会的企業（ソーシャルビジネス）なども想定される。さらに、国際社会・格差社会・貧困社会に関わるNPO・NGOなどで活躍することも期待される。修士課程で修得した深い学識及び研究能力をもとに博士課程進学も想定される。キリスト教精神の深い造詣を得てキリスト教会関係・キリスト教指導者への進路も期待される。

修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

人間学専攻は修士課程までの構想である。人間学専攻は「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」を目的としており、高度専門職業人や研究者等の養成を目指すものではない。この点から人間学専攻は修士課程までの構想が妥当であり、博士課程の設置を目指した構想は予定していない。

研究科・専攻等の名称及び学位の名称

尚絅学院大学総合人間科学研究科人間学専攻

- (1) 研究科名：総合人間科学研究科
Graduate School of Comprehensive Human Science
- (2) 専攻名：人間学専攻
Master's Course in Humanics
- (3) 学位：修士(学術)
Master of Arts

本専攻は、人間存在をその文化性・社会性・歴史性において宗教学・神学・哲学・倫理学などの分野から専門的に研究し、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担いうる人材の育成を目的としている。この目的の座標軸は、尚絅学院大学の建学の精神において言い表されている人間の共生である。人間の共生を志向し、ここにおいて要請される人間の在り方を総合的重層的に教育研究する視点から、専攻名を「人間学」とし、授与する学位は、修士(学術)とする。なお、英語表記については、国際的通用性を考慮して、「人間学専攻」を Master's Course in Humanics とする。学位の英語名称については、「学術」の学位表記である「Master of Arts」とする。

教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）

尚絅学院大学は、キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間の育成を建学の精神としている。今日の人間の共生に関わる様々な問題は、それがグローバルな問題であれ個々の文化的社会的圏域の問題であれ、細分化された単一の学問分野ではもはや対処しがたいものになっている。そのため多くの隣接する学問分野が協働し、多様な視点から研究することが求められる。

このような要請に対処すべく人間学専攻では、4年間の学部教育の土台のうえに、人間の共生に関わる諸問題を人間の文化や社会、歴史という視点から、人間の存在に関わる基本的な学問である宗教学、神学、哲学、倫理学等によって、さらには社会学、教育学、経済学等の隣接学問も視野に入れて、総合的かつ重層的に研究する。

人間学専攻は、これらの研究によって、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担いうる人材の養成を、また新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤としてその重要性を増す知識基盤社会を支えまた構築しうる人材の養成、すなわち「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材の養成」を目的とする。具体的な能力としては、キリスト教精神の深い造詣、高度な幅広い教養、分野横断的な知見、高い倫理性、人間の共生に関わる幅広い課題探究、共生の原理を創出しうる力量、共生社会の構築に向かう総合的リテラシー（情報の解釈・分析・考察・判断・表現の力量）を修得することを目的とする。

以上の教育研究上の目的を達成するために、人間学専攻の体系的な教育課程を以下のように編成する。

- (1) 必修科目として「人間共生特論」(1年前期)・「人間共生演習Ⅰ」(1年後期)・「人間共生演習Ⅱ」(2年前期)を設置する。これらの科目は、15週を通して担当する教員1名と3週担当する教員5名(計15週)の協働により、毎回2名の教員が隣接する学問分野の視点から、人間の共生に関わる幅広い課題探求、課題に対する柔軟な思考能力の涵養を図る。
- (2) 選択科目は、人間の共生に関わる諸問題を分野横断的かつ幅広い視野で追求し、関連する分野の基礎的素養の涵養を図るとともに、学際的な分野に対応しうる能力と専門的知識を活用し応用する能力を体系的に修得させるため、コースワークとして設置する。
 - 1) 選択科目の「特論科目」(1年次)では、人間の共生に関わる諸問題を歴史的視点で研究する「ヘブライ思潮」「キリスト教思潮」「近代思潮」「現代思潮」の科目を設置する。本学の建学の精神にも示されているキリスト教精神は西欧文化の根底に流れる精神である。「ヘブライ思潮」では、キリスト教及びイスラームへと通じていく古代ユダヤ思想の源流と展開、そして近現代の世界観に及ぼした影響の視点から、「キリスト教思潮」では古代から現代に至るまでのキリスト教の歴史の中で議論の焦点となった主題及び人間観の視点から、「近代思潮」では自然科学の発展とともに組織化体系化されていく社会の中で、さらには伝統的な宗教をも改革しようとする理性主義の中で個人間の差異を架橋し社会を構築しようとする社会思想の視点から、そして「現代思潮」では近代の理性観や啓蒙思想に対峙する形で現れる多様な哲学や思想の視点から、人間の共生に関わる諸問題を追求する。このことによって、人間の共生に関わるキリスト教精神の深い造詣、高度な幅広い教養、分野横断的な知見、高い倫理性を修得する。
 - 2) さらに、選択科目の「聖書学特論」「宗教学特論」「共生哲学・共生思想特論」「人間存在論特論」「社会経済思想特論」(いずれも1年次の「特論科目」)では、人間の共生に関わる諸問題を隣接する学問分野から人間の文化性・社会性の視点で考察し、人間の共生の可能性を探求するとともに、共生原理を創出しうる力量、共生社会を構築しうる高度な知識・能力を修得する。
 - 3) 選択科目の「演習科目」(1年後期・2年前期)では、「聖書学演習Ⅰ・Ⅱ」「宗教学演習Ⅰ・Ⅱ」「共生哲学・共生思想演習Ⅰ・Ⅱ」「人間存在論演習Ⅰ・Ⅱ」「社会経済思想演習Ⅰ・Ⅱ」を設置する。これらの「演習科目」は、上記「特論科目」に対応し、文献・資料の講読及び解釈を通して共生社会の構築に向かう総合的リテラシー（情報の解釈・分析・考察・判

断・表現の力量)を实践的に修得するとともに、深い洞察に基づく主体的な行動力の涵養を図る。

(3) 研究指導科目(必修科目)として「特別研究」(1~2年通年)を設置する。「特論科目」及び「演習科目」において学生が個々の研究課題に取り組む基本的な知識と研究能力を醸成しつつ、「特別研究」では最終的に修士論文を作成することに向けた研究指導を行う。具体的には、1年次において研究倫理、先行研究、研究課題に関連する文献・資料の収集、研究課題の設定、研究計画の作成とその具体化、2年次において研究の途中経過のまとめ、研究発表も含めた修士論文作成の指導を主指導教員及び副指導教員によって行う。

人間学専攻は、以上の必修科目、選択科目を履修するコースワークによって、今日のグローバル社会において、そして知識基盤社会において、人間の共生とその社会の構築に貢献し、人間に関する諸問題へ柔軟に対応できる高度な素養を涵養することを目的とした教育研究を行う。

人間学専攻のカリキュラム構成

科目区分		科目名称	単位数	備考	
授業科目	必修科目	特論科目	人間共生特論	2	選択科目から16単位以上を履修すること。
		演習科目	人間共生演習Ⅰ	2	
			人間共生演習Ⅱ	2	
	選択科目	特論科目	ヘブライ思潮	2	
			キリスト教思潮	2	
			近代思潮	2	
			現代思潮	2	
			聖書学特論	2	
			宗教学特論	2	
			共生哲学・共生思想特論	2	
			人間存在論特論	2	
			社会経済思想特論	2	
		演習科目	聖書学演習Ⅰ	2	
			聖書学演習Ⅱ	2	
			宗教学演習Ⅰ	2	
宗教学演習Ⅱ	2				
共生哲学・共生思想演習Ⅰ	2				
共生哲学・共生思想演習Ⅱ	2				
人間存在論演習Ⅰ	2				
人間存在論演習Ⅱ	2				
社会経済思想演習Ⅰ	2				
社会経済思想演習Ⅱ	2				
研究指導科目	必修科目	特別研究	8		

人間学専攻の必修科目の授業概要

人間共生特論	人間の文化性、社会性、歴史性は一般に教育と呼ばれる言葉では包摂できない人間形成の営みの反映であり、この営みは自他の行為連関として現れ出る。このことが十全な意味をもちうるための各々の意味内実を考察する。また、多様な文化の相互依存と相互対峙を特徴とする今日のグローバル化において、そして人間の文化的・社会的・歴史的制約性のもとで、如何にして人間としての形成と共生、そして自他の行為連関の構築が可能となるのか、そこから要請される人間の在り様を教育哲学の視点から探求する。	15 週担当教員 1 名、3 週担当教員 5 名により、毎回 2 名の教員により授業展開する。
人間共生演習Ⅰ	ヨーロッパ文化の根底には古代ギリシアのパイディアとフィロソフィアの営みが流れているが、両者がどのような意味をもった営みであったかを文献講読を通して考察する。パイディアは一般に教育・教養と訳されるが、その意味内実はこれらの概念では理解し尽くせない人間の営みを言い表しており、また人間としての営みの点ではフィロソフィアとも密接な連関を有している。両者の意味内実、そしてどのような連関があったかについて考察する。	
人間共生演習Ⅱ	人間共生演習Ⅰの考察を踏まえ、パイディアとフィロソフィアによって言い表される人間としての営みが今日の人間の共生の問題において如何に再考されうるかを、関係する文献の講読を通して考察する。その際、通史的に従前の人間観を概観し、人間理解における科学主義・技術主義の問題をも考察する。これらの考察を通して、今日の知識基盤社会における人間の在り様を課題にするとともに、知識基盤社会を支え、また構築しうる人間存在を探求する。	
特別研究	1 年次において研究倫理、先行研究の文献・資料収集、研究ノート作成、修士論文のテーマ設定、研究計画の作成と具体化のための研究指導を行い、2 年次において修士論文作成の研究指導を行う。	主指導教員及び副指導教員により研究指導を行う。

*選択科目の授業概要については、別記様式第 2 号（その 3 の 1）の通りである。

教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 人間学専攻のコースワークの充実を図り、教育課程を組織的に展開し、教育研究上の目的を達成するために、以下のように教員を配置する。

- 1) 本学の建学の精神の根幹であるキリスト教精神について、この精神に内在する根源的な問題を深く探求しつつ、人間の共生に関わるキリスト教精神の深い造詣を修得する教育研究のために、「ユダヤ学・聖書学・宗教学」及び「古代キリスト教文学・新約聖書学・キリスト教社会倫理」を研究分野とする教員2名を配置する。
- 2) 共生社会の実現に関わる当の人間存在について、実証科学では解消し難い人間存在の問題を全体的、根源的、批判的に問題にしようる学識と研究能力を修得する教育研究のために、「哲学・倫理学・現代思想」を研究分野とする教員1名を配置する。
- 3) 今日のグローバル化において、そして人間の文化的・社会的・歴史的制約性のもとで、知識基盤社会を支え、また共生社会を構築しようる人間の自己形成の営みについて幅広く深い学識を修得する教育研究のために、「教育学・複合領域(社会学理論・社会思想史と教育学)」及び「教育哲学・教育史」を研究分野とする教員2名を配置する。
- 4) 今日の急激なグローバル化を押し進めているのが特に経済の領域であり、共生社会を実際に構築する際にも絶えず人間の経済的な営みが伴うことから、共生社会の構築に向かう社会的経済的思想について幅広く深い学識を修得する教育研究のために、「制度進化経済学・経済政策学」を研究分野とする教員1名を配置する。

以上のように、人間の共生の課題に収斂していく学際的な研究分野をもって教員を配置する。なお、既述の通り、必修科目には人間学専攻の専任教員全員が関わり、人間の共生に関わる幅広い課題探求、課題に対する柔軟な思考能力を修得させる教員配置とする。

(2) 教員組織の年齢構成については下表の通りであり、教育研究水準の維持向上及び教育研究上支障がない年齢構成である。また、本学院の就業規則の規程により(資料1) 教員の定年は67歳に達した年度の3月31日である。60歳以上の教員の定年後に30歳~50歳未満の教員が新たに就任することを考慮すれば、特定の範囲の年齢に著しく偏ることはない教員の構成である。

教員編成

専攻	教授	准教授	講師	合計
人間学専攻	4	2	0	6

教員の年齢構成及び学位

専攻	30歳~40歳未満	40歳~50歳未満	50歳~60歳未満	60歳以上	合計	学位の分野
人間学専攻	0	0	4	2	6	博士(情報科学) Doctor of Philosophy (イスラエル) 経済学博士 教育学修士 教育学修士 文学修士

*学位の「 」は博士課程において所定の単位を取得し博士の学位を取得しないまま退学した者である。

教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

(1) 教育方法、履修指導、研究指導の方法

人間学専攻は、人間存在をその文化性・社会性・歴史性において宗教学・神学・哲学・倫理学などの分野から専門的に研究し、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担いうる人材の育成を、また、キリスト教精神の深い造詣、高度な幅広い教養、分野横断的な知見、高い倫理性を修得することを目的と

している。そして人間の共生に関わる幅広い課題探究、共生の原理を創出しうる力量を修得すること、及び共生社会の構築に向かう総合的リテラシー（情報の解釈・分析・考察・判断・表現の力量）を修得することを具体的な目標とし、履修指導を行う。

人間学専攻の教育は、「設置の趣旨及び必要性」及び「教育課程の編成の考え方及び特色」に基づき、個々の学生の学修及び課題研究を成就させるために、授業科目の授業及び研究指導科目の特別研究をもって行う。

1) 授業科目は、必修科目と選択科目を、それぞれ「特論科目」と「演習科目」によって構成し、人間の共生に関わる課題探求に収斂していくコースワークとして体系的に履修できるように整理する。

必修の「特論科目」は1年次前期に「人間共生特論」を、「演習科目」は1年次後期に「人間共生演習Ⅰ」、2年次前期に「人間共生演習Ⅱ」を設置する。これらの必修科目には専任教員全員が関わり、学生が個々の専門的な領域のみ学修、研究することがないように、毎回2名の教員が隣接する学問分野の視点から人間の共生に関わる幅広い課題探求、課題に対する柔軟な思考能力、分野横断的かつ複眼的な視野の涵養を図り、それを踏まえ専門領域の深化を目指すように指導する。

選択の「特論科目」は、1年次配当とし、「ヘブライ思潮」「キリスト教思潮」「近代思潮」「現代思潮」の科目では人間の共生に関わる諸問題を人間の歴史性の視点で考察し、「聖書学特論」「宗教学特論」「共生哲学・共生思想特論」「人間存在論特論」「社会経済思想特論」の科目では人間の共生に関わる諸問題を人間の文化性・社会性の視点で考察する。これらの学修によって、人間の共生に関わるキリスト教精神の深い造詣、高度な幅広い教養、分野横断的な知見、高い倫理性を修得するとともに、共生原理を創出しうる力量、共生社会を構築しうる高度な知識・能力を修得するように指導する。また、選択の「演習科目」は、「聖書学演習Ⅰ・Ⅱ」「宗教学演習Ⅰ・Ⅱ」「共生哲学・共生思想演習Ⅰ・Ⅱ」「人間存在論演習Ⅰ・Ⅱ」「社会経済思想演習Ⅰ・Ⅱ」を1年次後期から2年次前期へ向けて配当させることにより学修・研究過程の効率化を図るとともに、総合的リテラシー（情報の解釈・分析・考察・判断・表現の力量）を実践的に修得し、深い洞察に基づく主体的な行動力の涵養を図るように指導する。

2) 研究指導科目の「特別研究」では、指導教員が修士論文や専門領域の研究の指導に留まることなく、学生の研究領域を考慮した進路設定への支援などを行うメンターとしても関わりつつ、人間学専攻の体系的な教育研究の中で「知識基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある人材」として不可欠な資質や能力を向上させるように指導する。

人間学専攻の研究指導のスケジュールは以下の通りである。

大学院入学時に実施する新入生オリエンテーションでは、まず、専攻が属する総合人間科学研究科及び人間学専攻について、その教育研究の趣旨を説明し、研究科及び専攻についての俯瞰的な理解を与える。次いで学生が研究課題を完遂するにあたって必要な学識と知見を得るための授業科目、また論文作成に必要とされる具体的なスキルを獲得する授業科目を選定できるように、指導教員は学生個々に対して履修指導を行う。

「特論科目」では学生が個々の研究課題に取り組む基本的学識及び知見を修得できるように指導し、「演習科目」では個々の学生の研究課題の独創性を重視し、その研究能力とそれを支える専門的知識を伸ばすことができるように指導する。双方の科目指導は「特別研究」へと展開され、最終的に修士論文の作成へと結実することになる。具体的には、「教育課程の編成の考え方及び特色」に記した科目の年次配置にしたがって、1年次前期には人間学専攻で学修し研究する意味と、専攻共通の課題についての基礎的知見と隣接する学問分野での問題を理解するように指導し、1年次後期から2年次前期にかけては各「特論科目」と「演習科目」を通して研究課題の深化及び具体化と論文作成の基礎的手法を指導する。また、関連する学会への積極的な参加を支援する一方で、その成果を学会等で発表することへとつなげる指導を行う。2年次後期には修士論文作成を具体的に指導する。

人間学専攻における研究指導のスケジュール

	事項・内容	担当者
1年次 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・新入生オリエンテーション（研究科及び専攻の教育の趣旨、履修規程、履修登録、特別研究等について説明） ・「特別研究」の指導体制の整備（主指導教員、副指導教員を決定） ・「特別研究」の研究課題の提出 	<ul style="list-style-type: none"> [研究科長、専攻主任] [専攻主任、指導教員]
4～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・前期履修科目の履修指導（登録する科目の選択に際し、専攻の教育の趣旨を基に個別指導を行う） ・「特別研究」の研究課題・研究計画のもとに研究指導 ・必修特論科目「人間共生特論」において、専攻に所属する教員による研究の事例紹介と講義 	<ul style="list-style-type: none"> [指導教員] [指導教員] [指導教員] [講義担当教員、指導教員]
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・後期履修科目の履修指導 	[指導教員]
10～ 2月	<ul style="list-style-type: none"> ・必修演習科目「人間共生演習Ⅰ」において「専攻に所属する教員による研究の事例に基づく演習 ・「特別研究」の指導、次年度以降の学会発表指導 	<ul style="list-style-type: none"> [講義担当教員、指導教員] [指導教員]
2年次 4月	<ul style="list-style-type: none"> ・前後期を通じた履修科目の履修指導 	[指導教員]
4～9月	<ul style="list-style-type: none"> ・必修演習科目「人間共生演習Ⅱ」において「専攻に所属する教員による研究の事例に基づく演習 	[講義担当教員、指導教員]
4～2月	<ul style="list-style-type: none"> ・各演習科目の研究課題・研究計画のもとに研究指導 	[講義担当教員、指導教員]
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別研究」の研究課題・研究計画のもとに研究指導 	[指導教員]
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・「特別研究」の指導、学会発表指導 ・修士論文審査委員（主査1名、副査1名以上）決定 	<ul style="list-style-type: none"> [指導教員] [研究科委員会]
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・修士論文（準備稿）提出 	[論文審査委員（主査1名、副査1名以上）]
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・修士論文（準備稿）についての指導 ・修士論文発表会/修士論文審査試験 ・論文審査結果と修了の判定 	<ul style="list-style-type: none"> [論文審査委員（主査1名、副査1名以上）] [論文審査委員（主査1名、副査1名以上）] [研究科委員会]

(2) 修了要件

修了要件は、本課程に2年以上在学し必修科目14単位、選択科目から16単位以上、合計30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し審査に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

ディプロマポリシー

本専攻の教育理念であるキリスト教精神の深い造詣、高度な幅広い教養、分野横断的な知見と高い倫理性を有すること、人間の共生に関わる幅広い課題探究、共生の原理を創出しようとする力量を有すること、そして共生社会の構築に向かう総合的なリテラシーとして情報の解釈や分析、考察、判断、表現などの力量を有することが課程修了の要件である。

所定の年限在学し、修士論文について、研究成果の審査に合格することが課程修了には必要である。

なお、本専攻では、修士(学術)の学位が取得できる。

(3) 履修モデル

「設置の趣旨及び必要性」の「(4) 養成する人材像と進路」に記述した想定される進路を踏まえた履修モデルは以下の通りである。

履修モデル1 公務員、教員、児童指導員、博士課程進学を想定

科目群		1年次	単位	2年次	単位	計
特論科目	必修	人間共生特論	2			10
	選択	近代思潮	2			
		現代思潮	2			
		共生哲学・共生思想特論	2			
		人間存在論特論	2			
演習科目	必修	人間共生演習Ⅰ	2	人間共生演習Ⅱ	2	4
	選択	共生哲学・共生思想演習Ⅰ	2	共生哲学・共生思想演習Ⅱ	2	8
		人間存在論演習Ⅰ	2	人間存在論演習Ⅱ	2	
研究指導科目	必修	特別研究			8	8
単位数(計)			16		14	30

履修モデル2 各総合職、各種インストラクター、NPO・NGO活動を想定

科目群		1年次	単位	2年次	単位	計
特論科目	必修	人間共生特論	2			10
	選択	近代思潮	2			
		現代思潮	2			
		共生哲学・共生思想特論	2			
		社会経済思想特論	2			
演習科目	必修	人間共生演習Ⅰ	2	人間共生演習Ⅱ	2	4
	選択	共生哲学・共生思想演習Ⅰ	2	共生哲学・共生思想演習Ⅱ	2	8
		社会経済思想演習Ⅰ	2	社会経済思想演習Ⅱ	2	
研究指導科目	必修	特別研究			8	8
単位数(計)			16		14	30

履修モデル3 キリスト教指導者、教会指導者を想定

科目群		1年次	単位	2年次	単位	計
特論科目	必修	人間共生特論	2			10
	選択	ヘブライ思潮	2			
		キリスト教思潮	2			
		聖書学特論	2			
		宗教学特論	2			
演習科目	必修	人間共生演習Ⅰ	2	人間共生演習Ⅱ	2	4
	選択	聖書学演習Ⅰ	2	聖書学演習Ⅱ	2	8
		宗教学演習Ⅰ	2	宗教学演習Ⅱ	2	
研究指導科目	必修	特別研究			8	8
単位数(計)			16		14	30

(4) 学位論文の審査・公表方法

現行の『尚絅学院大学大学院』学位規程」に則って以下の通り実施する。

学位を受けようとする者は、所定の書類に本研究科において定めた様式、部数に従う学位論文を添え、提出期限内に学長に提出する。学位論文の様式、部数及び提出期限は本研究科において定めている。学位論文は1編とするが、参考として他の論文を添付することができ、また審査のために必要があるときは学位論文の副本や訳本等を提出することができる。

学位論文の審査及び最終試験は、指導教員を主査とし、他に研究科委員会が当該研究科の内から任命する1名以上の副査を加えて行うが、研究科委員会において必要と認めるときは、他の大学院又は研究所等の協力を得ることができる。

最終試験は、学位論文の審査が終わった後に学位論文を中心として、これに関連ある分野について口述又は筆記により行う。

学位論文の審査及び最終試験の結果を、審査委員は研究科委員会に文書にて報告する。研究科委員会は、この報告に基づいて、学位授与の可否を審議しその結果を学長に報告する。学位授与の議決は、研究科委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

学長は、この研究科委員会の報告に基づき、修士の学位を授与すべき者に学位記を授与する。なお、学位を授与できなかった者には、その旨を通知する。

学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「尚絅学院大学」と明記する。

(5) 研究の倫理審査体制

本学では、職務のうち研究と教育に特化した規則として「研究と教育に携わる者及び研究者が行う研究と教育の事務的支援並びに不正防止に関わる管理を行う者が、その社会的責務を自覚し、社会の信頼に応える」ため「尚絅学院大学研究倫理綱領」を整備している。また本学の構成員が行う人間を対象とする研究・調査の倫理性を確立するための「尚絅学院大学人間対象研究・調査の倫理に関する規程」、及び科学的観点、動物愛護の観点及び環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員、学生等の安全確保の観点から、動物実験等の実施に係る規程として「尚絅学院大学動物実験等に関する規程」を別に定めている。

(6) 学生定員(入学定員、収容定員)

〔現行の総合人間科学研究科〕

専攻	入学定員	収容定員
心理学専攻	6	12
健康栄養科学専攻	6	12

〔人間学専攻設置後の総合人間科学研究科〕

専攻	入学定員	収容定員
心理学専攻	6	12
健康栄養科学専攻	6	12
人間学専攻	6	12

施設、設備等の整備計画

(1) 校舎等施設の整備計画

(人間学専攻)

「教育方法、研究指導の方法及び修了方法」に記載したとおり、本専攻は、入学時から修士論文完成まで、人間学系学問のベーシックである学説史から最先端理論まで系統的・体系的に教育し、大学院教育の質を高いレベルで確保していく。

そのため本専攻の大学院生の自習室を指導教員の研究室の近くに設置し、教員と院生との意思疎通をさらに促進させ、且つ指導教員の目の行き届いたきめ細かな教育を実現していく。

本専攻の大学院生 12 名を収容する自習室は、面積が 36.9 m²であり、設備は個別の机、椅子に加え、パソコンや共有のレーザープリンタ、同じく共有の書架を備える。(資料2)

(2) 図書等資料の整備計画

(人間学専攻)

学士課程教育との共用で蔵書計画を進める。図書類は、本専攻人間学系学問、哲学・倫理学、神学・宗教学、教育学、社会思想(経済思想も含む)の最先端理論を窺い知ることができる書籍を内外問わず、精選しながら増やしていく。また、学術雑誌はこれまで英米系を中心に、次いでドイツの学術誌が揃っていたが、今後人間学系学問の最先端を切り開く理論が輩出するフランスの学術雑誌 *L'Année Sociologique*、官報類 *Bulletin Officiel* を揃えていく計画である。同時にベーシックな学説史を把握するため国内で最もレベルの高い学説史研究を展開する学会誌(『社会学史研究』等)を取り揃える。またフランスと日本との学術交流の最前線をいく学会誌(『日仏哲学会年報』等)も揃えていく。電子書籍に関しても同様の方針である。近年、人文系学問と社会学分野との分野横断的な研究交流は非常に活発であり、社会学分野の研究は、「文学関係」に属する研究が多い。それゆえ、大学院生の修士論文作成や学会活動には、上記の文献類は必須のものと判断される。

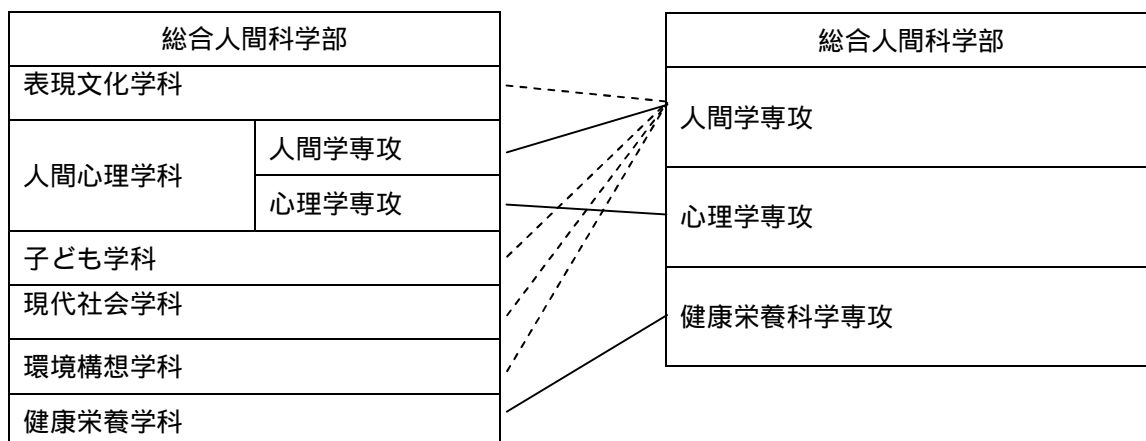
基礎となる学部との関係

尚絅学院大学総合人間科学部は、社会に存在する人間を多様な観点から多方面にわたり科学的に考察し、それらの統合による総合的な人間理解を追求し、文化や社会の新たな創造に主体的に取り組む活動的な人間の育成を目的とする学部として2003(平成15)年に開設され、現在では6学科が設置されている。

尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科は、学部の理念をさらに発展させ、人間を「こころ」と「からだ」の統合という視点から捉え、人間の健康な生活の営みに関わる諸問題を科学的に研究し、これを実践に活かすことを目的に「心理学専攻」と「健康栄養科学専攻」をもって2007(平成19)年に開設された。

新たに設置される「人間学専攻」の基礎となる尚絅学院大学総合人間科学部人間心理学科は、「人間学系」(宗教学・ユダヤ学・聖書学・哲学・倫理学・社会思想・教育学・教育哲学)と「心理学系」(認知心理学・学習心理学・行動分析学・発達心理学・社会心理学・犯罪心理学・臨床心理学など)の学問分野によって構成されている。そして、「心理学系」は「心理学専攻」へ、「人間学系」は「人間学専攻」へ、学部教育との発展的な連続性を保ちつつ、さらに高度の教育研究による人材の養成を目指している。特に「人間学専攻」は、設置の趣旨及び必要性において記されているように、人間の共生に関わる諸課題について多くの隣接する学問分野から総合的に研究していくことを目的としており、総合人間科学部人間心理学科以外の他学科での学修成果をも包摂しつつ、人間の共生とその社会の構築に貢献する人材を養成する点で他学科との強いつながりを持つ。

基礎となる学部・学科との関係



入学者選抜の概要

人間学専攻に係る入学選抜試験は、一般選抜、社会人選抜、特別選抜（教会推薦）により実施する。

（１）一般選抜

定員は、前期日程 3 名、後期日程 3 名とする。筆記試験（専門科目と外国語・英語）書類審査、面接試験により選抜する。面接試験では、提出された研究計画書を中心に研究への意欲や将来性について確認する。

出願資格は、次のいずれかに該当する者と定める。 大学を卒業した者及び入学時に卒業見込みの者、 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び入学時までに学士の学位が授与される見込みの者、 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び入学時までに修了見込みの者、 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者及び入学時までに修了見込みの者、 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者及び入学時までに修了見込みの者、 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程）を修了した者及び入学時までに修了見込みの者、 本大学院において個別の入学資格審査により認められた者で、入学時までに 22 歳に達している者。

（２）社会人選抜

定員は、前期日程若干名、後期日程若干名とする（一般選抜の定員の枠内の募集とする）。筆記試験（小論文）書類審査、面接試験により選抜する。面接試験では、提出された研究計画書を中心に研究への意欲や将来性について確認する。

出願資格は、次のいずれかに該当する者と定める。 大学を卒業した者、 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者、 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者、 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者、 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者、 本大学院において個別の入学資格審査により認められた者。

なお、社会人とは、上記 ~ の資格の中いずれか 1 つを有し入学時までに卒業後 2 年以上経過している 24 歳以上の者で、2 年以上の実社会経験を有する者またはこれに準ずると認められる者とする。

（３）特別選抜（教会推薦）

定員は、前期日程若干名、後期日程若干名とする（一般選抜の定員の枠内の募集とする）。筆記試験（小論文）書類審査、面接試験により選抜する。面接試験では、提出された研究計画書を中心に研究への意欲や将来性について確認する。

出願資格は、キリスト者または求道者であること、そして次のいずれかに該当する者と定める。

大学を卒業した者及び入学時までに卒業見込みの者、 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者及び入学時までに学士の学位を授与される見込みの者、 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者及び入学時までに修了見込みの者、 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修することにより当該国の 16 年の課程を修了した者及び入学時までに修了見込みの者、 我が国において、外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者及び入学時までに修了見込みの者、 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程一覧）を修了した者及び入学時までに修了見込みの者、 本大学院において個別の入学資格審査により認められた者で、入学時までに 22 歳に達している者。

出願資格 に該当する者、及び外国籍を有する者は下記の条件に該当していることが前提となる。また、出願前に事前相談を必要とする。

- 1) 「出入国管理及び難民認定法」による留学の在留資格を取得できる者。
- 2) 外国公館による身分の保証を受けた者。

3) 確実な身元保証人がいる者(身元保証人は日本国内に居住する独立した生計を営む成年者で、本人の学費や一身上に関する事などを含む一切の責任を連帯して負うことができる者)

出願資格に該当する者は主に「短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程、各種学校の卒業(見込み)者やその他の教育施設の修了(見込み)者など大学卒業資格を有していない者」が該当するが、これにより出願しようとする場合は、事前に履歴書・最終学校の成績証明書等学力を証明する書類・卒業証明書の提出及び本大学院における審査が必要となるので、試験日の1ヶ月前までに本学入試広報課に問い合わせることが必要である。

管理運営

尚絅学院大学大学院における管理運営体制については、尚絅学院大学大学院学則第42条において、研究科委員会を置く旨が規定されており、研究科委員会の構成員については、研究科委員会規程第2条において、「大学院の授業を担当する専任教員をもって構成する」と規定されている。研究科委員会は、研究科長が招集し、議長として会議を進めている。

学長が決定を行うにあたり意見を述べる事項は、大学院学則及び諸規程の制定及び改廃に関する事項、教育課程に関する事項、学生の除籍及び懲戒による退学に関する事項、学生の試験及び課程の修了に関する事項、学位論文の審査及び学位授与に関する事項、学生の賞罰に関する事項、大学院担当教員の人事に関する事項、大学院の自己点検評価に関する事項、

その他、本研究科の教育及び研究並びに運営に関する事項と研究科委員会規程第7条に規定されており、年6回程度開催し、審議している。なお、決定された事項は、情報共有の観点から大学教授会で報告するようにしている。

また、研究科委員会以外にも必要に応じて、各専攻主任の招集により専攻会議を開催し、専攻の中での情報共有を図っている。

自己点検・評価

自己点検・評価については、尚絅学院大学大学院学則第3条に規定しており、その実施方法や体制等は、「尚絅学院大学自己点検・評価委員会規程」(資料3)に定められており、学長を委員長とし、大学の自己点検・評価とともに2年毎に実施している。自己点検・評価の項目は、理念及び目標に関する事、教育研究組織に関する事、教育活動に関する事、研究活動に関する事、地域貢献に関する事、施設及び環境に関する事、管理運営組織に関する事、教員個人評価に関する事、中期目標・中期計画に関する事、その他委員会が必要と認める事と第5条に定めている。

その結果は、自己点検・評価報告書にまとめ、ホームページに掲載している。

情報の公表

本学では、学校教育法第113条及び学校教育法施行規則第172条の2に対応して、Web上に「情報の公表」のページを設け、教育・研究に関する情報を積極的に公表している。

掲載 URL <https://www.shokei.jp/disclosure/>

- (1) 大学の教育研究上の目的に関する事
研究科、各専攻の教育の目的
- (2) 教育研究上の基本組織に関する事
大学組織
- (3) 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
教員組織、教員数、専任教員数(職階別)、教員一人当たりの学生数、年齢別専任教員数、

専任教員数と非常勤教員数の比率、教員紹介

- (4) 入学者に関する受入れ方針及び入学者の数，収容定員及び在学する学生の数，卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
アドミッションポリシー、学生数、収容定員充足率、入学者の推移、学位授与数、社会人学生数、卒業生数・卒業生の進路・就職状況、卒業生の主な就職先
- (5) 授業科目，授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
カリキュラム、シラバス
- (6) 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
試験及び成績評価、単位制度、修了要件・学位授与
- (7) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
校地・校舎の概要、キャンパスマップ、図書館、アクセスマップ
- (8) 授業料，入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
学費について
- (9) 大学が行う学生の修学，進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
事務取扱について、キャリア支援体制、保険制度について、奨学金制度について、保健センター（保健室・学生相談室）
- (10) その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報，学則等各種規程，設置認可申請書，設置届出書，設置計画履行状況等報告書，自己点検・評価報告書，認証評価の結果等）
自己点検・評価報告書、事業計画・事業報告、学則・諸規程等

教育内容等の改善のための組織的な研修等

本学では、大学院設置基準第14条の3に対応し、組織的にFD（Faculty Development）研修会を行っている。FDは、「尚絅学院大学FD・SD委員会規程」（資料4）により、総務担当副学長を委員長とし委員会を中心に計画的にFD研修会を実施し、教員の教育研究活動の向上に努めている。また、共同研究成果発表会などを開催し、教員相互の研究を理解し、それを通して個々の研究の向上に努めている。

2015年度のFD研修会は、「研究倫理教育研修」、「本学における教育改善の課題 シラバスから成績評価へ」、「成績評価について」をテーマに開催された。

また、「本学の不断の教育改善」と「具体的な社会貢献」を目的に、尚絅学院大学総合人間科学研究所（所長：学長）を開設し、共同研究プロジェクトによる研究・調査活動や研究会、市民公開講座、講演会等を行い教育研究の質向上に努めている。

「資料目次」

- 資料 1 学校法人尚絅学院就業規則
- 資料 2 人間学専攻院生室見取図
- 資料 3 尚絅学院大学自己点検・評価委員会規程
- 資料 4 尚絅学院大学 F D ・ S D 委員会規程

【資料1】学校法人尚絅学院就業規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人尚絅学院(以下「学院」という。)の職員の服務規律、労働条件に関する基準その他就業に関する事項について定めることを目的とする。

(職員の定義)

第2条 この規則において「職員」とは、第2章第1節第6条から第10条において定められた手続きを経て採用された専任の教育職員、事務職員をいう。

(適用範囲)

第3条 この規則は、学院の職員に適用する。

2 次の各号に掲げる者の就業に関する規定は別に定める。

- (1) 大学客員教授
- (2) 大学助教
- (3) 中学校・高等学校専任講師
- (4) 大学非常勤講師並びに特別講師
- (5) 中学校・高等学校非常勤講師
- (6) 中学校・高等学校産休・育休代替講師
- (7) 嘱託職員
- (8) 臨時職員
- (9) 大学臨時的措置教員

(法令等の適用)

第4条 この規則に定めた事項のほか、職員の就業に関する事項は、労働基準法その他の法令及び寄附行為その他の関係規程並びに労働協約の定めるところによる。

(遵守義務)

第5条 職員は、この規則のほか諸規程などを誠実に守り、互いに人格を尊重し、その職務を通じて学院の建学の精神に基づく教育目的の達成に努めるとともに、職務上の指示に従い、責任を持ってその負託された職務の遂行に専念し、学院の発展に貢献しなければならない。

第2章 人事

第1節 任免

(任命権者等)

第6条 職員の任免その他人事に関する権限は任命権者が、サービスの監督は所属長が、これを行う。

2 前項の任命権者は理事長とし、所属長は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 大学の教育職員については、学長
- (2) 高等学校・中学校の教育職員については、中学校・高等学校長(以下「校長」という。)
- (3) 幼稚園の教育職員については、幼稚園長
- (4) 事務職員については、事務局長

(採用)

第7条 職員の採用は、次の書類を提出した者の中から、所定の手続きを経て、志望者のうちから選考し、これを決定する。但し、学院が指示した場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書(3ヵ月以内に撮影した写真添付)
- (2) 健康診断書
- (3) 卒業(見込み)証明書及び成績証明書
- (4) 教員免許状(写し)又は教員免許状取得見込み証明書(高等学校・中学校・幼稚園の教員志望者)
- (5) 中途採用者は、職務経歴書
- (6) その他学院が提出を求めた書類

2 新たに採用する職員は、満18歳以上64歳未満の者とする。但し、大学の教授・准教授については、満67歳

未満とする。

- 3 前項に定めるもののほか、特に必要があると認める場合は、労基法第14条並びに学院の規定により、期間を定めて雇用することがある。
- 4 職員の採用・選考の方法については、別に定める。
- 5 職員に採用された者については、辞令を交付する。
(労働条件の明示)

第8条 学院は、職員の採用に際して、賃金、労働時間、その他の労働条件が明らかとなる書面を交付して明示する。
(採用決定者の提出書類)

第9条 学院は、職員として採用された者は、学院から指示された書類を就任後速やかに提出しなければならない。
(試用期間)

第10条 新たに採用した者については、採用の日から3ヵ月間を試用期間とする。但し、優れた研究業績又は学識経験を有する者及び嘱託職員等から専任の職員に採用された者には、理事長の判断により、試用期間を設けず、又は短縮することがある。

- 2 試用期間を経て引き続き雇用される場合は、試用期間の当初から採用されたものとし、在職年数に算入する。
- 3 試用期間中、勤務態度、健康状態、職務への適正等に関し、職員として不適当と認めた場合は解雇する。但し、14日を超える試用期間中の者を解雇するときは、第21条に定める手続きを行う。

第2節 異動

(異動)

第11条 学院は、業務上の必要がある場合は、職員に職務内容、勤務場所の変更及び役職の任免等の人事異動を命ずることがある。職員は正当な理由がない限り、これに従わなければならない。

- 2 職員を他の職種に任用替えする場合には、本人の同意を得なければならない。
- 3 異動を命ぜられた職員は、速やかに事務引き継ぎを行い、赴任月日に赴任しなければならない。但し、特別の事情があるときは、理事長の承認を得て赴任の時期を延期することができる。
- 4 所属内の短期事業や季節的な繁忙への職員対応については異動と見なさない。

第3節 休職

(休職)

第12条 職員が次の各号の一に該当するときは、休職を命ずることがある。

- (1) 結核性疾患により欠勤し、1年を経過しても就労できないとき。
- (2) 前号に該当する場合を除き、業務外の疾病により欠勤し、3ヵ月(第52条第1項第2号に規定する特定疾患は6ヵ月)を経過しても就労できないとき。
- (3) 疾病以外の私的な障害事由又は自己都合により欠勤し、1ヵ月経過しても就労できないとき。
- (4) 公職に就任し、相当期間就労できないと認められるとき。
- (5) 刑事事件に関し起訴され、相当期間就労できないと認められるとき。
- (6) 国内又は国外研修による継続的な調査研究等のため、1年を超えて平常勤務を離れるとき。
- (7) 水難、火災その他の災害等により、生死不明又は行方不明となったとき。
- (8) その他前各号に準ずる事由があつて学院が休職させることを相当と認めたとき。

2 休職開始の時期は、次の通りとする。

- (1) 前項第1号の休職の開始時期は、欠勤期間が1年を超えた日とする。
- (2) 前項第2号の休職の開始時期は、欠勤期間が3ヵ月(特定疾患は6ヵ月)を超えた日とする。
- (3) 前項第3号の休職の開始時期は、欠勤期間が1ヵ月を超えた日とする。
- (4) 前項第4号、第5号、第6号、第7号及び第8号の休職の開始時期は、学院が指定する日とする。

3 前第1項第1号、第2号及び第3号により欠勤した職員が出勤し、再び同一又は類似の事由により欠勤した場合で、その出勤が2ヵ月に達しないときは、前後の欠勤は連続しているものとみなす。

4 前第1項第1号及び第2号による休職中の者は、理事長が必要と認めた場合、診断書を添えてその経過を報告するものとする。

5 休職期間中の給与については、別に定める「尚絅学院給与規程」による。

6 休職期間中は、勤務年数に算入しない。

7 試用期間中の職員については、第1項の規定を適用しない。

(休職期間)

第13条 前条第1項第1号及び第2号(業務上の疾病を除く。)の規定による休職の期間は、療養を要する程度に応じ、2年以内の期間とする。但し、前条第1項第1号の規定に該当するとき又は特別な理由がある場合で2年以上の休職期間を必要とするときは、1年以内の期間において、理事長が必要と認める期間、その休職期間を延長することができる。

2 前条第1項第3号の規定による休職の期間は、1ヵ月とする。

3 前条第1項第4号の規定による休職の期間は、その公職の任期中とする。

4 前条第1項第5号の規定による休職の期間は、その事件が裁判所に係属する間とする。

5 前条第1項第6号の規定による休職の期間は、必要に応じ、2年を超えない範囲内でこれを定める。この場合において、休職の期間が2年に満たない場合には、当該休職の期間の初日から引き続き2年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

6 前条第1項第7号の規定による休職の期間は、3ヵ月とする。

7 前条第1項第8号の規定による休職の期間は、学院が決定する期間とする。

8 前条第1項第1号、第2号及び第3号の事由で休職していた職員が出勤し、2ヵ月以内に再び同一又は類似の事由で欠勤した場合には、その欠勤は前の休職期間に通算するものとする。

(復職)

第14条 休職期間満了前に休職事由が消滅し、通常の始業時刻から終業時刻まで勤務できるようになった場合は、学院が復職日を決定し、原則として休職前の職務に復帰させるものとする。但し、事情により休職前の職務に復職させることができない場合は、他の職務に配置することができる。職員は正当な事由なくこれを拒むことはできない。

2 休職事由が消滅した場合は、直ちに学院に届け出なければならない。

3 第12条第1項第1号及び第2号による休職者が復職する場合は、医師の診断書に基づき学院が決定する。また、学院の指定する医師(産業医等)の診断を求めることがある。

4 休職期間が満了しても休職事由が消滅しない場合は、休職期間の満了をもって退職とする。

5 休職期間が満了し、出校できる状態になっているにもかかわらず、正当な理由なく学院が指定した日に出校しなかった場合は、その翌日をもって退職とする。

第4節 退職及び解雇

(退職)

第15条 職員が次の各号の一に該当するときは、退職とする。

(1) 自己の都合により退職を願い出て、理事会の承認があったとき。

(2) 定年に達したとき。

(3) 死亡したとき。

(4) 休職期間が満了し、復職できないとき。

(5) 学院が指定した復職日に正当な理由なく出勤しなかったとき。

(6) 行方不明となり、その期間が3ヵ月に達したとき。

(依願退職)

第16条 職員が退職しようとする場合は、学院が学校教育事業を行っていることに鑑み、3ヵ月前までに所属長を経て退職願を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の場合、退職の日まで従前の職務に従事し、後任者への引き継ぎを行うなど、業務に支障をきたさないよう専念しなければならない。

(定年)

第17条 職員の定年は、次の年齢に達した年度の3月31日とする。

(1) 大学教授及び准教授は67歳とする。

(2) 前号以外の職員は64歳とする。

2 職員の定年は前項の他、別に定める「尚綱学院選択定年制度に関する規程」による。

(再雇用)

第18条 第15条第1項第2号の規定により退職した者について、学院がなお職務上必要であり、職務に堪えると認めるときは、理事会の承認を得て再雇用することができる。その契約期間は1年とし、必要に応じて年度初めに更新することができる。

2 前項のうち、大学教授及び准教授と選択定年制度により退職した職員を除く、第17条第1項第2号による退職

者が引き続き勤務を希望した場合は、高齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準のいずれにも該当する者については65歳に達する年度まで再雇用する。

- (1) 再雇用を希望し、勤務意欲がある者。
 - (2) 直近の健康診断結果により、業務遂行に支障がない者。
 - (3) 過去3年間に就業規則第73条に定める懲戒処分を受けていない者。
- 3 第2項における再雇用後の労働条件については、別に定める尚絅学院定年再雇用規程及び労働契約書によるものとする。

(解雇)

第19条 職員が次の各号の一に該当するときは、解雇することができる。

- (1) 普通解雇
 - 勤務状況が良くない場合
 - 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - 試用期間中に学院が不適当と認めた場合
 - 教育職員(大学教員を除く。)が免許状を失効した場合
 - 前各号の細分に規定する場合のほか、その職務の遂行に必要な適格性を欠く場合
- (2) 整理解雇
 - 組織の改廃又は予算の減少、その他経営上やむを得ない事情により過員を生じる場合
- (3) 懲戒解雇
 - 学院の信用を著しく失墜する行為があった場合
 - 禁錮以上の刑に処された場合
 - 前号の細分に準ずるやむを得ない事由のある場合

(解雇制限)

第20条 前条第1項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する期間は解雇しない。但し、第1号の場合において、療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病が治癒せず、労働基準法第81条の規定によって打切補償を支払う場合(労働者災害補償保険法に基づく傷病補償年金の給付がなされ、打切補償を支払ったものとみなされる場合を含む。)は、この限りではない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病に罹り療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性職員が休業する期間及びその後30日間

(解雇の予告)

第21条 第19条の規定により職員を解雇する場合は、30日前にその予告をするか、又は労働基準法第12条に規定する平均賃金の30日分の解雇予告手当を支払うものとする。但し、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することがある。

- 2 前項の規定は、試用期間中の職員(14日を超えて引き続き雇用された者を除く。)を解雇する場合及び所轄労働基準監督署長の認定を受けて第73条第1項第5号の規定により懲戒免職をする場合には、適用しない。

(貸与品の返還)

第22条 退職又は解雇の場合、私立学校教職員共済加入者証、その他学院からの貸与品、貸付金等の債務を退職日までに完納しなければならない。

- 2 退職又は解雇された者は、業務上の書類、ファイル、名刺等全ての書類を学院に返納しなければならない。

(退職時の証明)

第23条 学院は、退職又は解雇された者が、退職時の証明書の交付を請求した場合は、速やかにこれを交付する。

- 2 前項の証明事項は、試用期間、業務の種類、学院内における地位、賃金、退職の理由(解雇の事由を含む。)とし、本人から請求された事項のみを証明する。
- 3 職員が解雇予告された日から退職の日まで、解雇の事由の証明書を請求した場合は、これを速やかに交付する。

(退職後の責任)

第24条 職員は退職後も、在職中に知り得た学院の機密及び個人情報、又は学院の不利益となる事項を漏らしてはならない。

- 2 学院が所有する知的財産を無断で使用してはならない。
- 3 学院の重要な機密に携わった職員とは、誓約書を締結する。

第3章 服務

(職務の遂行)

第25条 職員は、職務上の責任を自覚し、その職務の遂行にあたっては常に良識を持って行動しなければならない。また確実、迅速を旨とし、成果の向上、能率の増進及び経費の節約に努めるとともに、互いに協力してその職務に専念し、学院の教育目的を達成するよう努力しなければならない。

(兼職の禁止)

第26条 職員は他の職業に従事してはならない。但し、所属長が職員としての職務の執行に支障がないと認めた上で、理事長に報告し許可を得た場合はこの限りでない。

(遵守事項)

第27条 職員は、次の各号に掲げる事項を守って業務に精励しなければならない。

- (1) 常に健康に留意し、明朗たる態度で就業すること。
- (2) 勤務時間中は職務に専念し、業務以外の目的のみだりに職場を離れ、私的なことを行わないこと。
- (3) 学院の施設内において、防火、防犯に努めること。
- (4) 申請書・届出書・報告書等は、指定期限に基づいて提出すること。
- (5) 本規則及びこれに付属する諸規定、並びに職制を守り、職務上の命令に忠実に従うこと。
- (6) 職務の権限を超えて、又は権限を乱用して専断的行為を行わないこと。
- (7) 酒気を帯びて就業するなど、職員としてふさわしくない行為をしないこと。
- (8) 学院の施設、設備、車両、器具、備品その他の物品を丁寧に取扱うこと。
- (9) 許可なく職務以外の目的で、学院の設備、車両、器具、備品等を学外に持ち出し、又は私用に供さないこと。
- (10) 職場の整理整頓に努め、常に清潔に保つこと。
- (11) 職務に関し、その地位を利用し、不当な金品の借用又は贈与の利益を受けないこと。
- (12) 学院の施設内において、特定の政党を支持するための政治活動、選挙運動を行わないこと。
- (13) 許可なく、学院の施設内において、業務に関係のない集会、演説、文書の配布・掲示等を行わないこと。
- (14) 他の職員の業務を妨害し、又は職場の風紀・秩序を乱さないこと。
- (15) 学内で暴行、脅迫、傷害、賭博又はこれらに類する行為をしないこと。
- (16) 常に品位を保ち、学院の名誉を害し、信用を傷つける行為をしないこと。
- (17) 学院の業務上の機密事項及び個人情報に他に漏らさないこと。
- (18) 経歴を偽らないこと。
- (19) その他前各号に準ずる不適当な行為をしないこと。

(ハラスメントの防止)

第28条 職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーと認め、学内における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うと共に、次に掲げるハラスメント行為を行ってはならない。

(1) セクシュアル・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者の意に反する性的な言動であり、他の者にとって不快な性的言動として受け止められ、他の者にさまざまな不利益や不快感、脅威又は屈辱感を与え、教育研究環境、職場環境等を悪化させるあらゆる不適切な言動をいう。

(2) アカデミック・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、教育研究の場において、優越的地位又は有利な立場にある者がその地位や立場を利用し、又は逸脱して、より下位又は不利な立場の者に対し、教育研究上の不適切な言動・指導等を行い、学習や研究の意欲を減退させ学習環境や教育研究環境を悪化させるあらゆる不適切な言動をいう。

(3) パワー・ハラスメント

本人が意図するかしないかにかかわらず、職務上又は学生活動上、優越的地位にある者がその地位や職務上等の権限を利用し、又は逸脱して、部下や同僚、後輩や同級生等、不利な立場にある者に対して不適切な言動、指導、処遇を行い、就労その他の意欲の低下や環境の悪化をもたらすあらゆる不適切な言動をいう。

(4) その他のハラスメント

前各号には該当しないが、他の者の意に反する言動であり、本人が意図するかしないかにかかわらず、他の者にとって不快な言動として受け止められ、他の者にさまざまな不利益や不快感、脅威又は屈辱感を与え、教育研究環境、職場環境等を悪化させるあらゆる不適切な言動をいう。

2 ハラスメントを防止するための措置及びハラスメントが生じた場合の適切な対応については、学院が別に定める「尚綱学院ハラスメント防止等に関する規程」並びに「尚綱学院ハラスメント防止等に関するガイドライン」によ

る。

(公益通報者の保護等)

第29条 学院は、公益通報者保護法に基づき、公益通報者窓口を設置し、学院の違反行為を通報した職員を保護し、又は法令順守による経営強化と発展に資するため、職員に対し次の事項を求めるものとする。

- (1) 学院の内外において、学院にとって不利益となる、もしくは損害を与えると予測される事実を知った場合は、直ちに所属長に報告しなければならない。
- 2 学院は、前項による通報者に対し、いかなる不利益な取り扱いをすることはない。
- 3 公益通報に関する通報及び相談窓口は、経営管理部総務課とする。学院は、通報又は相談を申し出た職員のプライバシーに十分に配慮するものとする。
- 4 その他公益通報者保護に関しては、別に定める「公益通報者保護に関する規程」による。

第4章 勤務

第1節 所定労働時間、休憩及び休日等

(所定労働時間)

第30条 職員の1日の所定労働時間は、休憩時間を除き7時間30分とし、1週間につき37時間30分とする。

- 2 大学の教育職員の所定労働時間については、前項の趣旨に基づいて実施するものとするが、教育・研究の特殊性に鑑み、別に定める。

(始業及び終業の時刻)

第31条 職員の始業及び終業の時刻は、次の通りとする。

- (1) 大学事務部、経営管理部
始業時刻 8:30 終業時刻 17:00
- (2) 中学校・高等学校
始業時刻 8:05 終業時刻 16:35

- 2 前項の規定に係わらず、所属長は業務運営のために必要と認めるときは、1日の労働時間が7時間30分を超えない範囲内で、始業及び終業の時刻を変更することがある。

(休憩時間)

第32条 職員の休憩時間は、次の通りとする。

- (1) 大学事務部、経営管理部
11:30 ~ 12:30 (1時間)
- (2) 中学校・高等学校、幼稚園
12:00 ~ 13:00 (1時間)

- 2 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

- 3 第1項の規定に係わらず、所属長は業務運営のために必要と認めるときは、休憩時間を変更することがある。この場合においても、休憩時間は、勤務時間の途中に与えるものとする。

- 4 事務職員は、勤務時間中において連続して4時間の業務を行った場合は、その都度15分の休憩時間を取ることができる。休憩時間は労働時間として給与を支給する。

- 5 休憩時間中において事務職員が勤務を命じられた場合は、労働時間として給与を支給する。

(交代制勤務)

第33条 業務上の必要により、交代制によって勤務する必要がある次の職員の1日の所定労働時間は、7時間30分を原則とする。

- (1) 大学保健センター職員
- (2) 中学校・高等学校事務職員

- 2 始業・終業時刻及び休憩時間は、次の通りとする。但し、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを変更することがある。

	勤務形態	始業時刻	終業時刻	休憩時間
大学保健センター職員	A	8:30	17:00	11:30~12:30
	B	9:30	18:00	12:30~13:30
中学校・高等学校	A	7:45	16:15	12:00~13:00

事務職員	B	8 : 05	16 : 35
	C	8 : 35	17 : 05

3 勤務形態は、大学保健センター職員が毎週月曜日、中学校・高等学校事務職員は毎月1日に時間帯を転換する。但し、業務の都合その他やむを得ない事情により、個人について転換する時間帯を変更することがある。

4 勤務割振表は、所属長が起算日の15日前までに作成し、当該職員に通知する。

(休日)

第34条 職員の休日は、次の通りとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に定める休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの年末年始の日
- (4) 学院創立記念日(但し行事があるときは勤務することがある)
- (5) その他学院が特に指定する日

(休日の振替)

第35条 学院が業務のため必要と認めるときは、あらかじめ前条に規定する休日を、他の日と振り替えることがある。但し、毎月の第1月曜日を起算日とした各4週間を通じ、休日が4日を下ることはない。

2 前項の休日の振替は、原則として当該休日の日前後1週間以内に振り替えるものとする。

(代休)

第36条 前条の規定による休日の振替ができない場合には、代休を与えることがある。

2 前項の休日の代休は、当該休日の日以降に与えるものとする。

(時間外及び休日勤務)

第37条 第30条の労働時間又は第34条の休日に関する規定に係わらず、業務上の必要がある場合には、労使協定の定めるところにより、職員に、所定の労働時間以外の時間又は休日に勤務を命ずることがある。但し、教育職員については、適用を除外する。

2 前項に規定する場合のほか、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合は、職員に、所定の労働時間以外の時間又は休日に勤務を命ずることがある。

3 職員に所定の労働時間数を超えて超過勤務をさせた場合は、別に定めるところにより超過勤務手当を支給する。

第2節 労働時間の特例

(1ヵ月単位の変形労働時間制)

第38条 業務上の必要により、特別の形態によって勤務する必要のある次の職員については、1ヵ月単位の変形労働時間制を採用し、1週間の所定労働時間は、4週間を平均して37時間30分を原則とする。

(1) 幼稚園教育職員

2 各日の始業・終業時刻及び休憩時間は、次の通りとする。但し、業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを変更することがある。

	勤務形態	所定労働時間	始業時刻	終業時刻	休憩時間
幼稚園教育職員	A	7時間30分	8 : 30	17 : 00	12 : 00 ~ 13 : 00
	B	6時間30分	8 : 30	16 : 00	
	C	8時間30分	8 : 30	18 : 00	

3 勤務形態は、A勤務を基本とし、業務上の必要によりC勤務を行った場合には、原則としてC勤務を行った同一週内にB勤務を行うものとする。但し、業務の都合その他やむを得ない事情により、同一週内にB勤務ができない場合は、翌週に調整するものとする。

4 第1項の1ヵ月の起算日は、毎月1日とし、その期間は1日から末日までとする。

5 勤務割振表は、所属長が起算日の15日前までに作成し、当該職員に通知する。

6 休日は、4週間を通じて8日を取得し、勤務割振表により起算日の15日前までに通知する。

7 前項の休日は、業務の都合により必要やむを得ない場合は、あらかじめ他の日に振り替えることができる。

第3節 出退勤

(出退勤)

第39条 職員は、始業時刻とともに業務を開始できるように出勤しなければならない。

2 終業の際には、書類やパソコン等を所定の場所に整理・格納し、退勤しなければならない。

(遅刻・早退)

第40条 職員は、遅刻・早退をしてはならない。

2 遅刻した場合には、その旨を届け出なければならない。

3 早退しようとする場合には、その旨をあらかじめ届け出なければならない。

(欠勤)

第41条 職員はやむを得ない事由により欠勤しようとする場合は、あらかじめその理由及び時間を届け出なければならない。但し、やむを得ない場合は、事後速やかに届け出なければならない。

(入構禁止)

第42条 職員が次の各号の一に該当するときは、出勤を停止し、又は退勤を命じることができる。

(1) 酒気を帯びているなど、風紀秩序を乱す恐れのある場合

(2) 業務を妨害し、又はその恐れのある場合

(3) 出勤停止中又は休職中である場合

(4) その他前各号に準ずるやむを得ない事由のある場合

(持込・持出の禁止)

第43条 職員は、出退勤の際において、日常の携帯品以外の品物を許可なく学内に持ち込んで서는ならない。また、許可なく学院の物品を学外へ持ち出してはならない。

(直行・直帰)

第44条 業務の事由又は外出・出張のため、直行・直帰する場合は、事前に所属長の許可を得なければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、電話等で連絡をとり承認を得なければならない。

第4節 研修・出張

(研修)

第45条 職員は、業務に必要な知識及び能力を高め、技能を高めるため、積極的に自己啓発に努めなければならない。

2 学院は、職員の研修機会の提供に努めるものとする。

3 学院は、業務上の必要がある場合には、職員に研修を命じることがある。

4 教育職員は、業務上において調査研究を必要とする場合には、授業に支障のない限り、所属長の許可を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

5 教育職員は、特に必要があるときは、理事長の承認を受けて、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

(出張)

第46条 業務上必要がある場合は、職員に出張を命じることがある。職員はこれを正当な理由なく拒否することはできない。

2 業務上出張を要するときは、所定の様式に必要事項を記載して、所属長に提出し承認を得なければならない。出張後は速やかに報告書を提出しなければならない。

3 出張のための時間は、労働時間の扱いとし、通常の時間勤務したものとみなす。

4 職員に出張を命じた場合の旅費については、別に定める「尚綱学院旅費規程」により支給する。

第5節 休暇

(休暇の種類)

第47条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び育児休業・介護休業とする。

(年次有給休暇)

第48条 職員の年次有給休暇年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、職員に与える年次有給休暇日数は20日とする。但し、年度途中に採用された職員の年次有給休暇日数は、次の表に掲げる通りとする。

採用月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
休暇日数	20	19	17	15	14	12	10	9	7	5	4	2

- 2 前項の年次有給休暇に対しては、所定勤務時間勤務した場合に支払われる通常の給与を支給する。
- 3 年次有給休暇年度の切替えに際し、前年度から引き続き病気休暇又は休職・休業により職務に従事しない場合は、年次有給休暇を4月1日に付与しない。
- 4 前項における年次有給休暇の処理は、その事由が解消し、職務に復帰又は復職した翌日に前第1項に基づく年次有給休暇日数を付与する。
(年次有給休暇の手続き)

第49条 職員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、時季を指定して届け出るものとする。但し、業務の正常な運営に支障が生ずると認められた場合には、職員の指定した時季を他の時季に変更することがある。

- 2 職員は、年次有給休暇を取得しようとするときは、事前に所属長に届け出なければならない。但し、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができなかった場合は、事後速やかに届け出るものとする。
(年次有給休暇の単位)

第50条 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。この場合の1日は7.5時間とする。

- 2 時間単位による年次有給休暇取得に際し、年度末に1日(7.5時間)に満たない時間が生じた場合には、その端数時間の時間数によらず、年次有給休暇1日とみなし換算する。
(年次有給休暇の繰越)

第51条 年次有給休暇は、次の表に掲げる法定年次有給休暇日数の未使用分を、当該年度の翌年度に限り繰越すものとする。

勤務年数	~0.5年	~1.5	~2.5	~3.5	~4.5	~5.5	~6.5	6.5超
法定年次有給休暇日数	0	10	11	12	14	16	18	20

- 2 前項の年次有給休暇の繰越は、全労働日の8割以上勤務した職員に対して与える。
- 3 出勤率の算定において、次の場合は全労働日から除外する。

- (1) 学院又は学校都合による休業期間
- (2) 休日出勤日

- 4 出勤率の算定において、次の場合は出勤したものとする。

- (1) 年次有給休暇を取得した日
- (2) 業務上の疾病により休業した日
- (3) 特別休暇により休業した日
- (4) 育児・介護により休業した日

(病気休暇)

第52条 職員の病気休暇は、次に掲げる基準に従い、理事長が承認を与えた場合の休暇とする。

- (1) 結核性疾患に罹り療養を要する場合、医師の診断書により、1年以内の期間で休暇を与える。
- (2) 次に掲げる特定疾患に罹った場合は、医師の診断書により、連続して90日を超えない範囲内で休暇を与える。

高血圧症(脳卒中を含む)、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病

精神又は神経にかかる疾病

妊娠悪阻、切迫流産、子宮外妊娠、胞状奇胎、後期妊娠中毒症

その他前各号に準ずる治療困難な疾病と校医が認めたもの

- (3) 業務上による負傷又は疾病、通勤による負傷又は疾病の場合、学院の指定する医師の診断書により、必要と認められる期間の休暇を与える。
- (4) 私事による負傷又は疾病の場合、医師の診断書により、連続して90日を超えない範囲内で休暇を与える。

- 2 前項の休暇は有給とする。

- 3 第1項の休暇は、本規則第34条に規定する休日を当該休暇期間に含むものとする。
- 4 試用期間中の職員が第1項第3号に規定する負傷又は疾病をした場合は、病気休暇を取得することができる。
(病気休暇の手続き)

第53条 職員は、病気休暇を取得しようとするときは、医師の診断書を添えて事前に所属長に届け出なければならない。但し、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができなかった場合は、事後速やかに届け出るものとする。

- 2 病気休暇が1週間を超える場合には、療養予定期間の記載された医師の診断書を添付して提出しなければならない。その療養予定期間を超えて、更に療養する必要がある場合も同様とする。
- 3 医師の診断書に基づき30日を超える病気休暇を取得していた職員が、その療養期間中又は療養後に新たに出勤するときは、その日から就業可能である旨を記載した医師の診断書を添えて届け出なければならない。
- 4 前条第1項第1号、第2号、第3号及び第4号による病気休暇者が復職する場合は、医師の診断書に基づき学院が決定する。また、学院の指定する医師(産業医等)の診断を求めることがある。

(病気休暇の単位)

第54条 病気休暇は定期通院等を必要とする場合は、医師の診断書により、1日または1時間単位で病気休暇が与えられる。この場合において、1時間を単位として与えられた病気休暇を日に換算する場合には、年次有給休暇の例による。

(病気休暇の日数計算)

第55条 病気休暇は、その中途に出勤した事実(病状が軽快する方向で半日勤務が可能となった場合等)があっても、医師の診断書により勤務できることが証明されると共に、理事長がそれを認めた場合を除き中断しない。また、病気休暇中に特別休暇に相当する日があった場合は、病気休暇の日数には含まないものとする。

(病気休暇の延長)

第56条 第52条第1項第2号に規定する特定疾患に罹った職員が、連続して90日を超えない範囲内で与えられた休暇期間を満了になった場合において、職務に復帰することができないときは、医師の診断書により、さらに連続して90日の範囲内(これにより最大180日を超えない範囲内の休暇)で休暇の延長を認める。

(病気休暇の通算)

第57条 病気休暇を取得した職員が職務に復帰した後、30日を超えて勤務することなく同一傷病で再度病気休暇を取得する場合には、職務復帰後、勤務した期間を除き、職務復帰前の病気休暇に継続した病気休暇とみなす。

(特別休暇)

第58条 職員の特別休暇は、公民権行使の保障、証人等としての出頭、生理休暇、産前産後休暇、育児時間、母性健康管理、子の看護休暇、再就職援助休暇、慶弔休暇及びその他の特別休暇とする。

2 前項の休暇は有給とする。

3 第1項の休暇は、本規則第34条に規定する休日を当該休暇期間に含むものとする。

4 職員は、第1項の休暇を受けようとするときは、事前に所属長に届け出て、許可を得なければならない。但し、やむを得ない事由により、あらかじめ届け出ることができなかった場合は、事後速やかに届け出るものとする。

(公民権行使の保障)

第59条 職員が勤務時間中に選挙権や被選挙権等公民としての権利を行使し、又は国会議員や裁判員としての職務等公の職務を執行するために必要な時間を請求した場合は、必要と認められる期間の休暇を与える。

2 前項の権利の行使又は公の職務の執行に妨げがない限り、学院は請求された時刻を変更することができる。

(証人等としての出頭)

第60条 職員が勤務時間中に証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署への出頭要請があった場合は、出頭要請の強制力あるいは出頭の公益性から判断し、必要と認められる期間の休暇を与える。

(生理休暇)

第61条 生理日の勤務が著しく困難な女性職員が請求した場合は、毎月2日以内の休暇を与える。

(出産・産前産後休暇)

第62条 女性職員が、出産のため産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内において請求があった場合は、その日から出産前日までの申し出た期間、出産日、産後は出産の日の翌日から8週間を経過する日までの休暇を与える。但し、産後6週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合で、医師が支障ないと認めたときは、業務に就くことができる。

2 前項の休暇を請求する際には、医師の診断書を添えて届出なければならない。

(育児時間)

第63条 生後満1年に達しない生児を育てる女性職員が申し出た場合は、休憩時間のほか、1日2回、1回30分の育児時間を与える。

(母性健康管理)

第64条 妊娠中の女性職員及び産後1年を経過しない女性職員は、所定労働時間内に、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受診するため、通院に必要な時間を請求することができる。

2 前項の通院に必要な時間を取得ができる回数は、次の回数を基本とする。但し、医師等の指示がこれと異なる指示をした場合は、いずれの期間においても当該指示された回数の取得を認める。

- (1) 妊娠23週まで4週間に1回
- (2) 妊娠24週から満35週まで2週に1回
- (3) 妊娠36週から出産まで1週に1回
- (4) 産後1年までその間に1回

3 妊娠中の女性職員が、医師等から通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると指導された場合は、所定の勤務時間の始め又は終りにつき1日を通じて1時間を超えない範囲で、それぞれ必要と認められる時間を請求することができる。

4 妊娠中の女性職員が、業務上の負担を感じる場合は、あらかじめ所属長に申し出ることにより、所定の休憩時間の他に、適宜休憩を取得することができる。

5 妊娠中及び産後1年を経過しない女性職員が、医師等から妊娠または出産等に関する指導を受けた場合は、所属長に申し出ることにより、休憩時間の延長、短時間勤務、作業軽減、休業等の適用を母性健康管理指導事項連絡カードに基づいて受けることができる。

(子の看護休暇)

第65条 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の負傷又は疾病のため看護を必要とする場合は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の規定により、1年度5日、2人以上10日以内の休暇を与える。この場合の「5日(10日)以内」とは継続し、又は断続してもよいこととする。

2 前項の休暇を請求する際には、原則として子の診断書は必要ないが、看護が必要であることを証する書類(病院や薬の領収書等の写し)を添えて届出なければならない。

(再就職援助休暇)

第66条 定年、解雇、その他の学院の都合等により45歳以上から65歳未満の退職を予定している職員が、再就職を希望し、求人の開拓その他再就職の援助に伴う研修等を自発的に受ける場合は、高年齢者雇用安定法の規定により、退職年度に5日以内の休暇を与える。

2 職員が前項の休暇を請求し、取得できる期間は、定年退職者は退職年度の4月1日から、それ以外の退職者は退職願が受理され、理事会の承認を得た翌日からとする。

3 第1項の休暇を請求する際には、研修の1ヵ月前までに、研修内容が記された書類を添えて届出なければならない。

(慶弔休暇)

第67条 職員に次の種類及び期間の通り慶弔休暇を与える。

(1) 結婚休暇

本人 結婚又は入籍の日の5日前から当該結婚又は入籍の日後3ヵ月を経過する日までの期間に継続して5日以内

子・兄弟姉妹 結婚又は入籍の日を含めた前後2日の期間に1日以内

(2) 出産休暇

配偶者 病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間に2日以内

(3) 忌引休暇

次の親族の区分に応じた連続する日数とする。但し、葬祭のため遠隔地に赴く場合は、往復に要する日数を加える。

配偶者	10日
父母(含む養父母)	7日
子	5日
祖父母、兄弟姉妹	3日
孫、伯叔父母	1日

(4) 年忌

職員の配偶者、父母及び子の追悼のための特別な行事（年忌）の場合、死亡後15年以内に限り、1日以内の休暇を与える。

(その他の特別休暇)

第68条 その他の特別休暇は、表彰、伝染病、災害、家族の看護の特別な事由により職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その種類及び期間は次の通りとする。

	事由	期間	備考
表彰	職員が本規則第72条により表彰された場合	付与された期日	表彰日の翌日から1年以内に取得
伝染病	職員、その家族又は同居人が伝染病に罹り、又はその疑いがある場合	伝染病に罹った日又はその疑いがある日から伝染病の完治又は疑いが解消されるまでの期間	
災害	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により、出勤することが著しく困難である場合	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等があった日から必要と認められる期間	
家族の看護	小学校就学の始期に達するまでの子を除く家族（配偶者、二親等内の血族及び姻族）の負傷又は疾病のため、医師の判断により看護を必要とするとき、職員以外に看護者がいない場合	家族（配偶者、二親等内の血族及び姻族）が負傷又は疾病罹った1年度5日、2人以上10日以内。この場合の「5日（10日）以内」とは継続し、又は断続しても構わない。	原則として家族の診断書は必要ないが、看護が必要であることを証する書類（病院や薬の領収書等の写し）が必要。

(育児休業・育児短時間勤務)

第69条 職員のうち、一定の年齢の子の養育を必要とする者は、「尚綱学院育児休業及び育児短時間勤務に関する規程」の定めるところにより、育児休業又は育児短時間勤務をすることができる。

(介護休業・介護短時間勤務)

第70条 職員は、その家族で傷病その他の事情により介護を要する者がいる場合は、「尚綱学院介護休業及び介護短時間勤務に関する規程」の定めるところにより、介護休業又は介護短時間勤務をすることができる。

第5章 給与

(給与・退職金・弔慰金)

第71条 職員の給与については、別に定める「尚綱学院給与規程」による。

2 退職金については、別に定める「尚綱学院退職慰労金支給規程」による。

3 弔慰金については、別に定める「尚綱学院慶弔見舞金規程」による。

第6章 賞罰

第1節 表彰

(表彰)

第72条 職員が特に顕著な業績をあげた場合、永年にわたり勤続した場合、その他表彰することが適当であると認められる場合には、「尚綱学院職員表彰規程」の定めるところにより、理事長が職員を表彰する。

第2節 懲戒

(懲戒処分の種類及び内容)

第73条 懲戒の区分は次の通りとし、その情状に応じて、理事長がその処分を決定する。

(1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める。

(2) 減給 始末書を提出させ、1回の額が給料月額の日分の半額、総額が一給与支払期間における給与総額の1割の範囲内で給与を減額する。

- (3) 出勤停止 始末書を提出させ、期間を定めて勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与は支給しない。出勤停止の期間は、勤務年数に算入しない。
- (4) 諭旨免職 退職願を提出するように勧告して退職させる。退職金については、別に定める「尚絅学院退職慰労金支給規程」による。なお、勧告した日から起算して3日以内に退職願が提出されないときは、懲戒免職とする。
- (5) 懲戒免職 予告期間を設けずに即時解雇とする。退職金については、別に定める「尚絅学院退職慰労金支給規程」による。なお、行政官庁（所轄労働基準監督署長）の認定を得た場合は、解雇予告手当を支給しない。

（懲戒処分の事由）

第74条 職員が次の各号の一に該当するときは、懲戒処分を行うことがある。

- (1) 学院の建学の精神、教育方針に违背する行為があった場合。
- (2) 故意又は重大な過失により、学院に損害を与えた場合。
- (3) 学院の名誉又は信用を著しく傷つけた場合。
- (4) 上司の職務上の指示に従わず、素行不良で学院の秩序又は風紀を乱した場合。
- (5) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合。
- (6) 学院の職員としてふさわしくない非行、又は窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合。
- (7) 重大な経歴詐称をした場合。
- (8) その他この規則によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる不都合な行為があった場合。

2 懲戒の手續等については、別に定める「尚絅学院懲戒規程」による。

（嚴重注意）

第75条 前条に規定する場合のほか、服務を嚴重にし、規律を保持するために必要があるときは、管理職位者による嚴重注意又は注意を行うことがある。

（損害賠償）

第76条 職員が故意又は重大な過失により学院に損害を与えた場合は、第73条の規定により懲戒処分をするほか、その損害の全部又は一部を賠償させるものとする。

第7章 安全衛生

（安全衛生の基本）

第77条 職員は、安全衛生に関し定められた事項を遵守し、災害の未然防止に努めなければならない。

（安全衛生）

第78条 学院は、職員の健康増進及び危険防止のために必要な措置を行う。

- 2 学院は、安全に関する職務を行うため、安全管理者を選任する。また、衛生に関する職務を行うため、衛生管理者を選任する。
- 3 学院は、職員に対し、安全衛生に関する事項についての意見を聴くため、安全委員会及び衛生委員会を設置する。
- 4 安全委員会及び衛生委員会については、別に定める「尚絅学院安全衛生委員会規程」による。

（協力義務）

第79条 職員は、安全、衛生及び健康確保について、労働安全衛生法その他の関係法令のほか、安全管理者並びに衛生管理者の指示に従うとともに、学院が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

（敷地内の禁煙）

第80条 健康増進法第25条の趣旨に基づき、本学院敷地内は全て禁煙とする。全ての職員はこれに反してはならない。

（安全及び衛生に関する遵守事項）

第81条 職員は、危険防止及び保健衛生のため、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 安全及び衛生について、上司、安全管理者及び衛生管理者の命令に従い実行すること。
- (2) 常に職場の整理整頓、清潔に努めるとともに、災害防止及び衛生の向上に努めること。
- (3) 通路、非常用出入口及び消火設備のある箇所に物品を置かないこと。
- (4) 機械設備の始動又は停止の操作は、担当者又は責任者以外に行わないこと。
- (5) 有害物、薬品等の取り扱いは、所定の方法により慎重に行うこと。
- (6) 定められた場所以外で許可なく火気を使用しないこと。
- (7) 消火設備、衛生設備その他の危険防止等のための諸設備の保全と活用に努め、許可なく当該施設に立ち入ら

ないこと。

(災害・盗難の防止)

第82条 火災及び盗難防止のため、防火管理者を配置する。

2 防火管理者は、火災及び盗難防止のため、自ら又は職員に指示して、電気、火元及び戸締りを点検し、異常があるときは、臨機の措置をとるとともに、直ちに所属長、上司に報告し、適切な安全保持に努めなければならない。

3 火災その他災害の防止については、別に定める「尚綱学院防火管理規程」による。

(非常災害時の措置)

第83条 職員は、火災その他の非常災害の発生を発見し、又はその危険を予知したときは、臨機の措置をとるとともに、直ちに所属長、上司に報告し、互いに協力してその被害を最小限にとどめるように努めなければならない。

2 大規模災害時の対応については、別に定める「尚綱学院大規模災害時対応に関する規程」による。

(健康診断)

第84条 学院は、職員に対し、毎年定期に健康診断を実施する。

2 前項のほか、必要に応じて全部または一部の職員に対し、臨時に健康診断を実施することがある。

3 職員は、正当な事由なしに健康診断を拒んではならない。正当な事由なく健康診断を受診しなかった場合は、懲戒処分を行うことがある。

4 第1項又は第2項の健康診断の結果に基づいて産業医が必要と認める場合には、当該職員の健康保持に必要な措置を次の通り講じるものとする。

(1) 要観察者 勤務時間延長の禁止

(2) 要注意者 勤務時間の短縮

(3) 要療養者 就業の禁止

5 職員は、正当な事由なく前項の措置を拒んではならない。

(就業の禁止)

第85条 職員が伝染病(学校保健法施行規則第19条に定める伝染病をいう。以下、同じ。)、精神障害又は勤務により病状が悪化する恐れがある疾病に罹った場合は、就業を禁止することがある。

第8章 災害補償

(災害補償)

第86条 職員が業務上の災害により負傷し、疾病に罹り、もしくは障害を負い、又は死亡した場合は、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めるところにより、学院は、職員又は遺族に対して災害補償を行う。但し、休業補償については、別に定める「尚綱学院給与規程」による。

2 職員が通勤により災害を被った場合は、労働者災害補償保険法の定めるところにより、災害補償を行う。

(補償の種類)

第87条 災害補償の種類は、次の通りとする。

(1) 療養補償

(2) 休業補償

(3) 障害補償

(4) 遺族補償

(5) 葬祭料

(打切補償)

第88条 前条第1項第1号の規定によって療養補償を受ける職員が、療養開始後3年を経過しても治癒しない場合は、労働基準法第81条に定める平均賃金の1,200日分の打切補償を行い、その後の補償を打ち切ることができる。

2 前項の定めは、労働者災害補償保険法が支給する傷病補償年金に代えることができる。

(補償の権利)

第89条 第87条第1項第1号、第2号、第3号の補償を受ける権利は、退職後も変わらない。

(補償の例外)

第90条 職員が故意又は重大な過失により業務上負傷し、又は疾病に罹った場合は、学院はその過失について、労働基準監督署の認定を受けて、休業補償又は障害補償を行わないことがある。

(補償の免責)

第91条 災害補償を受けるべき職員が、労働者災害補償保険法又は厚生労働省令で指定する法令に基づいて、災害

補償に相当する給付を受ける場合は、学院は、その補償をしない。

- 2 学院が労働基準法による補償を行った場合は、同一の事由については、その価額の限度において、民法上の損害賠償をしない。

第9章 その他

(届出・願書様式)

第92条 届出及び願書の様式は、次の通りとする。

- (1) 休暇届 様式1
- (2) 年次有給休暇届(中学校・高等学校) . . 様式1-2
- (3) 遅刻・早退届 様式2
- (4) 旅行届 様式3
- (5) 時間外勤務命令書・報告書 様式4
- (6) 出張申請書及び私有車校務使用許可願 . . 様式5-1
- (7) 出張報告書 様式5-2
- (8) 印鑑届 様式6
- (9) 住所(氏名)変更届 様式7

(規則の改廃)

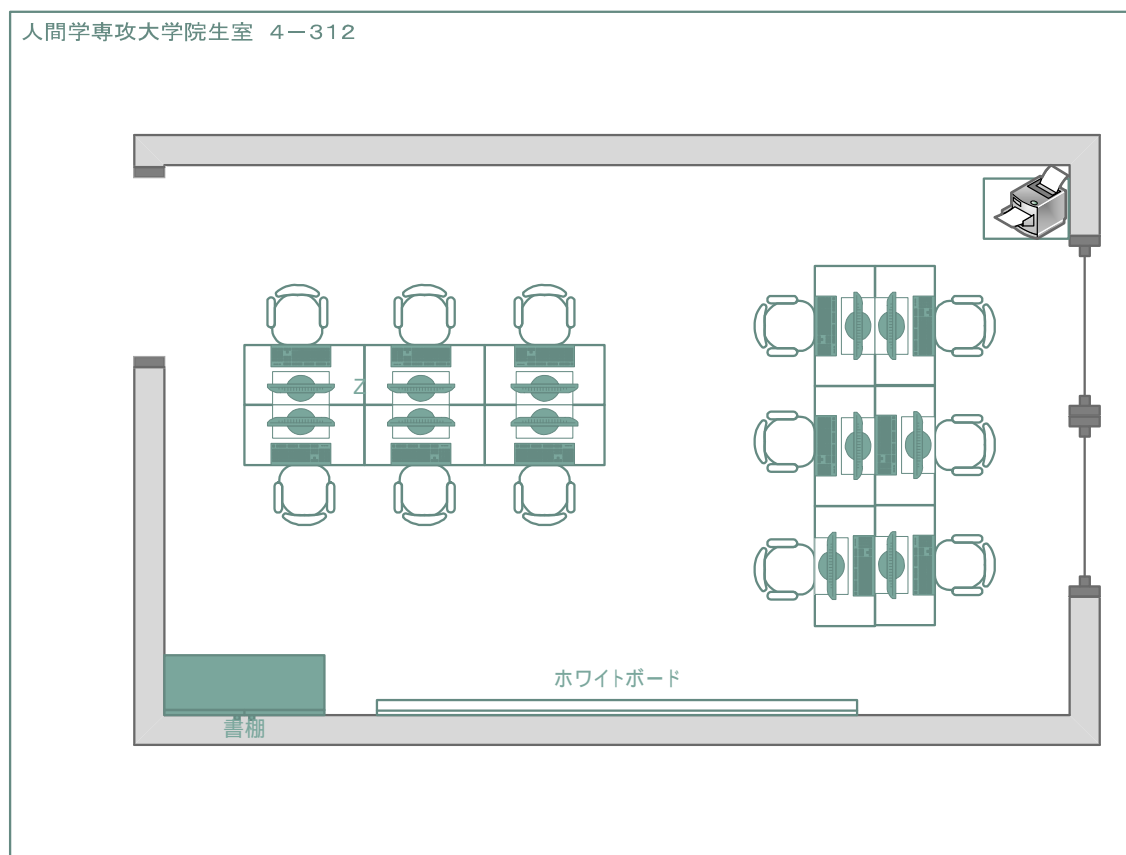
第93条 本規則の改廃は、理事会の議を経て行うものとする。

附 則

1. この規則は、1968年4月1日から施行する。
1. この規則は、1976年9月1日から施行する。
2. この規則の改正に際しては教職員組合の意見を聴する。
1. この改正規則は、1990年9月28日から施行する。
2. この規則に関する細則は、別に定める。
 - この改正規則は、1992年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、1993年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、1994年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、1997年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、1998年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、1999年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、2001年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、2002年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、2003年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、2004年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、2004年10月1日から施行する。
 - この改正規則は、2005年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、2005年8月1日から施行する。
 - この改正規則は、2006年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、2007年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、2007年10月1日から施行する。
 - この改正規則は、2008年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、2008年10月1日から施行する。
 - この改正規則は、2009年5月21日から施行する。
 - この改正規則は、2010年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、2011年4月1日から施行する。
 - この規則に関する細則は、2011年6月30日をもって廃止する。
 - この改正規則は、2011年7月1日から施行する。
 - この改正規則は、2012年4月1日から施行する。
 - この改正規則は、2012年12月7日から施行する。

この改正規程は、2014年4月1日から施行する。
この改正規程は、2014年11月1日から施行する。
この改正規程は、2015年4月1日から施行する

【資料2】人間学専攻大学院生室（4 - 3 1 2） 面積：36.9㎡



【資料3】尚絅学院大学自己点検・評価委員会規程

(設置)

第1条 尚絅学院大学学則第2条ならびに尚絅学院大学大学院学則第3条に基づき、本学に自己点検・評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 委員会は学長および第4項に定める委員で構成する。

2 委員会に委員長を置き、学長をこれにあてる。

3 委員長を補佐するために副委員長を置き、副学長(総務担当)をこれにあてる。

4 教学系構成員の委員は、運営協議会構成員のほかに、大学院研究科長、エクステンションセンター長、情報システムセンター長、保健センター長をもって構成し、事務系構成員の委員は、大学事務長、総務課長、管財課長、教務課長、学生生活課長、入試広報課長、進路就職課長、エクステンションセンター課長をもって構成する。

5 その他、委員会が必要と認めたととき、委員を加えることができる。

(任期)

第3条 委員長及び委員の任期は、その役職の在任期間とする。

(任務)

第4条 委員会は、本学の教育、研究、地域貢献に関する諸活動および管理運営の状況に関し、尚絅学院自己点検・評価連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)との協議を経て、全学的な視点から点検・評価を行い、その結果を大学教授会および大学事務職員会議に報告する。

2 点検・評価に関する年次報告書を作成し公表する。

3 その他、第三者による外部評価の実施に必要な作業を行う。

(点検評価の項目)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について扱う。

(1) 本大学の理念及び目標に関すること

(2) 教育研究組織に関すること

(3) 教育活動に関すること

(4) 研究活動に関すること

(5) 地域貢献に関すること

(6) 施設及び環境に関すること

(7) 管理運営組織に関すること

(8) 教員個人評価に関すること

(9) 中期目標・中期計画に関すること

(11) その他、委員会が必要と認めること

2 前項各号に掲げる事項の具体的な点検及び評価の項目は、委員会が定める。

(自己点検・評価専門委員会)

第6条 委員会に、具体的な専門的作業を行うため、自己点検・評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)を置く。

2 専門委員会は次の各号に掲げる専門委員をもって組織する。

(1) 委員会の副委員長

(2) 委員長が委嘱した者

3 専門委員会委員長は委員会の副委員長をもってあてる。

(教員個人評価専門委員会)

第7条 委員会に、教員個人評価を行なうため、教員個人評価専門委員会を置く。その運用については別に定める。

(会議)

第8条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立し、議事は、議長を含む出席委員の3分の2以上で可決することとする。

3 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その報告または意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課が担当する。

(結果の活用)

第11条 学長は委員会の報告にもとづき、必要な事項について関係部門に改善を指示するとともに、報告内容の趣旨を教育研究活動及び管理運営等に反映させなければならない。

(評価の公表)

第11条 学長は、点検・評価の結果を、「自己点検評価報告書」にまとめ、公表するものとする。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、運営協議会の発議により、教授会の審議及び尚絅学院自己点検・評価連絡協議会との協議を経て、学長がこれを行なう。

附 則

本規程は、2003年4月1日より施行する。

この改正規程は、2006年4月1日から施行する。

この改正規程は、2007年4月1日から施行する。

この改正規程は、2010年4月1日から施行する。

この改正規程は、2011年7月19日から施行する。

この改正規程は、2012年4月1日から施行する。

この改正規程は、2013年4月1日から施行する。

【資料4】尚絅学院大学FD・SD委員会規程

(目的)

第1条 尚絅学院大学(以下「本学」という)教授会の教育研究活動の向上ならびに事務部の業務効率の向上・能力開発に関して、恒常的に検討を行い、その質的充実を図ることを目的として、FD(ファカルティ・ディベロップメント)・SD(スタッフ・ディベロップメント)委員会(以下「委員会」という)を置く。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 副学長(総務担当)

(2) 各学科選出の委員 各1名

(3) 事務部各課選出の委員 各1名

2 委員長は副学長(総務担当)をこれに充て、FD担当副委員長を兼務するとともに、SD担当副委員長を指名する。

3 第1項第2号に該当する委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが、連続2期を限度とする。

(役割)

第3条 委員会は、全学のFD・SD活動(以下「活動」という)が適正に行われるように、次の事項について審議するとともに、各年度における活動の推進に努めるものとする。

(1) 活動の企画・立案・実施

(2) 活動の評価

(3) 活動に関する情報の収集と提供

(4) 活動記録の作成

(5) その他FD・SDに関連する事項

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長が必要と認めた場合、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

3 委員会は、委員の3分の2の出席をもって成立する。

4 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長(委員長)の決するところによる。

5 FDまたはSDの専決事項については、委員会の同意を得、各副委員長のもとに運営することができる。

(事務)

第5条 委員会の事務は、総務課が担当する。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、委員会の議を経るものとする。

附 則

本規程は、2003年4月1日から施行する。

この改正規程は、2007年4月1日から施行する。

この改正規程は、2012年4月1日から施行する。

第2条第1項第3号について、エクステンションセンターは当面除外する。

尚絅学院大学大学院 総合人間科学研究科 人間学専攻（修士課程）
学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

人間学専攻の入学定員は、既設専攻である心理学専攻及び健康栄養科学専攻の定員と同数の6人としている。以下に挙げる理由から、定員の確保が可能であると考えられる。

1 本学学部生に対する進学意識調査結果

まず、本研究科に人間学専攻を新たに構想するにあたり、予備的な意識調査として、総合人間科学部・人間心理学科に在籍する学生（1～3年生対象、回答者252人）に対し、資料1のように、アンケート調査を実施した（平成28年1月実施）。新専攻の設置の是非について、「新設した方がよい」とする回答が170人（67.5%）で、「新設しなくてもよい」が33人（13.1%）、「わからない」が49人（19.4%）であった。また、新専攻が設置された場合に進学してみたいかという問いに対し、「思う」という回答が101人（40.1%）、「思わない」が86人（34.1%）、「わからない」が65人（25.8%）であった。この意識調査から新専攻に対する本学学部生の期待と需要が十分に高いことが確認できる。

次に、総合人間科学部全6学科に在籍する学生に対し、資料2のように、アンケート調査を実施した（平成28年6月実施。回答者923人）。人間学専攻について「非常に興味がある」と「ある程度興味がある」を合わせると480人（回答者の52%）で、「あまり興味がない」と「全く興味がない」の合計439人（47.5%）を上回った。また、人間学専攻で学ぶことの意味については、「ぜひ学びたい」と「できれば学びたい」の合計が270人（回答者の29.3%）であり、「さほど思っていない」と「全く思っていない」の合計が648人（70.2%）であった。本アンケートには資格を取って就職することを前提としている子ども学科、健康栄養学科と環境構想学科の学生も含まれているが、それでも人間学専攻への関心が過半数を超えていることは、人間学専攻について周知徹底すればより関心を持つ学生が増えるであろうことが期待される。

人間学専攻で予定している科目と関連した科目を用意している人間心理学科及び現代社会学科だけを見るならば、人間学専攻で「ぜひ学びたい」と「できれば学びたい」の合計は、それぞれ92人（39.6%）、92人（35.9%）であり、進学への意思を持つ学生の割合が比較的高いことが分かる。

学年別に見てみると、3年生の74人（回答者の34.1%）、4年生の38人（回答者の47.6%）が「ぜひ学びたい」または「できれば学びたい」と回答している（1年生94人＝24.4%、2年生64人＝27%）。このことは、大学における学びが深まるほど、また学部卒業後の進路について真剣に考える度合いが高まるほど、大学院進学という選択肢も現実的なものとして捉えられるようになってきていることを示していると考えられる。

本学在学生の人間学専攻への関心の高さ、人間学専攻で学ぶ意思を持つ学生の割合、特に3～4年生の大学院での学びへの関心の高さを踏まえるならば、人間学専攻の定員を持続的に確保することは十分に可能であると考えられる。

2 宮城県の将来人口推計と地域特性から見る社会人の学び直し、生涯学習の必要性

「国立社会保障・人口問題研究所」の将来推計によれば、表1～2に見られるように、宮城県及び本学に隣接する仙台市の人口は減少傾向にある。本学所在地である名取市においては、表3に見られるように、総数は増加傾向にあるが、0～14歳人口は減少傾向、15～64歳人口は多少の増減はあるものの横ばいと予想されており、総数の増加は65歳以上の高齢者の増加によるものと考えられる。

こうした少子高齢化に直面している宮城県及び本学近郊の人口動態に鑑みると、社会人や高齢者に対する学び直し及び生涯学習の機会を提供することは時代の要請である。平成28年5月23日に開催さ

れた「中央教育審議会生涯学習分科会」において配布された「資料 1 生涯学習による可能性の拡大、自己実現及び社会貢献・地域課題解決に向けた環境整備について（答申（案）」においても、次のように社会人、高齢者への学習機会提供の必要が指摘されている。

個人や社会のニーズに応じた学習機会が提供され、個人が自己の責任と判断で課題解決に取り組むとともに、地域社会が住民の力を総合して地域の課題を解決することが求められている。すなわち高齢者も含め一人一人が生き生きと自己実現を図りながら、その学習成果を適切に活用して、社会参画するといった個人の自立や地域社会の共助に向けた取組が一層必要となっている。

とりわけ、本学の所在する名取市及び隣接する沿岸地域は、東日本大震災において甚大な被害を受けた被災地であり、今なお少なからぬ被災者が仮設住宅での生活を余儀なくされており、また震災以前の地域の「つながり」は分断されたままである。

このような状況下において、若者と社会経験を積んだ者とがともに共生について学ぶ機会を提供することは、被災地に所在する大学院が果たさねばならない社会的使命であると考えられる。それゆえ、学部からの進学生だけでなく、現役の社会人やすでに現役を引退した方々、専業主婦・主夫の方々に対しても積極的に門戸を開き、地域の共生についての学びの機会を提供するとともに、それを考える上で必須となるグローバルな人間の共生について深く思惟する経験の場を提供することが、人間学専攻の大きな役割の一つであると考えられる。実際、下記「3 社会人に対する進学意識調査結果」に示されるように、人間学専攻に対する社会人の期待は高く、一定の定員を確保することは可能であると考えられる。

表 1 国立社会保障・人口問題研究所「男女・年齢（5歳）階級別データ：『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）」宮城県より作成

男女計	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
総数	2348165	2305578	2269042	2210121	2140710
0～4歳	95781	89459	79263	72590	68519
5～9歳	103233	95473	89748	78958	72314
10～14歳	109341	102832	95664	89665	78893
15～19歳	120770	108271	105274	98169	92087
20～24歳	132620	118982	107459	105810	98947
25～29歳	141350	128842	116119	105181	103402
30～34歳	156741	139615	128247	115371	104636
35～39歳	169845	155646	139442	127433	114696
40～44歳	149137	168799	155114	138476	126569
45～49歳	145591	147489	167711	153712	137269
50～54歳	151377	142990	145876	165485	151684
55～59歳	172423	147647	140956	143440	162773
60～64歳	175551	166596	144616	137676	140305
65～69歳	134876	167811	161647	139968	133576
70～74歳	122817	125741	159932	153454	133264
75～79歳	111391	109926	116085	147793	141807
（再掲）0～14歳	308355	287764	264675	241213	219726
（再掲）15～64歳	1515405	1424877	1350814	1290753	1232368
（再掲）65歳以上	524405	592937	653553	678155	688616

表2 国立社会保障・人口問題研究所「男女・年齢(5歳)階級別データ：『日本の地域別将来推計人口』
(平成25年3月推計)「仙台市」より作成

男女計	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
総数	1045986	1060592	1062461	1055653	1040953
0～4歳	44605	42932	37905	34735	33037
5～9歳	45281	43779	42325	37384	34256
10～14歳	47069	45239	43699	42269	37341
15～19歳	57180	49390	49547	47743	46055
20～24歳	73577	64573	54528	54475	52408
25～29歳	72660	71965	61583	52379	52127
30～34歳	78538	71563	70722	60734	51711
35～39歳	86706	77565	70626	69908	60051
40～44歳	74845	86506	76859	70041	69322
45～49歳	66838	74754	85813	76273	69531
50～54歳	63025	66177	73752	84693	75307
55～59歳	68455	61837	64963	72451	83226
60～64歳	72592	66580	60341	63473	70839
65～69歳	56433	70328	64813	58806	61932
70～74歳	46635	53949	67729	62395	56703
75～79歳	39306	42968	50614	63896	58818
(再掲)0～14歳	136955	131950	123929	114388	104634
(再掲)15～64歳	714414	690910	668734	652170	630577
(再掲)65歳以上	194616	237732	269798	289095	305742

表3 国立社会保障・人口問題研究所「男女・年齢(5歳)階級別データ：『日本の地域別将来推計人口』
(平成25年3月推計)「名取市」より作成

男女計	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年
総数	73134	75360	76863	77794	78203
0～4歳	3446	3439	3254	3143	3087
5～9歳	3765	3980	3935	3450	3319
10～14歳	3939	3879	4039	3994	3502
15～19歳	4309	4059	3951	4111	4060
20～24歳	3795	3665	3413	3747	3900
25～29歳	4366	4198	4034	3658	3988
30～34歳	5089	4996	4772	4303	3923
35～39歳	5753	5825	5665	5023	4542
40～44歳	5010	6024	6035	5761	5109
45～49歳	4888	5006	5956	6044	5766
50～54歳	4716	4751	4829	5898	5980

55～59歳	5143	4600	4609	4783	5837
60～64歳	4929	5023	4484	4540	4716
65～69歳	3896	4710	4812	4371	4435
70～74歳	3476	3559	4371	4580	4174
75～79歳	2843	3064	3203	4042	4235
(再掲)0～14歳	11149	11298	11228	10587	9908
(再掲)15～64歳	47999	48147	47748	47868	47821
(再掲)65歳以上	13986	15915	17887	19339	20474

3 社会人に対する進学意識調査結果

本学は地域貢献及び生涯学習に関する事業を行っており、一定の評価を得てきているが、こうした事業に参加している社会人、高齢者及び専業主婦・主夫の方々の中には、大学院でのより深い学びへの需要があるのではないかと予想される。そこで、名取市生涯学習センターの受講者を対象に、資料3のように、人間学専攻についてのアンケート調査を実施した(平成28年6月実施、回答者331人)。人間学専攻への関心については、「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計は258人(78%)であり、「あまり関心がない」と「全く関心がない」の合計70人(21.2%)を大きく上回った。人間学専攻で学ぶ意思については、「ぜひ学びたい」と「できれば学びたい」の合計は206人(62.2%)であり、「さほど思っていない」と「全く思っていない」の合計124人(37.4%)を上回っている。

年代別にみると、回答者の多い50代～70代において、「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の割合が高いが(50代=73.5%、60代=84%、70代=90.6%)他の年代も関心は高めである(20代=58.9%、30代=66.6%、40代=52.2%、80代=77.8%、年齢未記入=74.4%)。人間学専攻で学ぶ意思についても、全年代合計で「ぜひ学びたい」と「できれば学びたい」は206人(62.2%)に上っている。年代ごとに見ても、各年代とも学ぶ意思は高いと言える(20代=58.9%、30代=44.4%、40代=52.2%、50代=56.6%、60代=63%、70代=73.4%、80代=88.9%、年齢未記入=51%)。特に注目に値するのは、「ぜひ学びたい」との回答者が、50代8人、60代15人と並んで20代で8人に上っていることである。20代の全回答者が17人であることからすれば、高齢者と並んで若い社会人にも人間学専攻に一定の需要のあることが確認できる。

4 キリスト者および求道者に対する進学意識調査結果

本学はキリスト教の精神に基づく教育を建学の理念としており、人間学専攻においては、キリスト教およびそれに関連するより専門的な科目の開設を予定している。キリスト教関係者の中には、そうしたキリスト教に関わる学問的な学びへの期待と需要があると予想される。そこで、東北地方のキリスト教会を対象に、資料4にあるように、人間学専攻についてのアンケート調査を実施した(平成28年6月実施。回答者49人)。人間学専攻への関心については、「非常に関心がある」と「ある程度関心がある」の合計は39人(79.6%)であり、「あまり関心がない」と「全く関心がない」の合計9名(18.3%)を大きく上回った(未記入1人=2%)。人間学専攻で学ぶ意思については、「ぜひ学びたい」と「できれば学びたい」の合計は20人(40.8%)であった。

職業別に見ると、人間学専攻で学ぶ意思のある回答者は、教会関係者が9人(18.3%)、教会関係以外の勤労者が8人(16.3%)であり、仕事をしながらキリスト教についての理解を深めることを希望する回答者の割合が高かった。東北地方にはキリスト教を専門的かつ学問的に学べる大学院はほとんどないため、キリスト教関係者の中からも一定の受験生を確保することは十分可能であると考えられる。

5 留学生の確保

本学は、2004年にジャドソン大学(アメリカ)、2012年に大連理工大学(中国)と協定を結んでおり、2015年度から2016年度にかけてさらに多くの海外の大学と協定を結び始めている。2016年5月現在で、

浙江越秀外国語学院（中国）、ハバロフスク地方藝術専修大学（ロシア）、培材大学（韓国）、シカゴ心理専門職大学院（アメリカ）、弘光科技大学（台湾）と協定を結んでいる。さらに、今後も海外の大学との協定を拡大する予定である。本格的な交流が軌道に乗れば、留学生の中から一定の受験生を確保することができると思われ。

6 専門領域が類似する近隣大学の定員充足率

人間学専攻と同様の領域を持つ大学は、東北地方全体を見てもあまり多くない。国立大学では東北大学、山形大学、岩手大学、私立大学では宮城県内にある東北学院大学と宮城学院女子大学だけである。このうち、東北学院大学の文学研究科は、英語英文学専攻、ヨーロッパ文化史専攻、アジア文化史専攻の三つに分かれており、領域の重なる部分はあるものの、人間学専攻とは分野が異なる。ここでは比較対象が少ないため、参考として挙げる。

東北地方の3つの国立大学の定員充足率をみると、いずれも75%以上の充足率を示している（表4）。東北学院大学の文化研究科の定員充足率は低い傾向にあるが、これは隣接する東北大学の文学研究科と専攻において競合していることが原因として考えられる。いずれもきわめて専門性の高い専攻を用意しているが、研究者を志す受験生にとって、国立大学が優位な地位を占めていると推測される。このことは、東北大学や東北学院大学とは異なり、総合的な視点を取り入れている宮城学院女子大学の定員充足率が比較的高いことから裏付けられる。最近の3年間では減少傾向がみられるものの、定員数そのものが少ないことからすれば、誤差の範囲内と考えられる。

人間学専攻に最も類似しているのは宮城女子学院大学の人間文化学専攻であるが、同大が女子大学であること、社会人・高齢者の正規学生としての受け入れを未だ始めていないにもかかわらず高い充足率を維持していることに鑑みれば、男女共学であり、また社会人・高齢者・キリスト者の受け入れを打ち出している本学においても定員を確保することは十分に可能であると考えられる。

表4 専門領域に近い近隣大学研究科・専攻における定員充足率

大学	研究科・専攻	収容定員	学生数	充足率
東北大学 （平成27年5月現在）	文学研究科 人間科学専攻	178	170（留学生 43名）	95.5%
山形大学 （平成27年5月現在）	社会文化システム研究科	24	27	112.5%
岩手大学 （平成27年5月現在）	人文社会科学研究科 人間科学専攻	16	12	75%
東北学院大学 （平成28年5月現在）	文学研究科	61	22	36%
	ヨーロッパ文化史専攻	16	3	19%
宮城学院女子大学 （平成25年、26年、27 年5月現在）	人文科学研究科 人間文化学専攻	8	8（H.25）	100%
			6（H.26）	75%
			5（H.27）	62.5%

（本学調査）

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

上記アにおいて根拠資料として提示した資料は以下の通りである。

資料1 本学人間心理学科学生（1~3年生）対象の「大学院の新設に関する調査のお願い」

資料2 本学全6学科学生（1~4年生）対象の「尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科「人間学専攻」に関するアンケート調査」

資料3 本学公開講座参加者である社会人対象の「尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科「人間学専攻」に関するアンケート調査」

資料4 東北地方のキリスト教会対象の「尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科「人間学専攻」に関するアンケート調査」

資料1に関するアンケートは、本学人間心理学科の1~3年生を対象に、平成28年1月に実施し、口頭による説明を踏まえて、新専攻設置の是非、設置された場合の進学意向、進学した場合に関心のある分野、進学動機について調査したものである。対象となる305人の学生のうち、252人（82.6%）から回答を得ることができた。

新専攻設置について「新設した方がよい」（問I）と答えた学生は170人（67.5%）に上り、「新設しなくてもよい」と答えた学生33人（13.1%）の倍以上であった（「わからない」49人=19.4%）。新設された場合の進学意向については（問II）、進学してみたいと「思う」が101人（40.1%）となり、「思わない」86人（34.1%）より多い結果となった（「わからない」65人=25.8%）。「関心のある分野」（問III、複数回答可）では、「哲学・倫理学・教育学・社会学」が91人と最も多く、「歴史学・人類学・文学」の54人が続いた。進学動機（問IV、複数回答可）については、「人間についてより高度な総合的な研究を深めたいから」が最も多く（54人）、「より高度な資格を取得したいから」（38人）と「人間の様々な諸問題に対応する事ができるより広範な、分野横断的な力量を身につけたいから」（37人）が続いた。このアンケート調査結果から、申請する新専攻には学生からの需要があると考えられる。

資料2は、**資料1**で新専攻に学生からの一定の需要があると判断したので、他学科の学生も含めて改めて人間学専攻の説明（**資料5**）を行い、アンケート調査を行ったものである。対象は人間心理学科と現代社会学科の1~4年生、子ども学科の1~3年生、大学院説明会に参加した表現文化学科、環境構想学科、健康栄養学科の学生であり、人間学専攻への関心及び進学意向について調査を行い（平成28年6月実施）、923人の学生から回答を得ることができた。人間学専攻への関心について（質問1）、「非常に関心がある」が69人（7.5%）、「ある程度関心がある」が411人（44.5%）となり、合わせて480人（52%）が関心を示した。進学への意思については（質問2）、「ぜひ学びたい」が42人（4.6%）、「できれば学びたい」が228人（24.7%）であり、合わせて270人（29.3%）が進学への関心を示した。学科別に見ると、「ぜひ学びたい」、「できれば学びたい」、その合計は、人間心理学科が11人（4.7%）、81人（34.9%）、92人（39.6%）、現代社会学科が21人（8.2%）、71人（27.7%）、92人（35.9%）と高い割合を示している。幼稚園、保育士、小学校教員の資格を取れる子ども学科においても、6人（2.5%）、49人（20.1%）、55人（22.6%）が進学への関心を持っている。学年別に見ると、「ぜひ学びたい」、「できれば学びたい」、その合計は、1年生が12人（3.1%）、82人（21.3%）、94人（24.4%）、2年生が12人（5.1%）、52人（21.9%）、64人（27%）、3年生が13人（6.0%）、61人（28.1%）、74人（34.1%）、4年生が5人（6.3%）、33人（41.3%）、38人（47.6%）となっており、学年が上がるごとに進学意向の割合が増えている。このことは、大学における学びが深まるほど、また学部卒業後の進路について真剣に考える度合いが高まるほど、大学院進学という選択肢が

現実的なものとして捉えられていることを示していると考えられる。

資料3は、名取市生涯学習センターの受講者である社会人を対象に、文書での説明(資料5)を踏まえて平成28年6月に行った人間学専攻への関心と進学への意向を調査したものである。331人からの回答を得たが、回答者の年代は、20代17人、30代9人、40代23人、50代53人、60代100人、70代64人、80代18人であった(年齢未記入47人)。人間学専攻への関心については(質問1)、「非常に関心がある」が87人(26.3%)、「ある程度関心がある」が171人(51.7%)であり、合わせて258人(78%)が人間学専攻設置に関心を示した。人間学専攻で学ぶ意思については(質問2)、「ぜひ学びたい」が52人(15.7%)、「できれば学びたい」が154人(46.5%)であり、合わせて206人(62.2%)が進学への意向を示した。年代別に見ると、人間学専攻への関心について、「非常に関心がある」、「ある程度関心がある」、その合計は、それぞれ20代 8人(47.1%)、 2人(11.8%)、 10人(58.9%)、30代 2人(22.2%)、 4人(44.4%)、 6人(66.6%)、40代 4人(17.4%)、 8人(34.8%)、 12人(52.2%)、50代 12人(22.6%)、 27人(50.9%)、 39人(73.5%)、60代 25人(25%)、 59人(59%)、 84人(84%)、70代 19人(29.7%)、 39人(60.9%)、 58人(90.6%)、80代 9人(50%)、 5人(27.8%)、 14人(77.8%)となっている。進学への意向については、「ぜひ学びたい」、「できれば学びたい」、その合計は、20代 8人(47.1%)、 2人(11.8%)、 10人(58.9%)、30代 1人(11.1%)、 3人(33.3%)、 4人(44.4%)、40代 4人(17.4%)、 8人(34.8%)、 12人(52.2%)、50代 8人(15.1%)、 22人(41.5%)、 30人(56.6%)、60代 15人(15.0%)、 48人(48%)、 63人(63%)、70代 7人(10.9%)、 40人(62.5%)、 47人(73.4%)、80代 4人(22.2%)、 12人(66.7%)、 16人(88.9%)となっている。とくに注目に値するのは、「ぜひ学びたい」との回答者が、50代8人、60代15人と並んで20代で8人に上っていることである。20代の全回答者が17人であることからすれば、高齢者と並んで若い社会人にも人間学専攻に一定の需要のあることが確認できる。

資料4は、キリスト者を対象に、アンケートの依頼文と文書での説明文(資料5)を東北地方にあるキリスト教会に郵送して、人間学専攻への関心と進学への意向を調査したものであり(平成28年6月実施)、49人からの回答を得ることができた。回答者の年代の内訳は、10代1人、20代1人、30代5人、40代6人、50代8人、60代7人、70代14人、80代4人であった(年齢未記入3人)。人間学専攻への関心については(質問1)、「非常に関心がある」が9人(18.4%)、「ある程度関心がある」が30人(61.2%)、合わせて39人(79.6%)と高い関心を示した。人間学専攻への進学の意向については(質問2)、「ぜひ学びたい」が1人(2.0%)、「できれば学びたい」が19人(38.8%)、合わせて20人(40.8%)であった。進学への意向について職業別に見ると、「ぜひ学びたい」と「できれば学びたい」を合わせて、教会関係者が9人(18.3%)、教会以外の勤労者が8人(16.3%)であった。勤労者世代のキリスト者の中に、キリスト教についての深い学びへの希望があることが示された。

以上の本学在学学生、社会人、キリスト者へのアンケート調査結果、及び近隣の大学研究科の定員充足状況を踏まえると、人間学専攻が設定する入学定員6名に対し、高いレベルで入学試験が実施でき、学究心が強くかつ研究課題の明確な学生の持続的な入学が大いに期待できると考える。

ウ 学生納付金の設定の考え方

本学と近隣大学の初年度納付金は表5のとおりである。国立大学よりも入学金、授業料とも低く抑えている一方、私立大学として、施設設備費等は必要不可欠なものとする。入学年度の総計では、宮城学院女子大よりも割高ではあるが、東北学院大学よりは低く抑えている。両校よりも学部学生数全体が少ないことに鑑みれば、妥当な金額であるとする（学部の入学定員：尚綱学院大学440人、東北学院大学2455人、宮城学院女子大学755人）。

表5 近隣大学の学生納付金

大学・研究科・専攻	入学金	その他	合計
	授業料（年間）		
尚綱学院大学 総合人間科学研究科 人間学専攻	250,000 (卒業生他免除)	施設設備費 40,000 後援会費 20,400 同窓会前納費 1,800 オリエンテーション経費 3,250	820,450
	505,000		
東北大学文学研究科 人間科学専攻	282,000	---	817,800
	535,800		
東北学院大学 文学研究科	270,000 (卒業生免除)	施設設備資金 180,000 後援会費 16,000 同窓会入会費 3,000(卒業生免除) 同窓会費 3,000 学術研究会費 1,200	1,050,200
	577,000		
宮城学院女子大学 人文科学研究科 (平成24年度)	100,000 (卒業生 50,000)	施設設備資金 120,000 循環器等検査料 3,200 大学後援会費 10,000 学会費 2,000 学生災害掛金 1,750	755,950
	519,000		

(本学調査)

学生確保に向けた具体的な取組状況

学生確保に向けて、1. 人間学専攻の設置に関する学生等への周知、2. 教育研究施設・設備の充実、3. 留学生の積極的確保などについて、次のように取り組んでいる。

1 人間学専攻の設置に関する学生等への周知

上記 アに記したように、学生等にアンケート調査を実施する際、口頭及び文書にて人間学専攻について説明してきた。まず、平成28年1月の人間心理学科の学生に対するアンケート調査時には、口頭で概要を説明してからアンケートを行った。同年6月の、学生アンケート及び社会人アンケートに際しては、資料2~3にあるように、人間学専攻についてのリーフレット（資料5）を配布しアンケートを行った。教会アンケートの際にも、資料4にあるように、リーフレット（資料5）を同封してアンケートを依頼した。同年8月には、全学生に対する人間学専攻についての説明会を実施する予定である。

さらに、大学院案内を作成して学生、社会人及び教会関係者に配布する予定であり、また大学ホームページ等においても随時情報を発信していく予定である。

2 教育研究施設・設備の充実

人間学専攻に所属する学生のために、大学院生室を確保し、パーソナル・コンピューターを一定数設置する。また、大学附属の図書館とは別に大学院生室の近くに院生用の図書室を新たに設け、専門性の高い図書を揃えていく。大学図書館は通常19:00までの開館であるが、大学院生用の図書室は23:00まで利用できるようにする。

3 留学生の積極的確保

本学は、ジャドソン大学（アメリカ）、大連理工大学（中国）、浙江越秀外国语学院（中国）、ハバロフスク地方芸術専修大学（ロシア）、培材大学（韓国）、シカゴ心理専門職大学院（アメリカ）、弘光科技大学（台湾）と協定を結んでいる。また、協定校とは別に、中国、ベトナム、モンゴル等アジアの国々からの留学生を受け入れている。こうした協定校及び留学生を通して、海外に人間学専攻についての情報発信を行っていく予定である。

(2) 人材需要の動向等社会の要請

人材の要請に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

尚綱学院の建学の精神は、キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間を育成するという教育理念で示される。人間学専攻は、建学の精神において根幹となる人間の共生について多くの隣接する学問分野との対論を進めながら研究することを目的とする。人間の共生に関わる諸問題は、グローバルな問題においても、個々の文化的社会的圏域の問題においても、個々の学問分野のみでは対処しがたいものになっている。人間学専攻は、人間の共生に関わる諸問題を宗教学、神学、哲学、倫理学等によって、さらには社会学、教育学、経済学等の隣接学問も視野に入れて、隣接する学問分野の成果を生かし、総合的かつ重層的に研究することを目的とする。人間の共生を座標軸にして、人間の共生に関わる諸問題に向かい合い、共生社会の形成についての幅広く深い学識を涵養し、そして人間の共生に関わる諸課題を追求する研究能力を培うことを教育研究の理念とする。

上記 が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

人間学専攻では、国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力即ち共生感覚に優れ指導的な役割を担いうる人材、また新しい知識・情報・技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤としてその重要性を増す知識基盤社会を多様に支えまた構築しうる高度で知的な素養のある人材、そして人間の共生に関わる幅広い課題探求、課題に対する深い洞察と柔軟な思考能力、分野横断的な幅広く深い学識、そして課題を追求する研究能力を身に付けた人材を養成する。

このような能力を有した人材には、グローバル化した現代世界において、また東日本大震災を経験した東北地方において、以下に述べるように高い需要が見込まれる。

1. グローバル化した世界における人材需要

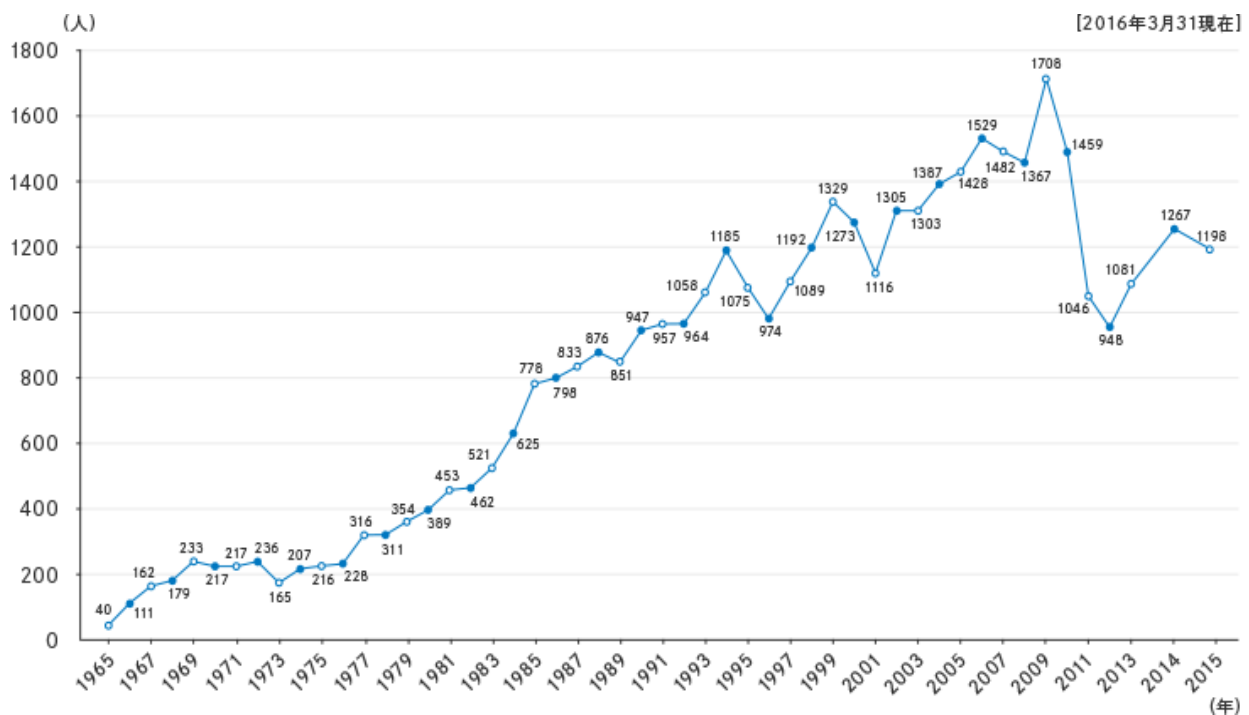
世界の多様な文化を理解し、またそうした異なる文化的背景を持つ世界の人々と共生することを志向しかつその理論的・実践的能力を具えている人材に、世界の様々な舞台での活躍が期待されていることは論を俟たない。文部科学省産学連携によるグローバル人材推進会議による「産学連携によるグローバル人材の育成のための戦略」（平成23年4月28日）は、グローバル人材を次のように定義している。

グローバル人材とは、世界的な競争と共生が進む現代社会において、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に立って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間であり、このような人材を育てるための教育が一層必要となっている。

人間学専攻は、まさに同報告書の期待する人材を育成することを目指しているのであり、そうした人材への需要が高いことに疑いの余地はない。

具体的な一例として、JICAによる青年海外協力隊の参加者の年次推移を次に掲げる（図1）。

図1 JICA ボランティア・年度別派遣者数の推移



JICA ボランティア「事業実績 / 派遣実績」(2016年5月31日)

図1から明らかなように、JICAによるボランティア派遣者数は、1965年から2009年まで多少の増減はあるものの右肩上がりで推移してきたが、2010年から2012年にかけて大幅に減少している。2013年からは盛り返しつつあるものの、2015年は約20年前の1993年の水準に戻り、最大派遣者数を示した2009年の1708人から約500人減となっている。今日、貧しい国々、紛争からの復興を必要としている地域は増大しており、海外で現地の人たちに寄り添い、その生活再建に貢献する人材が今まで以上に必要とされていることは確実である。異なる文化的背景を持つ人々との共生について強い志向を持ち、またその構築のための理論的・実践的能力を有する人間学専攻の修了生には、こうした分野での活躍が十分に期待される。

2. グローバル化する日本における人材需要

グローバル化する世界における人材需要は、海外に出ていく人材に限られることではない。日本もまたグローバル化しつつあるのであり、国内においてもグローバル人材の活躍は大いに期待されている。厚生労働省の調査によると、平成27年10月末現在の日本における外国人労働者数は907,896人であり、前年同月より15.3%増加し、外国人を雇用している事業所数、及び外国人労働者数ともに平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高の数値を更新している(厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(本文)(平成27年10月末現在)」)。国籍別に見ると、中国(35.5%)、ベトナム(12.1%)、フィリピン(11.7%)、ブラジル(10.6%)の順になっているが、特にベトナムとネパールからの来日者の増加が顕著である(同上)。すなわち、アジア及び南米出身の外国人労働者が多数を占めており、今後もこの傾向は続く予想される。産業別に見ると、製造業(24.9%)、卸売業・小売業(16.8%)、宿泊業・飲食サービス業(14.2%)、サービス業(7.8%)となっている(同上)。

本学の所在する宮城県においても、平成25年の外国人労働者受入事業所数は6.2%に上り、前年の2.9%から倍増している(『宮城県平成25年労働実態調査』「20.外国人労働者及び外国人研修生」)。宮城県における外国人労働者の国籍別数値は公表されていないが、日本全体の傾向から大きく逸れることはないと推測される。産業別では、宿泊業・飲食サービス業(25.0%)が高く、外国人研修生の受け入れ先では製造業(15.6%)が高い(同上)。

外国人労働者の受け入れを巡ってはいくつかの問題が指摘されている。特に南米出身の日系人労働者については、日本語能力の不足による地域社会との摩擦や、子弟の教育環境の未整備が指摘されている。また研修生については、研修等の終了後に能力活用や更なる能力向上の機会が不十分であること、失踪や賃金未払い等の問題が指摘されている（経済産業省「外国人労働者問題 課題の分析と望ましい受入制度の在り方について」平成17年10月）。日本における外国人労働者は今後も増加することが予想されるが、そうであれば外国人と日本人が、職場においてまた地域社会において共生していくことは必須の課題である。外国人労働者を雇用する企業、その子弟の就学する教育機関や児童施設、あるいは今後外国人労働者の受け入れが予定されている介護・看護の現場、さらには外国人居住者を抱える地方自治体にとっても、異なる文化的背景を持つ人々との共生について強い志向を持ち、高い倫理観と理論的・実践的能力を有する人間学専攻の修了生には大きな活躍が期待されると考える。

3. 被災地の復興・被災者の生活再建と関わる人材需要

東日本大震災からすでに5年が経過したが、いまだ復興は道半ばであり、今なお仮設住宅に居住せざるを得ない人々は少なくない。宮城県の調査では、平成28年5月31日現在で、応急仮設（プレハブ）住宅入居者は、宮城県全体で9,330戸、19,826人、本学の所在する名取市で476戸、875人、民間住宅借上住宅入居者は、宮城県全体で6,527戸、15,247人、名取市で314戸、775人に上る（宮城県保健福祉部震災援護室「応急仮設住宅（プレハブ住宅）供与及び入居状況」及び「応急仮設住宅（民間賃貸借上住宅分）物件所在市町村別入居状況」平成28年5月31日現在）。

宮城県は平成23年3月に「宮城県震災復興計画」を立てたが、そこには次の5つの基本理念が示されている。

1. 災害に強く安心して暮らせるまちづくり
2. 県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興
3. 「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」
4. 現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり
5. 壊滅的な被害からの復興モデルの構築

名取市もまた平成27年10月に「名取市被災者生活再建推進プログラム」を作成し、「生活再建を実現するための基本的な視点」として次の4項目を挙げている。

「すまい」：恒久住宅の確保・移行 「つながり」：人と人とのつながり

「くらしむき」：経済的な復興 「こころとからだ」：傷ついた心身の回復

宮城県の「復興計画」にしても名取市の「プログラム」にしても、いわゆるハード面としてのインフラ整備はもとより、ソフト面での復興・生活再建の必要性に言及していることは注目に値する。とりわけ、名取市の掲げる「つながり」は仮設住宅に居住する被災者にとって最も必要とされている課題であり、それが「くらしむき」の復興と「こころとからだ」の回復をもたらすために必要不可欠な要素であると考えられる。共生について理論的・実践的に学ぶ人間学専攻の修了者には、こうした宮城県及び名取市等被災地が必要としている「つながり」を創出する能力が期待されるのであり、そうした能力を有する人材の需要はきわめて高いと考える。

4. 社会起業家への人材需要

震災復興にかかわる人材需要には、NPO等のボランティアが考えられるが、ボランティアだけでは経済的な自立への貢献に限界がある。そこで注目されるのがいわゆる「社会的企業」（ソーシャルビジネス）である。内閣府の政策統括官（共生社会政策担当）は、平成21年3月に「英国の青少年育成施策の推進体制等に関する調査報告書」を出し、その中で英国における「社会的企業」についての概要を示した。平成27年3月には内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（共助社会づくり推進担当）共助社会づくり懇談会が「共助社会づくりの推進について～新たな『つながり』の構築を目指して～」と題する報告書を出し、これからの「共助社会」のあり方について提言し、共助の担い手として以下の8つの主体を上げている。

- (1) 地域住民、(2) 地縁組織、(3) NPO等、(4) 企業、(5) ソーシャルビジネス、
(6) 地域金融機関、(7) 教育機関、(8) 行政

同年5月には、内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付参事官（市民活動促進担当）は「我が国における社会的企業の活動規模に関する調査」という報告書を出しているが、その冒頭で、「共助社会の担い手として、ソーシャルビジネスは、新たな需要、雇用、資金循環を生み出すなど、地域の活性化において重要な役割を果たしており、今後一層の成長促進と自立・発展が期待されている」ことが示されている。同報告書によると、日本における社会的企業数は20.5万社（11.8%）、社会的企業の付加価値額は16.0兆円（対GDP比3.3%）、有給職員数は577.6万人であり、社会的企業の社会的事業による収益は10.4兆円（17.1%）に上る。

日本及び世界の抱える様々な困難に向き合い、それを好転させていくためには、上記の「共助社会づくり懇談会」が提言するように、共助社会を構築していくことが必要不可欠であり、そのなかで社会的企業の果たす役割は一層大きなものとなることが予想される。同報告書は「共助社会」を、「個人の多様な価値観や意思が尊重されながら、新たな『つながり』が構築され、全員で作り上げていく社会」と定義している。ここで言われる「共助社会」とはまさに人間学専攻の目指す「共生」の姿であり、人間学専攻の修了生にはこれからの共助社会構築においてリーダーシップを発揮することが期待され、その中で社会的起業家を志す人材への需要は高いと考える。

5. キリスト教界における人材需要

キリスト教は世界で最も多くの信者数を抱える世界宗教であり、本学もまたキリスト教の精神を建学の理念として掲げている。しかしながら、現代世界の抱える諸問題に宗教間対立が深くかかわっていることも事実であり、キリスト教徒には他の諸宗教についての理解とキリスト教についてのより深い洞察が求められる。特にキリスト教会内で指導的役割を果たす牧師や役員には、安易な宗教礼賛ではなく、キリスト教に対し、また自らの信仰に対して、批判的な視点を持つことが必要である。諸宗教間の共生こそが現代世界において強く求められている要請であり、批判的でありながら深い信仰と洞察を有する人材がキリスト教界に求められている。とりわけ、欧米とは異なり、諸宗教との対立の歴史の少ない日本のキリスト者には、諸宗教との共生という点において世界のリーダーとなれる可能性があり、またそうした人材の出現こそ世界に求められている。

他方、被災者の中には、今なお被災の現実を受け止めきれず、前を向いて生きることが困難な人々も少なくない。被災者に寄り添い、慰め、その苦悩を共にする人材も必要である。そうして苦悩の中にいる被災者が新たなつながりを見出し、前を向いて歩み始めることが、震災復興に求められていることでもある。教会指導者ではない一般のキリスト者であっても、共生について学び、被災者に寄り添う術を心得た人材には、地域社会からの高い需要があると考えられる。

以上、人間学専攻において共生について理論的・実践的に学んだ修了生には、グローバル人材として海外の企業やボランティアスタッフとしてはもちろん、国内においても外国人労働者との共生のために、企業、教育機関、児童施設、介護・看護の現場、地方自治体等に高い需要があると考えられる。また、震災被災地である東北地方において、被災地の復興と被災者の生活再建のために、震災によって分断された「つながり」を新たに創出しかつ経済的にも自立できる社会的企業の起業というこれからの共助社会の構築にリーダーとしての役割を果たす人材として、きわめて高い需要があると期待される。さらには、世界紛争の一因である宗教間対立を緩和させ、世界平和のために貢献しようとするキリスト教指導者には大きな期待があり、またキリスト者ならではの被災者への寄り添いは、「つながり」を求める被災地において必要とされる人材であると考えられる。

人間学専攻は、若者、社会人、高齢者、外国人に開かれている。若者と留学生には海外及び国内での様々な活躍が期待される。社会人には勤務先において、また居住する地域社会において共生のために貢

献することが期待される。高齢者にもまた地域社会において新たな「つながり」を構築する人材としての役割が期待できる。被災地に所在する本学としては、被災者の中からも共生について学び、その学びの成果を用いて被災者同士の「つながり」を形成する人材が現れることを期待している。新たな「つながり」の構築に若者も社会人も高齢者も外国人もともに参加していく、そのような共生社会・共助社会の形成に主体的に参加していく人材の需要はきわめて高いと考えられる。

資 料 目 次

- 資料1** 本学人間心理学科学生（1~3年生）対象の「大学院の新設に関する調査のお願い」
- 資料2** 本学全6学科学生（1~4年生）対象の「尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科「人間学専攻」に関するアンケート調査」
- 資料3** 名取市生涯学習センターの受講者である社会人対象の「尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科「人間学専攻」に関するアンケート調査」
- 資料4** 東北地方のキリスト教会対象の「尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科「人間学専攻」に関するアンケート調査」
- 資料5** アンケート調査用のリーフレット

資料1 本学人間心理学科学生（1~3年生）対象の「大学院の新設に関する調査のお願い」

回答者 252 人 / 在籍者 305 人（82.6%）（うち 1 年 83 人、2 年 82 人、3 年 87 人）

I. 様々な視点から総合的に人間学を学ぶ専攻を新設することについて、あなたはどのように思いますか。

- | | |
|--------------|--------------|
| 1. 新設した方がよい | 170 人(67.5%) |
| 2. 新設しなくてもよい | 33 人(13.1%) |
| 3. わからない | 49 人 (19.4%) |

II. 様々な視点から総合的に人間学を学ぶ専攻が新設された場合、進学してみたいと思いますか。

- | | |
|----------|---------------|
| 1. 思う | 101 人 (40.1%) |
| 2. 思わない | 86 人 (34.1%) |
| 3. わからない | 65 人 (25.8%) |

III. 「II」で「思う」と答えた方にお聞きします。あなたが特に関心がある分野は何ですか。

（複数回答可）

- | | |
|-------------------|-------|
| 1. 哲学・倫理学・教育学・社会学 | 91 人 |
| 2. 宗教学・神学・聖書学 | 22 人 |
| 3. 政治学・経済学・法学 | 22 人 |
| 4. 歴史学・人類学・文学 | 54 人 |
| 無回答 | 142 人 |

IV. 「II」で「思う」と答えた方にお聞きします。進学してみたいと思う理由で、以下の中にあてはまるものがあれば、をつけてください。（複数回答可）

- | | |
|---|-------|
| 1. 人間についてより高度な総合的な研究を深めたいから | 50 人 |
| 2. 人間の様々な諸問題に対応する事ができるより広範な、分野横断的な力量を身につけたい | 37 人 |
| 3. 共生社会実現に向けた指導的役割を果たせるような高度な専門的知識を修得したいから | 27 人 |
| 4. より高度な資格を取得したいから（教職専修免許状等） | 38 人 |
| 無回答 | 147 人 |

V. その他、尚絅学院大学の大学院について、学生の立場から意見があれば自由にお書きください。（回略）

(資料1 アンケート調査票)

大学院の新設に関する調査のお願い

- ・学年 ()年
- ・性別 (男 ・ 女)

現在、尚絅学院大学の大学院には心理学専攻と健康栄養学専攻が設置されていますが、さらに様々な視点から総合的に人間学を学ぶ専攻を新設することについて、以下の質問にお答えください。

I. 様々な視点から総合的に人間学を学ぶ専攻を新設することについて、あなたはどのように思いますか。あてはまるもの一つに をつけてください。

1. 新設した方がよい
2. 新設しなくてもよい
3. わからない

II. 様々な視点から総合的に人間学を学ぶ専攻が新設された場合、経済的な問題は別にして、あなたは進学してみたいと思いますか。

1. 思う
2. 思わない
3. わからない

III. 「II」で「思う」と答えた方にお聞きします。あなたが特に関心がある分野は何ですか。
(複数回答可)

1. 哲学・倫理学・教育学・社会学
2. 宗教学・神学・聖書学
3. 政治学・経済学・法学
4. 歴史学・人類学・文学
5. その他、関心がある分野があれば自由にお書きください
()

IV. 「II」で「思う」と答えた方にお聞きします。進学してみたいと思う理由で、以下の中にあてはまるものがあれば、 をつけてください。(複数回答可)

1. 人間についてより高度な総合的な研究を深めたいから
2. 人間の様々な諸問題に対応する事ができるより広範な、分野横断的な力量を身につけたいから
3. 共生社会実現に向けた指導的役割を果たせるような高度な専門的知識を修得したいから
4. より高度な資格を取得したいから(教職専修免許状等)
5. その他、自由にお書きください
()

V. その他、尚絅学院大学の大学院について、学生の立場から意見があれば自由にお書きください。

資料2 本学全6学科学生（1~4年生）対象の「尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科「人間学専攻」に関するアンケート調査」

回答者 923 人

学科	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	合計
人間心理学科	57	76	70	29	232
現代社会学科	68	69	74	45	256
表現文化学科	48	11	0	1	60
子ども学科	95	77	72	0	244
環境構想学科	29	1	1	5	36
健康栄養学科	88	3	0	0	91
未記入					4
合計	385	237	217	80	923

質問 1 地域や世界の間人が共に生きることを学ぶ「人間学専攻」について関心がありますか。

全体

	人数	割合
1. 非常に関心がある	69	7.5%
2. ある程度関心がある	411	44.5%
3. あまり関心がない	329	35.6%
4. 全く関心がない	110	11.9%
5. 未記入	4	0.4%
合計	923	100.0%

学年別 人数（割合）

	1	2	3	4	5	合計
1 年生	21 (5.5%)	173 (44.9%)	149 (38.7%)	39 (10.1%)	3 (0.8%)	385
2 年生	15 (6.3%)	107 (45.1%)	88 (37.1%)	27 (11.4%)	0 (0.0%)	237
3 年生	23 (10.6%)	94 (43.3%)	71 (32.7%)	28 (12.9%)	1 (0.5%)	217
4 年生	10 (12.5%)	35 (43.8%)	20 (25.0%)	15 (18.8%)	0 (0.0%)	80
未記入	0 (0.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0 (0.0%)	4
合計	69 (7.5%)	411 (44.5%)	329 (35.6%)	110 (11.9%)	4 (0.4%)	923

学科別 人数（割合）

学科	1	2	3	4	5	合計
人間心理学科	27 (11.6%)	134 (57.8%)	57 (24.6%)	14 (6.0%)	0 (0.0%)	232
現代社会学科	24 (9.4%)	113 (44.1%)	80 (31.3%)	36 (14.1%)	3 (1.2%)	256
表現文化学科	3 (5.0%)	20 (33.3%)	24 (40.0%)	13 (21.7%)	0 (0.0%)	60

子ども学科	10 (4.1%)	101 (41.4%)	108 (44.3%)	24 (9.8%)	1 (0.4%)	244
環境構想学科	2 (5.6%)	6 (16.7%)	21 (58.3%)	7 (19.4%)	0 (0.0%)	36
健康栄養学科	3 (3.3%)	35 (38.5%)	38 (41.8%)	15 (16.5%)	0(0.0%)	91
未記入	0 (0.0%)	2 (50.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	0(0.0%)	4
合計	69 (7.5%)	411 (44.5%)	329 (35.6%)	110 (11.9%)	4 (0.4%)	923

質問2 地域や世界の人間が共に生きることを学ぶ「人間学専攻」で学びたいと思いますか。

全体

	人数	割合
1. ぜひ学びたい	42	4.6%
2. できれば学びたい	228	24.7%
3. さほど思っていない	506	54.8%
4. 全く思っていない	142	15.4%
5. 未記入	5	0.5%
	923	100.0%

学科別 人数 (割合)

学科	1	2	3	4	5	合計
人間心理学科	11 (4.7%)	81 (34.9%)	120 (51.7%)	19 (8.2%)	1 (0.4%)	232
現代社会学科	21 (8.2%)	71 (27.7%)	119 (46.5%)	42(16.4%)	3 (1.2%)	256
表現文化学科	2 3.3%)	9 (15.0%)	35 (58.3%)	14 (23.3%)	0 (0.0%)	60
子ども学科	6 (2.5%)	49 (20.1%)	155 (63.5%)	33 (13.5%)	1 (0.4%)	244
環境構想学科	2 (5.6%)	6 (16.7%)	19 (52.8%)	9 (25.0%)	0 (0.0%)	36
健康栄養学科	0 (0.0%)	12 (13.2%)	56 (61.5%)	23 25.3%)	0 (0.0%)	91
未記入			2 (50.0%)	2 (50.0%)		4
合計	42 (4.6%)	228 (24.7%)	506 (54.8%)	142 (54.8%)	5 (0.5%)	923

学年別 人数 (割合)

	1	2	3	4	5	合計
1年生	12 (3.1%)	82 (21.3%)	239 (62.1%)	48 (12.5%)	4 (1.0%)	385
2年生	12 (5.1%)	52 (21.9%)	133 (56.1%)	40 (16.9%)	0 (0.0%)	237
3年生	13 (6.0%)	61 (28.1%)	108 (49.8%)	34 (15.7%)	1 (0.5%)	217
4年生	5 (6.3%)	33 (41.3%)	24 (30.0%)	18 (22.5%)	0 (0.0%)	80
未記入			2 (50.0%)	2 (50.0%)		4
合計	42 (4.6%)	228 (24.7%)	506 (54.8%)	142 (15.4%)	5 (0.5%)	923

質問3 質問2で1.または2.を選んだ方にお聞きします。将来はどのような進路に関心がありますか（複数回答可）。（回略）

*大学院修士課程への進学や「人間学専攻」について、知りたいことや関心があることがあれば、以下に自由に記述してください。（回略）

(資料2 アンケート調査票)

尚綱学院大学大学院
総合人間科学研究科「人間学専攻」(仮称)に関するアンケート調査

在学生の皆様
ご記入にあたってのお願い

尚綱学院大学は、キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間の育成を建学の精神としています。この精神のもと4年間の学部教育課程である総合人間科学部と2年間の大学院修士課程である総合人間科学研究科(心理学専攻と健康栄養学専攻)を設置しています。

大学院修士課程では、課題の探求や解決のための自立性や創造性、探究心を養う能力、人類の福祉に対して社会人として自ら考えて行動できる能力、そして国際人としてグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力を身につけることを目的としています。

そしてこれらの能力を身につけつつ、先に挙げた二つの専攻は高度な専門職業人の育成を目指していますが、本大学院ではさらに「人間学専攻」を設置することを予定しています。

21世紀は、新しい知識や情報、技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤としてその重要性を増している「知識基盤社会」と言われていますが、この新たな「人間学専攻」では、人間の共生に関する問題を人間の文化や社会、歴史という様々な視点から総合的に研究することによって「知識基盤社会」を支えまた構築しうる人材の育成を目指します。

今日の人間の共生に関する様々な問題は、それが地球規模(グローバル)のものであれ地域的(ローカル)なものであれ細分化された単一の学問分野ではもはや対処しがたいものになっています。そのため多くの隣接する学問分野が協働し、多様な視点から研究することが要請されています。「人間学専攻」では、それに対処すべく宗教学、神学、哲学、倫理学等の人間の存在に関わる基本的な学問をはじめとし、隣接する社会学、教育学、経済学等、人間の共生に関わる学問も視野に入れ、現代の様々な問題を総合的かつ重層的に研究することを目指します。

このような人材育成と研究を目指す「人間学専攻」を設置するため、本学では基礎的なデータを収集し調査しています。

調査はプライバシーを守るために任意の無記名回答となっています。皆様からいただいた回答は統計的に処理し、その結果は「人間学専攻」の設置の調査以外には使用いたしません。

皆様には、この調査の趣旨をご理解いただきご協力くださるようお願いいたします。

調査責任者

尚綱学院大学総合人間科学部 人間心理学科長 太田健児

この調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

尚綱学院大学政策企画室 伊丹信祐

電話 022(381)3302・3303

Email seisaku@shokei.ac.jp

質問1 地域や世界の人間が共に生きることを学ぶ「人間学専攻」について関心がありますか。

- 1.非常に関心がある 2.ある程度関心がある 3.あまり関心がない 4.全く関心がない

質問2 地域や世界の人間が共に生きることを学ぶ「人間学専攻」で学びたいと思いますか。

- 1.ぜひ学びたい 2.できれば学びたい 3.さほど思っていない 4.全く思っていない

質問3 質問2で1.または2.を選んだ方にお聞きします。将来はどのような進路に関心がありますか
(複数回答可)。

- 1.建設業 2.製造業 3.情報通信業 4.運輸業 5.卸売・小売業 6.金融・保険業
7.教育、学習支援業 8.サービス業(他に分類されないもの) 9.公務(他に分類されないもの) 10.
その他()

*所属する学年と学科に をつけてください。調査結果を統計的に解析するために必要な事項ですので、ご協力をお願いします。

[学年]

1年 2年 3年 4年

[学科]

1.人間心理学科 2.現代社会学科

3.表現文化学科 4.子ども学科 5.環境構想学科 6.健康栄養学科

*大学院修士課程への進学や「人間学専攻」について、知りたいことや関心があることがあれば、以下に自由に記述してください。

アンケートは以上です。ご協力に感謝します。

資料3 本学公開講座参加者である社会人対象の「尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科「人間学専攻」に関するアンケート調査」

回答者 331 人
年代

20代	17人
30代	9人
40代	23人
50代	53人
60代	100人
70代	64人
80代	18人
未記入	47人
合計	331人

質問1 地域や世界の人間が共に生きることを学ぶ「人間学専攻」について関心がありますか。
全体

	人数	割合
1.非常に関心がある	87	26.3%
2.ある程度関心がある	171	51.7%
3.あまり関心がない	59	17.8%
4.全く関心がない	11	3.3%
5.未記入	3	0.9%
	331	100.0%

年代別

年齢	1	2	3	4	5	合計
20代	8 (47.1%)	2 (11.8%)	4 (23.5%)	3 (17.6%)	0 (0.0%)	17
30代	2 (22.2%)	4 (44.4%)	3 (33.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	9
40代	4 (17.4%)	8 (34.8%)	10 (43.5%)	1 (4.3%)	0 (0.0%)	23
50代	12 (22.6%)	27 (50.9%)	13 (24.5%)	1 (1.9%)	0 (0.0%)	53
60代	25 (25.0%)	59 (59.0%)	11 (11.0%)	4 (4.0%)	1 (1.0%)	100
70代	19 (29.7%)	39 (60.9%)	5 (7.8%)	0 (0.0%)	1 (1.6%)	64
80代	9 (50.0%)	5 (27.8%)	3 (16.7%)	0 (0.0%)	1 (5.5%)	18
未記入	8 (50.0%)	27 (57.4%)	10 (21.3%)	2 (4.3%)	0 (0.0%)	47
合計	87 (26.3%)	171 (51.7%)	59 (17.8%)	11 (3.3%)	3 (0.9%)	331

質問2 地域や世界の人間が共に生きることを学ぶ「人間学専攻」で学びたいと思いますか。
全体

	人数	割合
1. ぜひ学びたい	52	15.7%
2. できれば学びたい	154	46.5%
3. さほど思っていない	104	31.4%
4. 全く思っていない	20	6.0%
5. 未記入	1	0.3%
	331	100.0%

年代別 人数（割合）

年齢	1	2	3	4	5	合計
20代	8 (47.1%)	2 (11.8%)	4 (23.5%)	3 (17.6%)	0 (0.0%)	17
30代	1 (11.1%)	3 (33.3%)	3 (33.3%)	2 (22.2%)	0 (0.0%)	9
40代	4 (17.4%)	8 (34.8%)	9 (39.1%)	2 (8.7%)	0 (0.0%)	23
50代	8 (15.1%)	22 (41.5%)	20 (37.7%)	3 (5.7%)	0 (0.0%)	53
60代	15 (15.0%)	48 (48.0%)	32 (32.0%)	5 (5.0%)	0 (0.0%)	100
70代	7 (10.9%)	40 (62.5%)	15 (23.4%)	1 (1.6%)	1 (1.0%)	64
80代	4 (22.2%)	12 (66.7%)	2 (11.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	18
未記入	5 (10.6%)	19 (40.4%)	19 (40.4%)	4 (8.5%)	0 (0.0%)	47
合計	52 (15.7%)	154 (46.5%)	104 (31.4%)	20 (6.0%)	1 (0.3%)	331

質問3 質問2で1.または2.を選んだ方にお聞きします。どのような時間帯だと、学びの時間がとれますか。（回略）

質問4 よろしければ、年齢とご職業をお持ちの方は現在のご職業について教えてください。（回略）

*設置を予定している「人間学専攻」についてご質問、ご意見がございましたら、お聞かせください。
（回略）

(資料3 アンケート調査票)

尚綱学院大学大学院
総合人間科学研究科「人間学専攻」に関するアンケート調査

ご記入にあたってのお願い

尚綱学院大学は、キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間の育成を建学の精神としています。この精神のもと4年間の学部教育課程である総合人間科学部と2年間の大学院修士課程である総合人間科学研究科(心理学専攻と健康栄養学専攻)を設置しています。

また本学は、地域に開かれた大学を目指し、本学の持つ教育資源を社会や地域へ積極的に開放し活用していくことを進め、地域貢献や生涯学習、国際交流に関する事業を展開しています。具体的には地域に密着した大学としての役割を果たすため、地域の高等学校との連携や自治体の専門委員等の協力、また受託研究の依頼や委託事業の推進や実施など、連携協力や地域貢献を積極的に行っています。

先に挙げた大学院の二つの専攻は高度な専門職業人の育成を目指していますが、本大学院ではさらに「人間学専攻」を設置することを予定しています。

21世紀は、新しい知識や情報、技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤としてその重要性を増している「知識基盤社会」と言われていますが、この新たな「人間学専攻」では、人間の共生に関する問題を人間の文化や社会、歴史という様々な視点から総合的に研究することによって「知識基盤社会」を支えまた構築しうる人材の育成を目指します。

今日の人間の共生に関する様々な問題は、それが地球規模(グローバル)のものであれ地域的(ローカル)なものであれ細分化された単一の学問分野ではもはや対処しがたいものになっています。そのため多くの隣接する学問分野が協働し、多様な視点から研究することが要請されています。「人間学専攻」では、それに対処すべく宗教学、神学、哲学、倫理学等の人間の存在に関わる基本的な学問をはじめとし、隣接する社会学、教育学、経済学等、人間の共生に関わる学問をも視野に入れ、現代の様々な問題を総合的かつ重層的に研究することを目指します。

このような人材育成と研究を目指す「人間学専攻」を設置するため、本学では基礎的なデータを収集し調査しています。

調査はプライバシーを守るために任意の無記名回答となっています。皆様から戴いた回答は統計的に処理し、その結果は「人間学専攻」の設置の調査以外には使用いたしません。

皆様には、この調査の趣旨をご理解戴きご協力くださるようお願いいたします。

調査責任者

尚綱学院大学総合人間科学部 人間心理学科長 太田健児

この調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

尚綱学院大学政策企画室 伊丹信祐

電話 022(381)3302・3303

Email seisaku@shokei.ac.jp

質問1 地域や世界の人間が共に生きることを学ぶ「人間学専攻」について関心がありますか。

- 1.非常に関心がある 2.ある程度関心がある 3.あまり関心がない 4.全く関心がない

質問2 地域や世界の人間が共に生きることを学ぶ「人間学専攻」で学びたいと思いますか。

- 1.ぜひ学びたい 2.できれば学びたい 3.さほど思っていない 4.全く思っていない

質問3 質問2で1.または2.を選んだ方にお聞きします。どのような時間帯だと、学びの時間がとれますか。

- 1.平日の午前午後(一般学生と同じ時間帯) 2.平日の夕方以降 3.土曜日
- 4.その他()

質問4 よろしければ、年齢とご職業をお持ちの方は現在のご職業について教えてください。

()歳

- 1.建設業 2.製造業 3.情報通信業 4.運輸業 5.卸売・小売業 6.金融・保険業
- 7.教育、学習支援業 8.サービス業(他に分類されないもの) 9.公務(他に分類されないもの)
- 10. その他()

*設置を予定している「人間学専攻」についてご質問、ご意見がございましたら、お聞かせください。

アンケートは以上です。ご協力に感謝いたします。

資料4 東北地方のキリスト教会対象の「尚絅学院大学大学院総合人間科学研究科「人間学専攻」に関するアンケート調査」

回答者 49 人
年代

10代	1人
20代	1人
30代	5人
40代	6人
50代	8人
60代	7人
70代	14人
80代	4人
未記入	3人
合計	49人

質問1 地域や世界の人間が共に生きることを学ぶ「人間学専攻」について関心がありますか。

	人数	割合
1. 非常に関心がある	9	18.4%
2. ある程度関心がある	30	61.2%
3. あまり関心がない	8	16.3%
4. 全く関心がない	1	2.0%
5. 未記入	1	2.0%
合計	49	100.0%

質問2 地域や世界の人間が共に生きることを学ぶ「人間学専攻」で学びたいと思いますか。
全体

	人数	割合
1. ぜひ学びたい	1	2.0%
2. できれば学びたい	19	38.8%
3. さほど思っていない	18	36.7%
4. 全く思っていない	7	14.3%
5. 未記入	4	8.2%
	49	100.0%

職業別

職業	1	2	3	4	5
1. 牧師、教会関係の仕事	1 (2.0%)	8 (16.3%)	2 (4.1%)	1 (2.0%)	0 (0.0%)
2. 勤労者(教会関係以外)	0 (0.0%)	8 (16.3%)	4 (8.2%)	2 (4.1%)	0 (0.0%)
3. 専業主婦・主夫	0 (0.0%)	0 (0.0%)	4 (8.2%)	1 (2.0%)	2 (4.1%)
4. 定年後	0 (0.0%)	2 (4.1%)	5 (10.2%)	2 (4.1%)	1 (2.0%)
5. その他	0 (0.0%)	1 (2.0%)	3 (6.1%)	1 (2.0%)	1 (2.0%)
合計	1 (2.0%)	19 (38.8%)	18 (36.7%)	7 (14.3%)	4 (8.2%)

質問3 質問2で1.または2.を選んだ方にお聞きします。学んでみたいと思う理由で、以下の中にあてはまるものがあれば、 をつけてください。(複数回答可)(回略)

質問4 質問2で1.または2.を選んだ方にお聞きします。どのような時間帯だと、学びの時間がとれますか。(回略)

質問5 よろしければ、年齢と信仰歴、現在のご職業にかかわる立場について教えてください。(回略)

質問6 その他、尚綱学院大学大学院「人間学専攻」について、ご意見、ご質問がありましたら、ご自由にお書きください。(回略)

(資料4 アンケート調査票)

尚絅学院大学大学院
総合人間科学研究科「人間学専攻」(仮称)に関するアンケート調査

教会員の皆様
ご記入にあたってのお願い

尚絅学院大学は、キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間の育成を建学の精神としています。この精神のもと4年間の学部教育課程である総合人間科学部と2年間の大学院修士課程である総合人間科学研究科(心理学専攻と健康栄養学専攻)を設置しています。

また本学は、地域に開かれた大学を目指し、本学の持つ教育資源を社会や地域へ積極的に開放し活用していくことを進め、地域貢献や生涯学習、国際交流に関する事業を展開しています。

先に挙げた大学院の二つの専攻は高度な専門職業人の育成を目指していますが、本大学院ではさらに「人間学専攻」を設置し、人間の共生とキリスト教についてより深く学ぶ場を提供することを予定しています。

本学は「キリスト教精神」に基づいて「他者と共に生きる人間の育成」を目指していますが、「キリスト教精神」とは何かということは、それほど自明ではありません。キリスト教会は、たしかに「他者との共生」を志向する教えと信仰を訴え、またそれを実践してもいますが、同時にまた、歴史的に自己を絶対化し、他の諸宗教に対して不寛容になる傾向を示してきました。こうしたキリスト教の両義的な性格が、現代世界に与えている影響を見逃すことはできません。キリスト教に内在する根源的な問題を深く探求することは、多様な人間が共生する、イエスが指し示した「神の国」の実現を希求するキリスト者にとって大切な信仰上の課題であると言えます。

また、そもそも人間とは何者であるかという宗教哲学的な問いを深めることも、キリスト者の信仰にとって大切なことです。今日の人間の共生に関する様々な問題は、それが地球規模(グローバル)のものであれ地域的(ローカル)なものであれ細分化された単一の学問分野ではもはや対処しがたいものになっています。そのため多くの隣接する学問分野が協働し、多様な視点から研究することが要請されています。

「人間学専攻」では、そうした要請に対処すべく宗教学、神学、哲学、倫理学等の人間の存在に関わる基本的な学問をはじめとし、隣接する社会学、教育学、経済学等、人間の共生に関わる学問も視野に入れ、現代の様々な問題を総合的かつ重層的に研究するとともに、聖書およびユダヤ教・キリスト教について学ぶことで信仰を深めていくことを目指します。

このような人間の共生とキリスト教についての学びと研究を目指す「人間学専攻」を設置するため、本学では基礎的なデータを収集し調査しています。調査はプライバシーを守るために任意の無記名回答となっています。皆様からいただいた回答は統計的に処理し、その結果は「人間学専攻」の設置の調査以外には使用いたしません。

皆様には、この調査の趣旨をご理解いただきご協力くださるようお願いいたします。

調査責任者

尚絅学院大学総合人間科学部 人間心理学科長 太田健児

この調査についてのお問い合わせは下記までお願いいたします。

尚絅学院大学政策企画室 伊丹信祐

電話 022(381)3302・3303

Email seisaku@shokei.ac.jp

質問1 地域や世界の人間が共に生きることを学ぶ「人間学専攻」について関心がありますか。

- 1.非常に興味がある 2.ある程度関心がある 3.あまり関心がない 4.全く関心がない

質問2 地域や世界の人間が共に生きることを学ぶ「人間学専攻」で学びたいと思いますか。

- 1.ぜひ学びたい 2.できれば学びたい 3.さほど思っていない 4.全く思っていない

質問3 質問2で1.または2.を選んだ方にお聞きします。学んでみたいと思う理由で、以下の中にあてはまるものがあれば、 をつけてください。(複数回答可)

1. キリスト教(聖書・宗教)についてのより深い理解を通して、信仰を深めたいから
2. 共生社会実現に向けて、なんらかの伝道的役割を果たしたいから。
3. 人間についてより高度な総合的な研究を深めたいから
4. 人間の様々な諸問題に対応する事ができるより広範な、分野横断的な力量を身につけたいから
5. その他、自由にお書きください

()

質問4 質問2で1.または2.を選んだ方にお聞きします。どのような時間帯だと、学びの時間がとれますか。

- 1.平日の午前午後(一般学生と同じ時間帯) 2.平日の夕方以降 3.土曜日
4.その他()

質問5 よろしければ、年齢と信仰歴、現在のご職業にかかわる立場について教えてください。

年齢 () 歳
信仰歴 () 年

- 1.牧師、教会関係の仕事 2.勤労者(教会関係以外) 3.専業主婦・主夫(同居者が勤労者) 4.定年後
5.学生 6.その他()

質問6 その他、尚絅学院大学大学院「人間学専攻」について、ご意見、ご質問がありましたら、ご自由にお書きください。

アンケートは以上です。ご協力に感謝します。

(資料5 アンケート調査用のリーフレット)

アンケート説明リーフレット

尚絅学院大学大学院 総合人間科学研究科 人間学専攻 (設置構想中)

【人間学専攻とは】

尚絅学院大学は、キリスト教精神に基づく教育によって、自己を深め、他者と共に生きる人間の育成を建学の精神としています。「人間学専攻」は、4年間の学部教育の土台のうえに、さらに人間の共生に関する問題を人間の文化や社会、歴史という視点から、人間の存在に関わる基本的な学問である宗教学、神学、哲学、倫理学等によって、さらには社会学、教育学、経済学等の隣接学問も視野に入れて、総合的に研究することを目指します。これらの研究によって、新しい知識や情報、そして技術が社会のあらゆる領域での活動の基盤としてその重要性を増す社会（知識基盤社会）を支え、また構築しうる人材を育成します。

【教育課程の特徴】

「人間学専攻」の教育課程は、「特論科目」「演習科目」「研究指導科目」の三科目区分で構成されています。ヘブライ思潮、キリスト教思潮、近代思潮、現代思潮の科目により人間の共生を巡る問題を歴史的に研究し、さらに人間共生特論・演習、聖書学特論・演習、宗教学特論・演習、共生哲学・共生思想特論・演習、人間存在特論・演習、社会経済思想特論・演習の科目により人間の共生構築を文化的、社会的視点から研究していきます。また同時に、研究倫理、学術情報の収集、研究発表、研究論文作成等の指導も計画的、体系的になされていきます。これらの科目構成によって、現代の様々な人間の共生の問題を総合的かつ重層的に研究し、共生社会を構築しうる人材の育成に教育課程の特徴があります。

【養成する人材像】

国際人としてのグローバルな視点を持ち、異文化を理解し尊重できる能力、共生感覚に優れ指導的な役割を担いうる人材の育成を目標としています。

キリスト教精神の深い造詣、高度な幅広い教養、分野横断的な知見、高い倫理性を身につけます。人間の共生の課題探究、共生の原理を創出しうる力量を修得し、共生社会の構築に向かう総合的リテラシー（情報の解釈・分析・考察・判断・表現の力量）を身につけます。



【卒業後の進路】

卒業後の進路は、国家公務員・地方公務員、教員、児童指導員（児童養護施設職員）、各総合職、博士課程進学、さらには各種インストラクター、NPO・NGO 活動等が想定されます。

【入試区分・募集人員】

入試区分	一般入試		教会推薦入試		社会人入試	
	前期日程	後期日程	前期日程	後期日程	前期日程	後期日程
人間学専攻 募集人員	3名	3名	若干名	若干名	若干名	若干名

*入試区分・募集人員については予定です。

【学納金】

学納金は未定ですが、既存専攻の学納金は以下の通りです。

	入学金*	授業料	施設設備資金	その他諸費*	合計
心理学専攻	250,000	505,000	190,000	25,450	967,200
健康栄養学専攻	250,000	505,000	250,000	25,450	1,030,450

* 「その他諸費」には、後援会費、同窓会費等が含まれています。

* 尚綱学院大学卒業生は入学金及び同窓会費は全額免除されます。

【設置予定場所】

■住所

宮城県名取市ゆりが丘 4-10-1
尚綱学院大学 ゆりが丘キャンパス内

■アクセス

バス（宮城交通）

JR 仙台駅から西口バスプール 8 番のりば（約 40 分）

地下鉄長町南駅から 3 番のりば（約 15 分）

JR 南仙台駅から西口のりば（約 15 分）

自家用車

JR 仙台駅から国道 286 号を「山形方面」へ（約 20 分）

仙台南 I.C.から国道 286 号を「ゆりが丘」へ（約 5 分）

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	ゴウダ カミ 合田 隆史 <平成26年4月1日>		修士 (行政 学)		尚綱学院大学 学長 (平成26.4)

別記様式第3号(その2の1)

教 員 の 氏 名 等													
(総合人間科学研究科人間学専攻)													
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配 年	当 次	担 単 位 数	当 年 開 講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
1	専	教授	オオタ ケンジ 太田 健児 <平成29年4月>		教育学 修士		近代思潮 人間存在論特論 人間存在論演習I 人間存在論演習II 特別研究	1前 1前 1後 2前 1~2通		2 2 2 2 8	1 1 1 1 1	尚綱学院大学 総合人間科学部 教授 (平成15年4月)	5日
2	専	教授	メグロ ツネオ 目黒 恒夫 <平成29年4月>		教育学 修士		人間共生特論 人間共生演習I 人間共生演習II 特別研究	1前 1後 2前 1~2通		2 2 2 8	1 1 1 1	尚綱学院大学 総合人間科学部 教授 (平成15年4月)	5日
3	専	教授	ヤナイ マコト 箭内任 <平成29年4月>		博士 (情報 科学)		現代思潮 共生哲学・共生思想特論 共生哲学・共生思想演習I 共生哲学・共生思想演習II 特別研究	1後 1前 1後 2前 1~2通		2 2 2 2 8	1 1 1 1 1	尚綱学院大学 総合人間科学部 教授 (平成20年4月)	5日
4	専	教授	タカハシ シン 高橋 真 <平成29年4月>		経済学 博士		社会経済思想特論 社会経済思想演習I 社会経済思想演習II 特別研究	1前 1後 2前 1~2通		2 2 2 8	1 1 1 1	尚綱学院大学 総合人間科学部 教授 (平成15年4月)	5日
5	専	准教授	イマイ セイジ 今井 誠二 <平成29年4月>		文学 修士		キリスト教思潮 聖書学特論 聖書学演習I 聖書学演習II 特別研究	1後 1前 1後 2前 1~2通		2 2 2 2 8	1 1 1 1 1	尚綱学院大学 総合人間科学部 准教授 (平成21年4月)	5日
6	専	准教授	ウエムラ シズカ 上村 静 <平成29年4月>		Doctor of Philoso phy (イスラ エル)		ヘブライ思潮 宗教学特論 宗教学演習I 宗教学演習II 特別研究	1前 1前 1後 2前 1~2通		2 2 2 2 8	1 1 1 1 1	尚綱学院大学 総合人間科学部 准教授 (平成26年4月)	5日

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	1人	1人	人	人	2人	
	修 士	人	人	人	1人	1人	人	人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	人	2人	1人	人	人	3人	
	修 士	人	人	人	2人	1人	人	人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 学 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度(以下「完成年度」という。)における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。